

# 東吾妻町地域防災計画

## 【資料編】



# 目 次

<b>第1章 組織関係</b> .....	<b>1</b>
1-1 東吾妻町防災会議委員名簿 .....	1
1-2 関係機関等連絡先 .....	2
<b>第2章 条例・要綱等関係</b> .....	<b>7</b>
2-1 東吾妻町防災会議条例 .....	7
2-2 東吾妻町災害対策本部条例 .....	9
2-3 東吾妻町災害対策本部の事務分掌 .....	10
2-4 東吾妻町山地災害防止要綱 .....	13
2-5 東吾妻町防災行政無線局管理運用規則 .....	21
2-6 東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱 .....	35
2-7 東吾妻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 .....	43
2-8 東吾妻町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱 .....	44
2-9 東吾妻町災害見舞金支給要綱 .....	46
2-10 東吾妻町大雪による被災支援金等支給要綱 .....	47
<b>第3章 応援協定関係</b> .....	<b>48</b>
3-1 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例 .....	48
3-2 消防組織法第39条に基づく相互応援協定書 .....	50
3-3 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定書 .....	52
3-4 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書 .....	54
3-5 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書 .....	56
3-6 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書 .....	57
3-7 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書実施細目 .....	58
3-8 愛荘町、藍住町災害協定書 .....	59
3-9 南相馬市及び東吾妻町の災害時相互援助に関する協定書 .....	61
3-10 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書 .....	63
3-11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 .....	65
3-12 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書 .....	67
3-13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書 .....	69
<b>第4章 災害危険箇所関係</b> .....	<b>71</b>
4-1 土石流危険溪流 .....	71
4-2 地すべり防止区域（林務関係） .....	75
4-3 地すべり危険箇所（土木関係） .....	75
4-4 急傾斜地崩壊危険区域 .....	76
4-5 急傾斜地崩壊危険箇所 .....	77

4-6	雪崩危険箇所（土木関係）	82
4-7	山地災害危険地区数（民有林）	82
4-8	土砂災害（特別）警戒区域指定状況	83
4-9	災害危険区域に関する類似用語の説明	98
<b>第5章</b>	<b>気象関係</b>	<b>100</b>
5-1	雨量観測施設	100
5-2	水位観測施設	100
5-3	気象庁震度階級	100
<b>第6章</b>	<b>通信関係</b>	<b>102</b>
6-1	東吾妻町防災行政無線局一覧表（固定系）	102
6-2	東吾妻町防災行政無線局一覧表（移動系）	103
<b>第7章</b>	<b>避難収容関係</b>	<b>104</b>
7-1	避難場所・避難施設一覧	104
7-2	要配慮者施設	105
<b>第8章</b>	<b>医療救護関係</b>	<b>106</b>
8-1	医療機関	106
8-2	薬局	107
8-3	トリアージタッグ	108
<b>第9章</b>	<b>輸送・交通関係</b>	<b>109</b>
9-1	東吾妻町ヘリコプター離着陸場	109
9-2	町有車両一覧表	109
9-3	異常気象時の通行規制区間及び規制基準	110
9-4	緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章	110
<b>第10章</b>	<b>食料及び飲料水、物資の調達・保管関係</b>	<b>113</b>
10-1	補給水利の所在、水量	113
10-2	食料調達可能在庫場所、販売店一覧	114
10-3	物資の保管場所	115
<b>第11章</b>	<b>廃棄物処理施設・埋火葬関係</b>	<b>116</b>
11-1	廃棄物処理施設	116
11-2	遺体収容所	116
11-3	火葬場	116

<b>第12章 応急復旧工事関係</b> .....	<b>117</b>
12-1 町内建設業者名簿 .....	117
12-2 仮設住宅建設予定地 .....	117
<b>第13章 文化財関係</b> .....	<b>118</b>
13-1 指定文化財一覧 .....	118
<b>第14章 自衛隊関係</b> .....	<b>120</b>
14-1 派遣部隊の受入れ施設 .....	120
14-2 自衛隊派遣要請に係る要求書様式 .....	120
<b>第15章 相互応援関係</b> .....	<b>121</b>
15-1 国からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担 .....	121
15-2 県・市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担 .....	121
<b>第16章 災害救助法関係</b> .....	<b>122</b>
16-1 災害救助基準 .....	122
<b>第17章 被災者等支援関係</b> .....	<b>125</b>
17-1 災害弔慰金等の支給制度 .....	125
17-2 住宅再建・取得の支援制度 .....	128
17-3 中小企業者に対する低利融資制度 .....	133
17-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度 .....	134
<b>第18章 様式集</b> .....	<b>137</b>
18-1 被害報告関係様式 .....	137
18-2 災害救助法関係様式 .....	150
<b>第19章 用語集</b> .....	<b>164</b>



# 第 1 章 組織関係

## 1-1 東吾妻町防災会議委員名簿

平成 27 年 1 月 30 日現在

会 長

	選出区分(条例第 3 条第 2 項)	職 名
	町 長	東吾妻町長

委 員

	選出区分(条例第 3 条第 5 項)	職 名
1	指定地方行政機関の職員 (1 号委員)	吾妻森林管理署 次長
2	県の職員 (2 号委員)	吾妻行政県税事務所 所長
3		中之条土木事務所 次長
4		吾妻環境森林事務所 所長
5		吾妻農業事務所 所長
6		吾妻保健福祉事務所 次長
7		県警察 (3 号委員)
8	町の職員 (4 号委員)	総務課長
9		企画課長
10		地域政策課長
11		保健福祉課長
12		町民課長
13		税務課長
14		農林課長
15		建設課長
16		上下水道課長
17		会計課長
18	教育課長	
19	教育長 (5 号委員)	東吾妻町教育長
20	消防長 (6 号委員)	吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部 消防長
21	消防団長 (7 号委員)	東吾妻町消防団 団長
22	指定公共機関又は指定地方公 共機関の職員 (8 号委員)	N T T 東日本(株)群馬支店 支店長
23		東京電力(株)渋川支社 副支社長
24		原町赤十字病院 事務部長
25		吾妻郡医師会 顧問

関係者

		職 名
		東吾妻町副町長

事務局

	課 名	職 名
1	総務課	次 長
2		係 長
3		主 任

◎ 防災会議条例による委員の選出

## 1-2 関係機関等連絡先

### (1) 町

名称	所在地	電話番号
東吾妻町役場（本庁）	東吾妻町大字原町 594-3	0279-68-2111
〃 東支所	東吾妻町大字奥田 39-1	0279-59-3111
〃 太田出張所	東吾妻町大字植栗 160	0279-68-2328
〃 岩島出張所	東吾妻町大字岩下 102	0279-67-2001
〃 坂上出張所	東吾妻町大字本宿 90	0279-69-2001
吾妻広域消防本部（東部消防署）	東吾妻町大字原町 35	0279-68-0119
東吾妻町消防団	東吾妻町大字原町 594-3	0279-68-2111

### (2) 県

名称	所在地	電話番号
群馬県庁	前橋市大手町 1-1-1	027-223-1111
県総務部危機管理室	〃	027-226-2242
県総務部消防保安課	〃	027-226-2241
県健康福祉部薬務課	〃	027-226-2666
県県土整備部道路管理課 （道路管理係）	〃	027-226-3595
県土整備部砂防課	〃	027-226-3633
環境森林部環境保全課（大気保全係）	〃	027-226-2837
食品安全局動物管理センター	沼田市佐山町 261-1	0278-23-9359
県吾妻振興局吾妻行政県税事務所	中之条町大字中之条町 664	0279-75-3301
県吾妻振興局吾妻農業事務所	〃	0279-75-2311
県吾妻振興局吾妻環境森林事務所	〃	0279-75-4611
県吾妻振興局吾妻保健福祉事務所	中之条町西中之条 183-1	0279-75-3303
県吾妻振興局中之条土木事務所	中之条町大字中之条町 709-1	0279-75-3047
教育委員会事務局吾妻教育事務所	中之条町大字中之条町 664	0279-75-3370
吾妻警察署	東吾妻町大字原町 21-1	0279-68-0110
箱島駐在所	東吾妻町大字箱島 774-1	0279-59-3151
小泉駐在所	東吾妻町大字小泉 507-1	0279-68-3107
岩下駐在所	東吾妻町大字岩下 300	0279-67-2255
大戸駐在所	東吾妻町大字大戸 362-1	0279-69-2210



## (3) 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話番号
関東財務局 前橋財務事務所	前橋市大手町 2-10-5	027-221-4491
関東農政局 前橋地域センター	前橋市紅雲町 1-2-2	027-221-1181
関東森林管理局 吾妻森林管理署	中之条町大字伊勢町 771-1	0279-75-3344
関東地方整備局 高崎河川国道事務所	高崎市栄町 6-41	027-345-6000
関東地方整備局 利根川水系砂防事務所	渋川市渋川 121-1	0279-22-4177
関東地方整備局 八ッ場ダム工事事務所	長野原町大字与喜屋 11	0279-82-2311
東京管区气象台 前橋地方气象台	前橋市昭和町 3-20-12	027-234-5022
気象庁浅間山火山防災連絡事務所	長野県北佐久郡軽井沢町大字 長倉字北浦 1706-8	0267-45-2167

## (4) 自衛隊

名 称	所 在 地	電話番号
自衛隊群馬地方協力本部	前橋市南町 3 丁目 64-12	027-221-4471
陸上自衛隊第 12 旅団司令部第三部	榛東村新井 1017-2	0279-54-2011 内線 234、239

## (5) 指定公共機関

名 称	所 在 地	電話番号	
日本郵便(株)	箱島郵便局	東吾妻町大字箱島 795	0279-59-3015
	原町郵便局	東吾妻町大字原町 410	0279-68-2200
	岩下郵便局	東吾妻町大字岩下 1857-6	0279-67-2200
	大戸郵便局	東吾妻町大字大戸 211-3	0279-69-2002
	植栗簡易郵便局	東吾妻町大字植栗 160	0279-68-2328
	厚田簡易郵便局	東吾妻町大字厚田 711-1	0279-67-3552
	本宿簡易郵便局	東吾妻町大字本宿 90	0279-69-2001
	須賀尾簡易郵便局	東吾妻町大字須賀尾 1208-1	0279-69-2090
東日本電信電話(株) 群馬支店	高崎市高松町 3	027-326-0646	
(株)NTTドコモ 群馬支店	前橋市東善町 122	027-290-4869	
日本赤十字社 群馬県支部	前橋市光が丘町 32-10	027-254-3636	
日本放送協会 前橋放送局	前橋市元総社町 189	027-251-1711	
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所	沼田市上原町 1682	0278-24-5711	
東日本旅客鉄道(株)高崎支社	高崎市栄町 6-26	027-320-7157	
日本通運(株)群馬支店	前橋市中内町 79-1	027-266-4122	
東京電力(株)群馬支店高崎支社	高崎市宮元町 1-2	0120-99-5222	

(6) 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
(社)群馬県医師会	前橋市千代田町1丁目7-4	027-231-5311
(社)群馬県歯科医師会	前橋市大友町1-5-17	027-252-0391
(公社)群馬県看護協会	前橋市上泉町1858の7	027-269-5565
(一社)群馬県LPガス協会	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-255-6121
群馬県石油協同組合	前橋市鳥羽町35-5	027-251-1888
(一社)群馬県バス協会	前橋市野中町588	027-261-2072
(社)群馬県トラック協会	前橋市野中町595	027-261-0244
群馬テレビ(株)	前橋市上小出町三丁目38-2	027-219-0001
(株)エフエム群馬	前橋市若宮町1-4-8 GNビル	027-234-8000

(7) 公共的団体

名 称	所 在 地	電話番号
J Aあがつま本店	東吾妻町大字原町607	0279-68-2911
J Aあがつま太田支店	東吾妻町大字小泉483	0279-68-2824
J Aあがつま原町支店	東吾妻町大字原町607	0279-68-2572
J Aあがつま岩島支店	東吾妻町大字矢倉87-1	0279-67-2011
J Aあがつま坂上支店	東吾妻町大字本宿360-2	0279-69-2011
J Aあがつま東支店	東吾妻町大字五町田368-1	0279-59-3211
東吾妻町社会福祉協議会	東吾妻町川戸233	0279-68-2772
東吾妻町商工会	東吾妻町大字原町979-4	0279-68-2256

(8) 保育所・幼稚園

名 称	所 在 地	電話番号
あづま保育園	東吾妻町大字箱島1269-1	0279-59-3877
原町保育所	東吾妻町大字川戸737	0279-68-2853
岩島保育所	東吾妻町大字岩下71-3	0279-67-2506
大戸保育所	東吾妻町大字大戸350-3	0279-69-2214
東幼稚園	東吾妻町大字箱島1270-11	0279-59-3933
原町幼稚園	東吾妻町大字原町5160	0279-68-2895
太田幼稚園	東吾妻町大字植栗3333	0279-68-2062
岩島幼稚園	東吾妻町大字岩下45	0279-67-3631
坂上幼稚園	東吾妻町大字本宿407-1	0279-69-3515

(9) 小学校・中学校

名 称	所 在 地	電話番号
東吾妻町立東小学校	東吾妻町大字箱島 1596-1	0279-59-3014
東吾妻町立原町小学校	東吾妻町大字原町 789	0279-68-2016
東吾妻町立太田小学校	東吾妻町大字植栗 1104	0279-68-2389
東吾妻町立岩島小学校	東吾妻町大字岩下 46	0279-67-2039
東吾妻町立坂上小学校	東吾妻町大字本宿 401-1	0279-69-2005
東吾妻町立東吾妻中学校	東吾妻町原町 5230	0279-68-2243

(10) 県立学校

名 称	所 在 地	電話番号
群馬県立吾妻高等学校	東吾妻町大字原町 192	0279-68-2334

(11) 放課後児童クラブ（学童保育所）

名 称	所 在 地	電話番号
あづま児童クラブ	東吾妻町大字箱島 1269-1	0279-59-3877
学童保育所ジャンケンボン	東吾妻町大字植栗 1872	0279-68-0199
原町こどもクラブ	東吾妻町大字原町 811	0279-68-2006

(12) 保健施設・福祉施設

名 称	所 在 地	電話番号
保健センター	東吾妻町大字原町 1117-1	0279-68-5021
特別養護老人ホームいわびつ荘	東吾妻町大字原町 5015	0279-68-4840
すこやかセンター福寿草	東吾妻町大字新巻 320-4	0279-59-3266
デイサービスセンターほっかほか	東吾妻町大字植栗 344-3	0279-68-5735
デイサービスセンターおおど	東吾妻町大字大戸 15-1	0279-26-3434
デイサービスセンター水仙	東吾妻町大字川戸 233	0279-68-5141
デイサービスセンターはらまち	東吾妻町大字原町 50	0279-76-4165
あがつま在宅ケアセンター	東吾妻町大字原町 705-1	0279-68-5488
デイサービス 倅粋庵 松谷	東吾妻町大字松谷 812-3	0279-26-3912
ひがしあがつま地域活動支援センター	東吾妻町大字矢倉 581-1	0279-67-2008
岩櫃ふれあいの郷	東吾妻町大字原町 1046	0279-68-2261

## (13) 近隣市町、協定締結市町等

名 称	担当部署	所 在 地	電話番号
高崎市	防災安全課	高崎市高松町 35-1	027-321-1352
渋川市	行政課	渋川市石原 80	0279-22-2111
中之条町	総務課	中之条町大字中之条町 1091	0279-75-2111
長野原町	総務課総務係	長野原町大字長野原 66-3	0279-82-2244
嬭恋村	総務課	嬭恋村大字大前 110	0279-96-0511
草津町	総務課	草津町大字草津 28	0279-88-0001
高山村	総務課	高山村大字中山 2856-1	0279-63-2111
吾妻広域市町村 圏振興整備組合	事務局	中之条町大字西中之条 135	0279-75-4700
東京都杉並区	防災課	東京都杉並区阿佐谷南 1 丁目 15-1	03-3312-2111
福島県南相馬市	危機管理課	福島県南相馬市原町区本町 2 丁目 27	0244-24-5232
滋賀県愛荘町	総務課	滋賀県愛知郡愛荘町愛知川 72	0749-42-7680
徳島県藍住町	総務課	徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1	088-637-3111

## 第2章 条例・要綱等関係

---

### 2-1 東吾妻町防災会議条例

平成18年3月27日条例第14号

東吾妻町防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、東吾妻町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 東吾妻町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 東吾妻町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから東吾妻町長が任命する者
  - (2) 群馬県の知事の部内の職員のうちから東吾妻町長が任命する者
  - (3) 群馬県警察の警察官のうちから東吾妻町長が任命する者
  - (4) 東吾妻町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 東吾妻町の教育委員会の教育長
  - (6) 東吾妻町の消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから東吾妻町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ2人、6人、1人、8人及び4人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、東吾妻町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験を有する者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年3月27日から施行する。

## 2-2 東吾妻町災害対策本部条例

平成 18 年 3 月 27 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、東吾妻町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

## 2-3 東吾妻町災害対策本部の事務分掌

部名 (部長担当職)	班名 (班長)	分掌事務
総務対策部  (部長) 総務課長  (副部長) 企画課長 税務課長 会計課長 東支所長 議会事務局長	総務班 (総務課次長)	1 本部長の指示又は指令等に関する事 2 各部の連絡調整に関する事 3 防災会議との連絡に関する事 4 職員の動員及び配置人員の調整に関する事 5 関係機関との連絡調整及び派遣要請に関する事 6 自衛隊の派遣及びその他関係機関への要請連絡に関する事 7 交通安全対策の連絡調整に関する事 8 交通状況の調査に関する事 9 交通の確保、指示及び制限に関する事 10 災害応急措置関係予算に関する事 11 消防団の連絡調整に関する事 12 防災行政無線に関する事 13 人命救助及び避難・誘導に関する事 14 町民からの災害に関する相談 15 その他各部に属しない事項
	企画班 (企画課次長)	1 災害情報の収集、伝達報告に関する事 2 被害状況の調整に関する事 3 被害状況の報告に関する事 4 各部との連絡調整に関する事
	財政班 (企画課次長)	1 災害応急措置関係予算に関する事
	管財班 (総務課次長)	1 被害町有施設の調査及び応急措置に関する事 2 その他本部の事務に必要な施設の整備に関する事
	広報班 (総務課次長)	1 気象情報の受信及び伝達に関する事 2 災害の発表報道及び啓発宣伝に関する事 3 災害記録写真の撮影及び各種資料の収集に関する事
	税務班 (税務課次長)	1 住宅、非住宅等災害情報の収集に関する事 2 被災納税者の調査、徴収猶予及び減免に関する事
	出納班 (会計課次長)	1 義援金品の受付保管に関する事 2 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付指導に関する事 3 住宅金融支援機構の特別融資に関する事 4 災害関係の経理に関する事



部名 (部長担当職)	班名 (班長)	分掌事務
民生対策部  (部長) 保健福祉課長  (副部長) 町民課長	民生班 (保健福祉課次長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助の総合調整に関する事</li> <li>2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事</li> <li>3 救護施設の管理又は使用に関する事</li> <li>4 救護物資の供給確保に関する事</li> <li>5 救助物資の保管及び受払に関する事</li> <li>6 生活必需品の需給に関する事</li> <li>7 生活必需品関係業者との連絡に関する事</li> <li>8 墓地、埋火葬に関する事</li> <li>9 保育所児童の避難誘導に関する事</li> <li>10 保育所施設の被害の応急措置に関する事</li> <li>11 外国人に関する事</li> <li>12 災害義援金品の募集配分に関する事</li> <li>13 ボランティア活動の支援、推進に関する事</li> <li>14 寝たきり老人の避難誘導に関する事</li> <li>15 生活福祉資金の貸付指導に関する事</li> <li>16 社会福祉施設入所者の避難誘導に関する事</li> <li>17 社会福祉施設の災害対策、被害調査及び応急措置に関する事</li> <li>18 日赤奉仕団の要請に関する事</li> </ol>
	衛生班 (保健福祉課次長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 衛生環境関係災害情報の収集に関する事</li> <li>2 救護班の編成に関する事</li> <li>3 医療関係者の動員に関する事</li> <li>4 食品衛生に関する事</li> <li>5 感染症等の防疫業務に関する事</li> <li>6 防疫薬品及び資材の調達供給に関する事</li> <li>7 救急薬品等の供給確保に関する事</li> <li>8 災害時における医療、助産に関する事</li> <li>9 公害防止対策に関する事</li> <li>10 ごみ、し尿の処理に関する事</li> </ol>
産業対策部  (部長) 農林課長	農業総務班 (農林課次長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林関係災害情報の収集に関する事</li> <li>2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事</li> <li>3 農作物及び農業用施設の被害調査に関する事</li> <li>4 部内の連絡、調整に関する事</li> </ol>
	農業技術班 (農林課次長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害農作物の応急措置に関する事</li> <li>2 被災農地及び農業用施設の応急措置に関する事</li> <li>3 被害農作物農薬及び肥料の供給指導に関する事</li> <li>4 被災園芸、農産物及び特産物の応急措置に関する事</li> <li>5 家畜の防疫、診断、畜産施設の応急措置に関する事</li> <li>6 災害時における飼料の供給に関する事</li> </ol>
	農業経済班 (農林課次長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物及び農業用施設被害に対する助成並びに金融措置に関する事</li> <li>2 応急食糧等の調達、配給等に関する事</li> <li>3 林業関係災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>4 町有林の災害対策及び被害調査に関する事</li> </ol>
	商工観光班 (農林課次長)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工、鉱工業の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>2 被災中小企業に対する金融措置に関する事</li> <li>3 生活必需品関係業者との連絡に関する事</li> <li>4 災害救助に係る労務者の確保に関する事</li> <li>5 被災者の就職の斡旋等に関する事</li> <li>6 観光施設の災害対策及び被害調査に関する事</li> <li>7 関係機関に対する報告及び連絡に関する事</li> </ol>

部名 (部長担当職)	班名 (班長)	分掌事務
土木対策部  (部長) 建設課長  (副部長) 上下水道課長	土木班 (建設課次長)	1 土木関係災害情報の収集に関する事 2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事 3 河川情報の収集その他水害予防に関する事 4 道路及び橋りょうの災害応急復旧に関する事 5 急傾斜地崩壊防止施設の応急措置に関する事 6 災害町営住宅に関する事 7 被害林道その他施設の応急修理及びその指導 8 山崩れ及び治山施設等の応急措置に関する事
	住宅班 (建設課次長)	1 町営住宅の災害対策及び被害対策に関する事 2 被害建築物の調査に関する事 3 被害建築物の応急措置に関する事
	上下水道班 (上下水道課次長)	1 飲料水の確保及び供給に関する事 2 上下水道施設の被害調査に関する事 3 被害上下水道施設の応急措置に関する事
	ダム対策班 (建設課次長)	1 ダム関連工事の災害情報の収集に関する事 2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事
文教対策部  (部長) 教育課長  (副部長) 教育課次長 中央公民館長	教育総務班 (教育課次長)	1 教育関係災害情報の収集に関する事 2 関係機関に対する報告又は連絡に関する事 3 教育関係施設の被害応急措置に関する事 4 幼稚園、小学校及び中学校の園児、児童生徒の避難等の指導に関する事 5 災害時における児童生徒の応急教育に関する事 6 災害時における学校給食に関する事 7 教育関係義援金品の受付、配分に関する事 8 関係機関に対する報告及び連絡に関する事
	社会教育班 (教育課次長)	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関する事 2 文化財の被害状況に関する事 3 婦人会等の協力要請に関する事
	公民館班	1 関係機関に対する報告及び連絡に関する事
事業等対策部  (部長) 地域政策課長	施設班 (地域政策課次長)	1 温泉施設利用客の避難誘導に関する事
備考	本部長は、必要に応じこれらの部に準じ協力部を設置できる	

※役職が空席の場合は、次席の職が代理する。

## 2-4 東吾妻町山地災害防止要綱

平成 18 年 3 月 27 日告示第 118 号

(目的)

第 1 条 この告示は、山地における開発行為に起因して生ずる災害を未然に防止することにより町民の生命及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 山地 木竹が集団して生育している土地及び木竹の集団的な生育に供される土地並びにこれらに内在するその他の土地であつて、住宅地、農地等として使用される土地以外のものをいう。
- (2) 開発行為 山地において次に掲げる行為の実施に伴い土石を移動する行為をいう。
  - ア 施設の新設、改良又は廃止
  - イ 土石の採取
- (3) 開発事業者 開発行為を実施する者をいう。
- (4) 防災施設 開発行為に起因して生ずる災害を防止することを目的とする施設をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、町内の開発行為の状況の把握に努めるとともに、開発事業者に対し、防災施設について必要な指導を行うものとする。

(開発事業者の責務)

第 4 条 開発事業者は、開発行為の実施に当たって災害の生ずることのないよう別表に掲げるところにより防災施設を設置するものとする。

(経費の負担)

第 5 条 前条の規定に基づく防災施設の設置に要する経費は、当該開発事業者の負担とする。

(開発行為実施届等)

第 6 条 一の開発行為において移動する土石の容量（掘削及び盛土石等の行為を行う場合は、その合計量）が 500 立方メートル以上のものを実施しようとするものは、山地における開発行為実施届出書（様式第 1 号。以下「実施届出書」という。）に第 4 条の規定に基づく防災施設の設計書を添えて、当該開発行為を実施しようとする日の 20 日前までに町長に提出するものとする。

2 前項の実施届出書を提出した開発事業者は、当該移動する土石の容量においてその数量の 20 パーセント以上の変更をしようとするときは、山地における開発行為変更届出書（様式第 2 号）に防災施設の変更設計書を添えて、あらかじめ町長に提出するものとする。

(防災施設完成届)

第 7 条 前条の実施届出書を提出した開発事業者は、当該開発行為に係る防災施設の設置を完了したときは、その日から 10 日以内に、山地における防災施設完成届出書（様式第 3 号。以下「完成届出書」という。）を町長に提出するものとする。

(開発行為廃止届等)

第 8 条 第 6 条の実施届出書を提出した開発事業者は、当該開発行為を廃止し、又は中止したときは、山地における開発行為廃止・中止届出書（様式第 4 号）を遅滞なく町長に提出するものとする。

(開発事業者の名義変更届)

第9条 第6条の実施届出書を提出した開発事業者の名義に変更があったときは、新たに名義人となった者は、山地における開発行為名義変更届出書(様式第5号)を当該変更のあった日から、10日以内に町長に提出するものとする。

(標識の設置)

第10条 第6条の実施届出書(前条の名義変更届出書を含む。)を提出した開発事業者は、開発行為を実施する期間中、当該開発行為を実施する場所の見やすい位置に、山地における開発行為標識(様式第6号)を設置するものとする。

(適用除外)

第11条 この告示の規定は、次に掲げるものについては、これを適用しない。

- (1) 国若しくは地方公共団体又は国若しくは地方公共団体が資本金、基本金及びその他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人が実施する開発行為
- (2) 法令の定めるところにより許可を受け、又は届出をして実施する開発行為
- (3) 火災、風水害及びその他非常災害に際し、防災上必要な応急措置として実施する行為
- (4) 東吾妻町土地開発事業等指導要綱(平成18年東吾妻町告示第115号)の定めるところにより届出して実施する開発行為

(助言又は勧告)

第12条 町長は、第6条の実施届出書及び第7条の完成届出書の提出があった場合において、開発事業者に対し災害防止のため必要があると認めるときは、当該防災施設の内容について助言又は勧告をするものとする。

(立入調査)

第13条 町長は、この告示の施行に必要な限度において、その職員に現地に立ち入り、防災施設の状態を調査させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の吾妻町山地災害防止要綱(昭和47年吾妻町施行)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

区分	工種	規模
開発行為を実施する地域内における工事中の浮遊土石の処置	えん堤工 よう壁工	当該浮遊土石を当該区域内に貯留し、又は固定するために必要な規模
開発行為に伴う捨土石の処置	よう壁工 暗渠排水工 のり面緑化工	雨水及び浸透水による当該捨土石の流出を防止するために必要な規模
土石の採取跡地の処置	のり切工 土留工 水路工 のり面緑化工	当該土石の崩壊及び流出を防止するために必要な規模

山地における開発行為実施届出書

年 月 日

東吾妻町長 様  
住 所

氏名又は名称  
及び代表者名 印

次のとおり開発行為を実施します。

- 1 開発行為の種類
- 2 開発行為の実施場所 東吾妻町大字 字 番外 筆
- 3 開発行為の実施区域面積
- 4 開発行為の内容

建築物、工作物、施設、作業の名称	規 模 構 造	数 量

- 5 予定移動土石の容量  $m^3$
- 6 開発行為の実施期間 から まで

添付書類

- (1) 開発行為実施計画平面図及び土量計算図
- (2) 防災施設設計書（平面図、構造図、縦断面図、数量表）

様式第2号（第6条関係）

山地における開発行為変更届出書

年 月 日

東吾妻町長 様  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年 月 日付けで届出をした開発行為を、次のとおり変更します。

1 変更内容

2 変更の理由

添付書類

- 1 変更後の開発行為実施計画平面図
- 2 防災施設の変更設計書

様式第3号（第7条関係）

山地における防災施設完成届出書

年 月 日

東吾妻町長 様  
住 所  
氏名又は名称  
及び代表者名 印

年 月 日付けで届出をした開発行為に係る防災施設は 年 月 日完成  
しました。

様式第4号（第8条関係）

廃止

山地における開発行為 届出書

中止

年 月 日

東吾妻町長 様

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

年 月 日付けで届出をした開発行為は、次のとおり

廃止  
中止  
しました。

1 廃止  
中止 年 月 日

2 廃止  
中止 の理由

3 既移動土石の容量 m<sup>3</sup>

4 開発行為 廃止  
中止 時における防災施設の実施状況



様式第5号(第9条関係)

山地における開発行為名義変更届出書

年 月 日

東吾妻町長 様

住 所

氏名又は名称  
及び代表者名

印

年 月 日付け 名義で届出をした開発行為について 年 月 日  
次のとおり変更がありました。

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様式第6号（第10条関係）

← 50センチメートル以上 →				
山地における開発行為標識				
氏名又は 名称住所	電話番号			
開発行為の種類				
開発行為の実施 場所	大字	郡 字	町 番外筆	区域 面積
開発行為の実施 期間	から まで			
届出年月日	年 月 日			
↑ 40センチメートル以上 ↓				
↑ 50～120センチメートル ↓				

## 2-5 東吾妻町防災行政無線局管理運用規則

平成 19 年 3 月 22 日規則第 15 号

(目的)

第 1 条 この規則は東吾妻町地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する東吾妻町防災行政無線施設（以下「無線施設」という。）の管理について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）及び関係法規に定めるもののほか必要な事項を定め、合理的かつ円滑な通信の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 無線局とは、電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報親局とは、特定の 2 以上の同報子局に対し、同時に同一内容の通報等を送信する無線施設をいう。
- (3) 同報子局とは、同報親局の通信の相手方となる受信設備（アンサーバック機能等を付加する場合は、送受信設備を含む。）をいう。
- (4) 基地局とは、陸上移動局を通信の相手方として、東吾妻町役場内に設置する移動しない無線施設をいう。
- (5) 陸上移動局とは、陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載型、車載携帯型及び可搬型並びに特定の場所に常置して運用する集落可搬型の無線施設をいう。
- (6) 無線従事者とは、電波法第 2 条第 6 号に規定する者をいう。

(無線局の総括管理者)

第 3 条 無線局に総括管理者を置く。

- 2 総括責任者は、無線局の管理、運用の業務を総括し管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、町長の職にある者をあてる。

(管理責任者)

第 4 条 無線局に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受けその無線局の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、総務課長の職にある者をあてる。

(通信取扱責任者)

第 5 条 無線局に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名しこれにあてる。

(無線従事者の配置養成等)

第 6 条 総括管理者は、無線施設の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

- 2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。
- 3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年 12 月末日現在における無線従事者名簿（様式第 1 号）を作成する。

(無線従事者の任務)

第7条 無線従事者は、無線設備の操作を行うとともに無線業務日誌に記載する。(様式第2号)  
2 基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線設備の操作を指揮監督する。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法を遵守し、法令に基づく無線施設の運用を行う。  
2 通信取扱者は、無線施設の運用にたずさわる一般職員とする。

(書類の管理)

第9条 管理責任者は、電波法令に基づく業務書類を管理保管する。  
2 管理責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。  
3 無線業務日誌は、記入の都度管理責任者及び通信取扱責任者の査閲をうけるものとする。  
4 管理責任者は、主任無線従事者・無線従事者選解任届及び無線業務日誌を整理保管しておくものとする。

(提出書類)

第10条 総括責任者は、無線従事者を選任又は解任したときは遅滞なく主任無線従事者・無線従事者選(解)任届(様式第3号)により関東電気通信監理局長に届出をするものとする。

(無線施設の運用)

第11条 無線施設の運用方法については、別に定める運用規程によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第12条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。  
(1) 月点検  
(2) 四半期点検  
(3) 年点検(年1回以上)  
2 前項の点検結果は、点検簿(様式第4号)に記録しておくものとする。  
3 保守点検の責任者は次のとおりとする。  
(1) 月点検 通信取扱責任者  
(2) 四半期点検 管理責任者  
(3) 年点検 総括責任者  
4 予備装置及び予備電源については毎四半期1回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。  
5 点検結果、異常を発見したときは、直ちに責任者に報告し、措置するとともに保守契約を締結している業者等に連絡し障害の除去に努めるものとする。

(通信訓練)

第13条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。  
(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 年1回以上  
(2) 定期通信訓練 四半期ごと  
2 訓練は、通信統制訓練、住民への警報等の伝達訓練及び移動系による情報収集伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第 14 条 総括管理者は、毎年 1 回以上、通信取扱者に対して電波法令、運用方法及び無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(吾妻町防災行政無線局管理運用規則の廃止)

2 東吾妻町暫定施行の吾妻町防災行政無線局管理運用規則（平成 7 年吾妻町規則第 2 号）は、廃止する。

様式第1号（第6条第3項関係）

無線従事者名簿

東吾妻町長 様

管理責任者  
総務課長

無線従事者名簿を作成したので下記のとおり報告いたします。

	氏名	資格	免許番号	免許番号年月日	選任年月日
通信取扱責任者	正	特殊無線技師（電話無線乙）			
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				
	副				

様式第2号—1（第7条第1項関係）

無線業務日誌

呼出名称：ぼうさいひがしあがつま

平成 年 月 日	無線従事者	資格		氏名		自 時 分・至 時 分
		資格		氏名		自 時 分・至 時 分
種 類	区 分	区域（個別の場合に限る）		開始時刻	特記事項（注1）	
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
定時・緊急	一斉・グループ・個別					
その他（注2）						
その他（注2）						
その他（注2）						
その他（注2）						
その他（注2）						

注1：（1）空電・混信・受信感度の減退等の通信状態、（2）通信事項その他参考となる事項  
 注2：（1）機器の故障の事実・原因及びこれに対する措置の内容、（2）電波の規正についての指示を受けた時はその事実及び措置の内容、（3）電波法第74条第1項に規定する通信の実施状況、（4）発射電波の周波数の偏差を修正したときは、その結果及び許容偏差を超える偏差がある時はその措置の内容、（5）電波法第80条はその事実、（6）その他参考となる事項







様式第4号—1（第12条第2項関係）

無線局月点検記録簿  
（固定局又は親局）

					通信取扱者 責任者
点検年月日	平成 年 月 日	天候		点検者氏名	
設備の区分	点検の項目				点検結果
無線設備	電源電圧 V		電源電流 A		
	電源ランプ（点灯・消灯）				
	無線機器動作状態				
	AC電源断の場合の予備電源の動作				
操作卓	選択呼出（緊急一括、一括、群別、個別）の動作				
	送信ボタンを押した場合の送出状態				
	チャイム、マイクロホン、テープ（レコード）等の入力レベルの調整				
	音声レベル、信号レベルのVUメーターによる監視				
	AC電源断の場合の蓄電池による機器の動作				
付帯設備	機能動作				
備考					

様式第4号—2 (第12条第2項関係)

無線局四半期点検記録簿  
(遠隔制御器・屋外子局)

						管理責任者
						印
点検年月日	平成 年 月 日	天候		点検者氏名		印
整備の区分						
予備電源装置	電源電圧の確認 V					
	電源切替試験					
非常灯	室 室 室 室					
空中線系						
屋外子局 設置	総合作動 試験	子局NO.	結 果	子局NO.	結 果	
		0		15		
		1		16		
		2		17		
		3		18		
		4		19		
		5		20		
		6		21		
		7		22		
		8		23		
		9		24		
		10		25		
		11		26		
		12		27		
		13		28		
14		29				
遠隔制御器	総合作動試験	良		否		
備考	均等補充充電の実施					

様式第4号—3（第12条第2項関係）

無線局年点検記録簿  
(基地局)

					総括責任者
					印
点検年月日	平成 年 月 日	天候		点検者氏名	印
整備の区分	点検の項目				点検結果
遠隔制御器	動作試験			送受信切替	
				選択動作	
				音量調整	
				スケルチ調整	
備考	均等補充充電の実施				

様式第4号—4（第12条第2項関係）

無線局年点検記録簿  
（業務関係）

点検年月日	平成 年 月 日	局 名	
点検者氏名		管理責任者印	印
点 検 項 目		点 検 結 果	
通信取扱者に対する研修又は指導監督の有無			
選任している無線従事者数の適否			
管理責任部署に配置されている無線従事者数の適否			
主任無線従事者・無線従事者選（解）任届けの提出の有無			
免許状の備え付けの有無及び指示方法の適否			
定期通信訓練実施の有無			
無線設備の耐震対策の確認			
備 考			

様式第4号—5（第12条第2項関係）

無線局年点検記録簿  
（設備関係）

点検（測定）年月日 平成 年 月 日  
測定者氏名 印

測定機器名		測定器諸元		主任無線従事者	
				印	
				管理責任者	
				印	
局名（呼出名称）					
局種、現用、予備の別					
点検項目			点検結果		
製造番号					
電波の型式及び周波数（MHz）					
空中線電力（w）					
測定値	周波数偏差値（+・-Hz）				
	偏 移（kHz）				
	電 源 電 圧（v）				
	空 中 線 電 力（w）				
	スプリアス（2n、3n、n n-1）				
	S/N（FXに限る）				
TV1・FM1					
動作試験	予 備 装 置				
	予 備 電 源				
	総 合 テ ス ト				
備考	均等補充充電の実施				

無線局年間点検記録簿  
(移動系)

		総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者	
無線局名		実施年月日		通信担当者	測定者
		年 月 日		印	印
1	送 信 出 力	W ( 進行 W) 反射			V SWR
2	指 定 周 波 数	MHz	周 波 数 偏 差	Hz	
3	受 信 感 度	dB	スケルチ動作点	dB	
4	スプリアス輻射				
5	各 部 動 作 状 況				
	項 目	判 定		項 目	判 定
		良	否		良 否
	現 予 切 替 動 作			空 中 線	
	機 器 取 付 金 具			同 軸 ケーブル	
	マ イ ク ロ ホ ン			携 帯 用 電 源	
	ス ピ ー カ ー			電 源 関 係	
	ラ ンプ チェック			部 品 交 換 の 有 無	
	匡 体 の 外 観				
6	その他参考事項				

無線局年間点検記録簿  
(固定系)

1 無線機				総括管理者	管理責任者	通信取扱責任者	
無線局名		実施年月日		通信担当者		測定者	
		年月日		印		印	
	点検項目	現用	予備		点検項目	現用	予備
1	送信出力	W	W	5	変調入力レベル (70%)	dBm	dBm
2	指定周波数	MHz	MHz	6	受信感度	dB	dB
3	周波数偏差	Hz	Hz	7	ランプチェック	良 否	良 否
4	スプリアス 輻射			8	空中線状況	良	否

2 統制卓							
	点検項目	判定			点検項目	判定	
		良	否			良	否
1	手動通報			7	サイレン動作		
2	一斉通報			8	カセットデッキ動作		
3	個別通報			9	マイクロホン動作		
4	緊急通報			10	ランプチェック		
5	終話通報						
6	セコール 周波数						

3 電源装置							
	点検項目	判定値			点検項目	判定	
1	電源電圧12V	DC	V	4	インバーター電圧	AC	V
2	電源電圧24V	DC	V	5	電池液面状況		%
3	蓄電池電圧	DC	V	6	発動発電テスト		

4 装置架							
	点検項目	判定			点検項目	判定	
		良	否			良	否
1	自動放送装置 動作			3	カセットデッキ動作		
2	モニター動作			4	停電時の起動		

5 子局設備							
	点検項目	判定値			点検項目	判定	
						良	否
1	受信感度		dB	7	セコール作動 (一斉)		
2	周波数偏差		Hz	8	セコール作動 (個別)		
3	アンプ出力		W	9	セコール作動 (終話)		
4	S / N		dB	10	サイレン動作		
5	電源電圧		V	11	マイク動作		
6	電池の状況			12	アンテナ、ケーブルスピー ーカー (外観)		

6 その他参考事項							



## 2-6 東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱

平成 23 年 6 月 24 日告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町内に存する木造住宅の所有者に対し、町が耐震診断者を派遣して耐震診断をすることにより、地震に対する建築物の安全性の確保及び向上を図るとともに、耐震診断及び改修を促進し、もって震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 「木造住宅の耐震診断と補強方法(財団法人日本建築防災協会発行)」に基づき、一般診断法により木造住宅の地震に対する安全性を評価すること。
- (2) 耐震診断者 社団法人「群馬県建築士事務所協会」に登録された木造住宅耐震診断調査資格者をいう。

(対象建築物)

第 3 条 この告示に基づき町が耐震診断者を派遣し耐震診断を行う建築物(以下「対象建築物」という。)は、町内に存する木造住宅で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が 2 分の 1 以上のもの)
- (2) 平屋建て又は 2 階建てのもの
- (3) 在来軸組工法によって建築されたもの

(申請手続)

第 4 条 この告示に基づき耐震診断を受けようとする対象建築物の所有者(当該対象建築物が共有に係るものである場合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者 1 人)は、構造的に独立した棟ごとに、木造住宅耐震診断者派遣申請書(様式第 1 号)により町長に申請しなければならない。

(耐震診断者の派遣の決定)

第 5 条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請の内容を速やかに審査し、耐震診断者の派遣を決定したときは、木造住宅耐震診断者派遣通知書(様式第 2 号)をもって当該申請者(以下、「派遣対象者」という。)に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により耐震診断者の派遣の決定を通知する場合において、必要があると認めるときは、耐震診断者の派遣について条件を付することができる。
- 3 町長は、第 1 項に規定する審査の結果、耐震診断者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付けて、木造住宅耐震診断者派遣通知書(様式第 2 号)をもって派遣対象者に通知するものとする。
- 4 町長は、第 1 項の木造住宅耐震診断者派遣通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(申請内容の変更又は派遣の辞退)

第6条 派遣対象者は、申請内容を変更しようとするときは、木造住宅耐震診断者派遣変更申請書(様式第3号)に、耐震診断を変更する内容を確認することができる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請に基づき決定の変更を認めたときは、木造住宅耐震診断者派遣変更承認通知書(様式第4号)をもって派遣対象者に通知するものとする。

3 派遣対象者が、事情により耐震診断を取り止めるときは、速やかに木造住宅耐震診断者派遣辞退届(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(派遣決定の取消し)

第7条 町長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付けて、木造住宅耐震診断者派遣決定取消通知書(様式第6号)により当該派遣対象者に通知するものとする。

(診断者の派遣)

第8条 町長は、第5条第1項の規定により耐震診断者の派遣を決定したときは、速やかに診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する経費)

第9条 耐震診断に要する費用は、町及び国が負担するものとする。ただし、耐震診断者の交通費については、派遣対象者の実費負担とし現地調査時に耐震診断者に直接支払うものとする。

(結果報告)

第10条 町長は、耐震診断者から耐震診断結果報告を受けたときは、内容を速やかに審査しその結果を当該派遣対象者に報告しなければならない。

(派遣対象者に対する指導及び助言)

第11条 町長は、木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断結果報告書に基づき、対象建築物の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

(守秘義務等)

第12条 耐震診断者は、木造住宅耐震診断者派遣事業(以下「耐震診断者派遣事業」という。)に関し職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 派遣対象者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 処理を他に委託し又は請け負わせること。

(3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

(委任)

第13条 この告示の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月24日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

東吾妻町長

（申請者）

住 所

氏 名

㊞

電 話

木造住宅耐震診断者派遣申請書

東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第4条の規定により、下記の住宅について耐震診断者の派遣を申請します。

申請書及び添付書類を耐震診断者に情報提供することに同意します。

住宅の概要	所有者氏名				
	所在地				
	用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他）			
	構造	木造（在来軸組工法）			
	階数	階			
	床面積	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
		階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		階	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		延べ面積		m <sup>2</sup>	
	建築時期	年 月頃（ <input type="checkbox"/> 完成 <input type="checkbox"/> 着工）			
設計図の有無	<input type="checkbox"/> 有（建築確認 年 月 日第 号） （建築確認 年 月 日第 号） <input type="checkbox"/> 無				
※ 受 付 欄			※ 決 裁 欄		

- ※添付書類 （1）付近見取図  
 （2）設計図書  
 （3）その他町長が必要と認めた書類

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

(住所)

(氏名)

様

東吾妻町長

木造住宅耐震診断者派遣通知書

年 月 日付けで申請のありました耐震診断者の派遣について、東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

申請書及び添付書類を耐震診断者に情報提供することに同意します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	
	階数	階	延べ面積	m <sup>2</sup>
耐震診断期間	年 月 日から		年 月 日	
派遣耐震診断者				

備考

様式第3号（第6条関係）

<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東吾妻町長</p> <p>（申請者）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 <span style="margin-left: 200px;">印</span></p> <p>電 話</p> <p style="text-align: center;">木造住宅耐震診断者派遣変更申請書</p> <p>年 月 日付けで通知がありました東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業について変更が生じたので、東吾妻町木造住宅耐震診断補者派遣事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。</p>			
住宅の概要	所有者氏名		
	所在地		
	用途		構造
	階数	階	延べ面積
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

(住所)

(氏名)

様

東吾妻町長

木造住宅耐震診断者派遣変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業について、東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり変更の承認をしましたので通知します。

住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	
	階数	階	延べ面積	m <sup>2</sup>
耐震診断期間	年 月 日から		年 月 日	
変更承認日	年 月 日			

備考

様式第5号（第6条関係）

<p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東吾妻町長</p> <p>（申請者）</p> <p>住 所</p> <p>氏 名 <span style="float: right;">印</span></p> <p>電 話</p> <p style="text-align: center;">木造住宅耐震診断者派遣辞退届</p> <p>年 月 日付で通知がありました東吾妻町木造住宅耐震診断者派遣事業について取りやめますので、東吾妻町木造住宅耐震診断補者派遣事業実施要綱第6条の規定に基づき、次のとおり届け出します。</p>				
住宅の概要	所有者氏名			
	所在地			
	用途		構造	
	階数	階	延べ面積	㎡
取止めの理由				

年 月 日

(住所)

(氏名)

東吾妻町長

木造住宅耐震診断者派遣決定取消通知書

東吾妻町木造住宅耐震診断補者派遣事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、  
年 月 日付けで通知した木造住宅耐震診断者の派遣決定については、下記の理由により  
取り消しましたので通知します。

記

[取消の理由]



## 2-7 東吾妻町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成 18 年 3 月 27 日条例第 131 号

(目的)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の規定に基づき廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(清潔の保持)

第 2 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物及び当該地に面する歩道等の清掃を行うなどその清潔の保持に努めなければならない。

2 建物の占有者は、町長の定める計画に従い春秋の大掃除を実施しなければならない。

3 法第 16 条に規定する投棄禁止区域内においては、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正管理に努めなければならない。

4 土木建築工事の施工者は、不法投棄の誘発その他美観の汚損を招かないよう工事に伴う土砂、廃材等の整理に努めなければならない。

(一般廃棄物の自己処理)

第 3 条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち生活環境上支障のない方法で一般廃棄物を自ら処分するように努めるとともに、自ら処分できない一般廃棄物については種類ごとに各別の容器に収納し、所定の場所に集める等、施設組合が行う収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

## 2-8 東吾妻町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱

平成 18 年 3 月 27 日告示第 121 号

(目的)

第 1 条 この告示は、国が定めるがけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱(昭和 47 年 8 月 9 日付け建設省河砂発第 63 号及び建設省住指発第 654 号)に基づいてがけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対してこれに要する費用の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険住宅 がけ地崩壊及び土石流等の危険が著しいため災害危険区域又は建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条の適用区域内に存する危険な既存不適格住宅をいう。
- (2) 移転事業 危険住宅の移転を促進するために危険住宅の居住者に対し、次に掲げる経費について補助する事業をいう。
  - ア 危険住宅の除却等に要する経費
  - イ 危険住宅に代わる住宅の建設(購入も含む。)に要する経費の一部

(実施計画の作成)

第 3 条 町は、移転事業を行おうとするときは実施計画を策定し、県と協議しなければならない。

2 実施計画は、移転事業を実施しようとする地区ごとに作成するものとし、移転事業の対象となる危険住宅に対する次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 対象となる危険住宅の戸数
- (2) 危険住宅の移転方法の概要
- (3) 移転費の概算
- (4) 移転計画
- (5) 跡地計画

(補助金)

第 4 条 町は、本町に住所を有する者が前条の実施計画に基づき事業を行う場合国の定める額を経費の一部として補助する。

(指示等)

第 5 条 町は、実施計画にしたがって、危険住宅の移転を行う者に対して必要な援助指導をし、報告を求め、又は検査を行うことができる。

(補助金の返還)

第 6 条 偽りその他不正の手段により、補助金を受けた場合、町長は、その者から補助金を返還させることができる。

(その他)

第 7 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前日までに、合併前の吾妻町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和 51 年吾妻町告示第 76 号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

## 2-9 東吾妻町災害見舞金支給要綱

平成 24 年 3 月 19 日告示第 19 号

改正

平成 24 年 8 月 27 日告示第 69 号

(目的)

第 1 条 この告示は、災害により被害を受けた町民に対し見舞金を支給することにより、当該被災者の援護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 火災及び風水害をいう。
- (2) 町民 災害を受けた当時、本町において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき記録された者をいう。

(見舞金の支給額)

第 3 条 災害見舞金は、町民が災害により現に居住するために使用している住家が、次の各号に掲げる区分に該当した場合に、当該各号に定める額を支給する。ただし、故意又は重大な過失により生じた場合は除く。

- (1) 全焼、全壊 1 世帯につき 30,000 円
- (2) 半焼、半壊 1 世帯につき 15,000 円
- (3) 床上浸水 1 世帯につき 10,000 円

(その他)

第 4 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 27 日告示第 69 号）

この告示は、公布の日から施行する。

## 2-10 東吾妻町大雪による被災支援金等支給要綱

平成 26 年 3 月 28 日告示第 45 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大雪により被災した住宅等の復旧を支援することにより、被害を受けた町民に対し、被災支援金等の支給を行い、町民生活の早期回復を目指すことを目的とする。

(対象)

第 2 条 この要綱を適用する対象者等については、被災の程度により町長が決定する。

(欠格)

第 3 条 被災支援金等は、被災者がその故意又は重大な過失により災害を受けたときは、支給しない。

(種類等及び額)

第 4 条 被災支援金等の種類及び額は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 被災住宅支援金 対象工事の 30% (上限 20 万円)
- (2) 車庫・カーポート見舞金 2 万円/世帯
- (3) 事業者被災見舞金 5 万円/事業所

(支給の方法)

第 5 条 被災支援金等は、被災者又は事業者の請求により支給する。

2 被災支援金等は、前項の規定にかかわらず、町長が当該被災支援金等の支給を行うべき事由があると認めたとときに支給する。

(見舞金の返還)

第 6 条 虚偽その他不正の手段により、被災支援金等の支給を受けた者があるときは、町長は、当該被災支援金をその者から返還させることができる。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成 26 年 1 月 1 日以後の災害に係るものから適用する。

## 第3章 応援協定関係

---

### 3-1 東吾妻町災害時における相互支援に関する条例

平成25年3月18日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、災害時における市区町村間の相互の支援（以下「相互支援」という。）に関する基本的事項を定めることにより、災害から町民の生命、身体及び財産の保護に努めるとともに、災害を受けた市区町村に対する支援活動を迅速かつ適切に実施できる体制を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 町民 町内に居住、勤務又は在学する者をいう。
- (3) 協定先自治体 相互支援に関する必要な事項を定めた協定を締結した市区町村をいう。

(相互支援の推進)

第3条 東吾妻町長（以下「町長」という。）は、協定先自治体の確保に努めるものとする。

2 町長は、災害時の円滑な連携を図るため、協定先自治体との交流の促進に努めるものとする。

(災害時の支援の要請)

第4条 町長は、町の区域において災害が発生し、町民の生命、身体及び財産を保護するため協定先自治体からの支援が必要と認めるときは、速やかに支援を要請するものとする。

(協定先自治体への支援)

第5条 町長は、被災した協定先自治体からの要請に応じ、特段の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 防災備蓄物資その他の物資の供与
- (2) 防災資機材等の供与又は貸与
- (3) 物資及び防災資機材等の輸送
- (4) 災害応急対策等に従事する職員の派遣
- (5) その他町長が特に必要と認める支援

2 町長は、前項の支援を行うときは、被災した協定先自治体の負担を軽減するため、主体的に、被災状況及び必要な支援について把握するよう努めるものとする。

(他の協定先自治体との連携)

第6条 町長は、前条の支援を行うときは、他の協定先自治体に対し、連携した支援を行うことを要請することができる。

2 町長は、前項の規定による要請に応じた協定先自治体に対し、支援の内容、規模等について必要な調整をしなければならない。

3 町長は、協定先自治体から当該協定先自治体が協定の締結等をしている市区町村が被災し、これに対し連携した支援の要請を求められたときは、当該要請を行った協定先自治体との協議により必要な支援を行うことができる。

(費用の支弁及び負担)

第7条 町は、第5条の支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、町は、法令により負担区分が定められているものを除き、被災した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

2 町は、前条第1項の規定により連携した支援を要請したときは、法令により負担区分が定められているものを除き、当該要請に応じた協定先自治体と協議の上、当該協定先自治体が支弁した費用を負担することができる。この場合において、町は、被災した協定先自治体と協議の上、当該被災した協定先自治体に対し、町が負担した費用の負担を求めることができる。

3 町は、前条第3項の規定により連携した支援の要請に応じて支援を行うときは、当該支援に要する費用を支弁するものとする。この場合において、町は、法令により負担区分が定められているものを除き、当該支援を要請した協定先自治体と協議の上、当該支弁した費用を負担することができる。

(町民等の支援活動に対する援助)

第8条 町長は、町民又は町民の所属する団体が協定先自治体等の被災者を支援する活動を行うときは、必要な援助を行うことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

## 3-2 消防組織法第39条に基づく相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定書は、消防組織法第39条に基づき消防力の組織力、有機的活用により充分なる消防任務の達成を図るとともに、広域消防体制の確立を期さんとするものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災応急のため応援隊の派遣
- (2) その他の災害に対する人員資機材の派遣・提供

(応援の方法)

第3条 火災発生の場合は、これが防御鎮圧のため協定者はそれぞれの区域内の消防警備上支障の生じない限度において、次に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- (1) 消防機関が町村境に接した地区に火災の発生を認知した場合は、原則として1隊(分団又は部。以下同じ)を派遣するものとする。ただし、火災等の状況により応援側の町村長(消防長及び消防署長を含む。以下同じ)が必要と認める場合は町村長の指示した隊数
- (2) 要請があつた場合は、その要請隊数
- (3) 応援側の町村長が必要と認めた場合は全隊数

第4条 水災、その他の災害に際し、人員資機材の要請があつた場合は、応援側の認定により相互に応援するものとする。

(応援要請手続)

第5条 応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにして、とりあえず口頭、電話、その他の通信手段により要請し、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の種類、状況、被害の程度
- (2) 応援を要する人員、資機材、車両種別数量
- (3) 派遣日時、場所
- (4) 連絡すべき現地最高責任者の職氏名
- (5) その他必要事項

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊の指揮は、次によるものとする。

- (1) 受援地の町村長
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し長に指揮命令するいとまのない場合は、直接隊員に命令ししかる後、長に連絡するものとする。
- (3) 応援出動隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を現地の最高指揮者に報告するものとする。

(応援に要した経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処置するものとする。

- (1) 応援に際し、受援地において発生した重大な機械器具の破損に要する修理費又は建物施設に対する事故による補修費もしくは隊員及び一般人の死傷による療養扶助費に関しては協定当事者の相互協議により決定するものとする。
- (2) 応援の間における職員手当及び被服の損料は、応援側の負担とする。



(3) 消防ポンプによる作業が1時間以上に及ぶときは、その超過する部分の燃料費は受援地側の負担とする。

(雑則)

第8条 この協定の実施について必要な事項は、関係当事者間において定めることができる。

第9条 この協定は、平成22年4月23日から実施する。

以上の協定の成立を証するため、当事者署名押印の上各一通を保存する。

平成22年4月23日

中之条町長  
長野原町長  
嬭恋村長  
草津町長  
高山村長  
東吾妻町長

### 3-3 火災又は地震等の災害時における応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吾妻郡各町村長（以下「甲」という。）と吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部消防長（以下「乙」という。）が火災又は地震等の災害時（以下「災害時」という。）の消防活動等に関し、社団法人群馬県建設業協会吾妻支部（以下「丙」という。）に重機等の機材及び人員の応援を要請する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の内容)

第2条 この協定は、災害時において、甲が必要があると認めるときは乙の要請により、丙に属する協会の所有する重機等の機材及び人員を活用し、倒壊家屋等の排除により、消防活動を円滑にするための応援業務について定めるものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、消防活動を実施するうえで丙の応援が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、丙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由。
- (2) 応援を必要とする機材数及び人数。
- (3) 応援を必要とする日時及び活動場所。
- (4) その他参考となる事項。

(業務の実施)

第4条 丙は、乙からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第5条 丙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに乙に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した協会（会社）名。
- (2) 応援に従事した機材数及び人数。
- (3) 応援に従事した日時及び活動場所。
- (4) その他必要事項。

(経費の負担)

第6条 第4条の規程による業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

なお、料金算定にあたっては、実費の請求により甲丙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

第7条 丙の供給した応援機材が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該機材を交換してその活動を継続するものとする。

2 丙は活動に際し、事故が発生したときは、乙に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務のための運行を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定に基づき政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

(附則)

- 1 この協定は4年毎に更新するものとする。ただし甲乙丙いずれからも特に申し入れがない場合には、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
- 2 この協定は平成9年11月1日から施行。  
この協定は平成23年9月1日一部を改正する。従前の協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙丙が記名印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年9月1日

(甲)

中之条町長  
長野原町長  
嬭恋村長  
草津町長  
高山村長  
東吾妻町長

(乙)

吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部  
消防長

(丙)

社団法人 群馬県建設業協会吾妻支部  
支部長

### 3-4 火災又は地震等の災害時における消火用水供給応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、吾妻郡各町村長（以下「甲」という。）と吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部消防長（以下「乙」という。）が火災又は地震等の災害時（以下「災害時」という。）の消火活動に関し、吾妻生コンクリート事業協同組合（以下「丙」という。）に水の供給応援を要請する場合に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務の内容)

第2条 この協定は、災害時において、甲が必要があると認めるときは乙の要請により、丙に属する組合員の所有するコンクリートミキサー車の積載水を消防隊の消火活動に活用するため、防火水槽等の消防水利への補水作業等の応援業務について定めるものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、消火活動を実施するうえで丙の応援が必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、丙の応援を別記様式1の要請書により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を必要とする事由。
- (2) 応援を必要とする車両数及び人数。
- (3) 応援を必要とする日時及び補水場所。
- (4) その他参考となる事項。

(業務の実施)

第4条 丙は、乙からの要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り通常業務に優先して実施するものとする。

(報告)

第5条 丙は、前条の規定により応援に従事した場合は、速やかに乙に対し次に掲げる事項を別記様式2の実施報告書により報告するものとする。

- (1) 応援に従事した組合員（会社）名。
- (2) 応援に従事した車両数及び人数。
- (3) 応援に従事した日時及び補水場所。
- (4) その他必要事項。

(経費の負担)

第6条 第4条の規程による業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

なお、料金算定にあたっては、実費の請求により甲丙協議のうえ決定するものとする。

(事故等)

第7条 丙の供給した応援コンクリートミキサー車が故障その他の理由により運行を中断したときは、速やかに当該コンクリートミキサー車を交換してその活動を継続するものとする。

2 丙はコンクリートミキサー車の運行に際し、事故が発生したときは、乙に対し速やかにその状況を報告するものとする。

(災害補償)

第8条 応援業務のための運行を行った従事者が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令に基づき補償するもののほか、消防法（昭和23年法律第186号）第36条の3の規定に基づき政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより補償するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙丙協議のうえ決定するものとする。

(適用)

第10条 この協定は、締結の日から適用する。

(附則)

- 1 この協定は4年毎に更新するものとする。ただし甲乙丙いずれからも特に申し入れがない場合には、この協定は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。
- 2 この協定は平成9年9月1日から施行。  
この協定は平成23年9月1日一部を改正する。従前の協定は廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、甲乙丙が押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成23年9月1日

(甲)

中之条町長  
長野原町長  
嬭恋村長  
草津町長  
高山村長  
東吾妻町長

(乙)

吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部  
消防長

(丙)

吾妻生コンクリート事業協同組合  
理事長

### 3-5 災害発生時における交通指導員の運用に関する協定書

東吾妻町長（以下「甲」という。）と吾妻警察署長（以下「乙」という。）とは、群馬県地域防災計画に基づき、災害発生時における緊急交通路確保のため、東吾妻町地域防災計画 第1部一般災害対策計画 第3編災害応急対策計画 第17節で定めた警察官の補助者として、東吾妻町交通指導員の運用について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時に災害対策の基本となる緊急交通路を確保するため、交通指導員が、現場の警察官に協力してその活動を行うための必要な手続きを定める。

（協力要請）

第2条 災害が発生し、吾妻警察署のみでは、緊急交通路の確保が困難であると乙が認めた場合には、甲に対し、交通指導員の協力を要請することができる。

（出動要請）

第3条 甲は、乙の要請を受けたときは、交通指導員に出動要請をするものとする。

（業務の実施）

第4条 交通指導員は緊急交通路の確保業務を行うに当たっては、現場警察官の指示に従い警察官を補助するものとする。

（災害補償）

第5条 交通指導員が、公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）又は通勤による災害を受けた場合は、「群馬県町村等非常勤職員の公務災害補償等に関する条例」を適用する。ただし、これに要した経費については、別途定める基準により、群馬県が負担する

（費用負担）

第6条 乙が甲に要請し出動した交通指導員にかかる経費（前条に定める経費を除く。）については、別途協議のうえ群馬県が負担するものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲と乙が別途協議して決定するものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年3月1日

甲 東吾妻町長  
乙 吾妻警察署長

### 3-6 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書

この協定は、平成18年8月26日に締結された友好協定の理念に基づき、災害が発生した際における、応急相互援助の協力体制を確立しようとするものである。

(協定の趣旨)

第1条 杉並区及び東吾妻町（以下「両都市」という。）は、地震等により災害が発生した場合、両都市が相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(援助の要請)

第2条 両都市のうち、いずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資、資材、人員等に不足を来す場合、被災都市は、他方に対して援助を要請するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条の規定により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

(1) 物的援助

- ① 食料品
- ② 生活必需品
- ③ 応急対策用資機材
- ④ 炊き出し用燃料
- ⑤ 医療品

(2) 人的援助

- ① 職員の派遣
- ② ボランティアの斡旋
- ③ 避難住民の相互受入
- ④ 小、中学校への児童、生徒の臨時的入学

(3) その他要請のあった事項

(費用負担)

第4条 第2条の規定による援助に要した費用は、原則として援助を要請した都市の負担とする。

なお、援助を要請した都市が、費用を負担する時間的余裕がない場合は、援助の要請を受けた都市が一時立替えるものとする。

(援助物資等の情報交換)

第5条 両都市は、調達可能な援助物資等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期限は、平成18年10月10日から両都市の友好協定が存続している間とする。

(協議等)

第7条 この協定に定めのない事項については、両都市で協議のうえ決定するものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、両都市の防災担当者が協議して別に定めるものとする。

平成18年10月10日

群馬県東吾妻町長  
東京都杉並区長

### 3-7 杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書実施細目

(趣旨)

第1条 杉並区及び東吾妻町（以下「両都市」という。）は、「杉並区及び東吾妻町の防災相互援助協定書」（以下「協定」という。）第7条第2項の規定により、円滑かつ適切に実施するためこの細目を定める。

(要請の方法)

第2条 協定第2条の規定による援助の要請は、被災都市が他方に対し、電話等により行うことができる。

2 前項の要請を行う場合においては、必要とする物資等の品名、数量、人数、輸送方法及び輸送場所を併せて通知するものとする。

(輸送)

第3条 物資等の輸送は、原則として要請都市において行うものとする。ただし、その時の状況により、要請都市において輸送することが困難な場合は、受託都市において、指定場所まで輸送するものとする。

(費用の清算)

第4条 協定第4条による費用負担については、災害復旧後、援助物資のほか人員の提供なども含め、両都市協議のうえ速やかに清算するものとする。

(援助物資等の情報交換)

第5条 調達可能な援助物資等の情報については、毎年4月1日現在で相互に交換するものとする。

この細目を証するため、両都市は本書2通を作成し、それぞれ記名、押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年10月10日

杉並区政策経営部危機管理室長

東吾妻町生活環境課長



### 3-8 愛荘町、藍住町災害協定書

(趣旨)

第1条 東吾妻町、愛荘町及び藍住町（以下「協定町」という。）は、「布・藍・麻」三町合同企画展で培った相互友好の精神に基づき、協定町のいずれかに大規模な災害が発生した場合、協定町が相互に応援し、被災した協定町（以下「被災町」という。）の応急対策及び復旧対策（以下「応急復旧」という。）を円滑に遂行するため、この協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 被災者の救出、医療、防疫及びこれらを行うための施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (2) 食料、飲料水、生活必需物資及びこれらの提供に必要な資器材の提供
- (3) 救援、援助及び応急復旧活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請手続)

第3条 応援を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請することができ、事後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに規定する資器材等の種類及び数量
- (3) 前条第4号に規定する職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要とする事項

(応援のため派遣された職員の指揮)

第4条 応援のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）は、被災町の長の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費等の負担)

第5条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、応援の要請を受けた協定町から特別の申し出がない限り、被災町が負担するものとする。

- 2 被災町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災町から要請があった場合には、応援の要請を受けた協定町は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 派遣職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、若しくは死亡した場合又は応援活動による負傷若しくは疾病の治癒後においても障害を有するに至った場合における本人又はその遺族に対する賠償の責務は、応援の要請を受けた協定町が負うものとする。
- 4 派遣職員が応援活動を遂行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援の要請を受けた協定町への往復途中において生じたものを除き、被災町がその賠償の責務を負うものとする。

(自主的活動)

第6条 協定町は、大規模な災害が発生したにもかかわらず、通信の途絶等により被災町と連絡がとれない場合は、被災町からの要請を待たずに自主的に応援活動を実施することができるものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、いずれかの協定町から解約の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協定町が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 25 年 9 月 14 日

群馬県東吾妻町長  
滋賀県愛荘町長  
徳島県藍住町長

### 3-9 南相馬市及び東吾妻町の災害時相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は甚大な被害をもたらすと同時に今後に向けての教訓も多く残すものとなった。とりわけ多くの人々が人同士の「絆」を深めることが、直面する課題の解決から将来の復興に向けての力に大きく寄与するものであると再認識したことの意義は大変深いと言える。

その「絆」も人から人へ、地域から地域へと広げて行くことが、将来想定し得る災害への最も強固な防波堤となるものであり、この紡いだ「絆」を基に自治体相互間において支えあうことを目的として、南相馬市及び東吾妻町（以下「両自治体」という。）の区域内において、気象災害、地震・津波災害、原子力災害その他の災害が発生した場合の相互援助に関する必要な事項を定めるものとする。

(援助の要請)

第2条 両自治体のいずれかが被災し、応急対策及び復旧対策に必要な物資等に不足を来す場合、被災した自治体は、他方の自治体（以下「援助自治体」という。）に対し、文書により必要な物資等の品名、数量、輸送方法その他必要な事項を示して援助を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(援助物資等)

第3条 前条により援助する物資等は、次に掲げるものとする。

- (1) 物的援助
  - ア 食料品
  - イ 生活必需品
  - ウ 応急対策用資機材
  - エ 医療品
- (2) 人的支援
  - ア 職員の派遣
  - イ ボランティアのあっせん
- (3) 被災者支援
  - ア 避難住民の受入れ

(援助物資等の輸送)

第4条 援助する物資等の輸送は、原則として援助自治体が行うものとする。

(費用負担)

第5条 第2条の規定による援助に要した費用は、法令に基づき求償が行われるもの及び負担区分が定められているものを除き、災害復旧後、両自治体協議のうえ、負担について定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第3条の規定により派遣された職員がその業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償は、援助自治体が負担する。

(情報交換)

第7条 両自治体は、災害対策等の情報を相互に交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、期間満了の日の3箇月前までに両自治体からの意思表示がないときは、3年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項については、両自治体で協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結の証として、協定書2通を作成し、両自治体の長が署名のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月8日

南相馬市長  
東吾妻町長

### 3-10 災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定書

東吾妻町（以下「甲」という。）と一般社団法人群馬県LPガス協会吾妻支部（以下「乙」という。）は、災害時におけるLPガスの供給に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、東吾妻町において地震等の災害が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙とが相互に協力して、被災者にLPガスを供給するために必要な事項を定め、住民生活の安定を図ることを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害時において必要とするときは、乙に対し避難場所等へのLPガスの供給について、協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

#### （協力実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請をうけたときは、速やかに possible の限り優先的に協力するものとする。

2 乙は、緊急時に際し、甲の要請に円滑に対応するために、LPガス及びLPガス資機材の調達並びに要員の確保を行うこととし、備蓄物資の内容及び数量については、甲と乙が事前に協議のうえ定めることとする。

#### （引渡し）

第4条 甲は、乙に供給要請を行う際、予め引き渡し場所を指定し、当該場所へ職員を派遣し、引き受けるものとする。

#### （費用負担）

第5条 前条の規定により、乙が供給したLPガスの代金については、甲が負担するものとする。

#### （情報の提供等）

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に機能するため、地域防災にかかわる情報収集や支援活動のあり方について、平時から協議を行うものとする。

#### （協議）

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

#### （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年12月31日までとし、期間満了1ヶ月前までに、甲・乙のいずれからもこの協定の解除又は変更について意思表示がないときは、さらに1年延長するものとし、以降も又同様とする。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 26 年 1 月 1 日

- 甲 群馬県吾妻郡東吾妻町原町 594-3  
東吾妻町長
  
- 乙 群馬県吾妻郡中之条町大字折田 102-3  
一般社団法人群馬県 L P ガス協会吾妻支部  
支部長

### 3-11 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

東吾妻町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 日用品等の生活必需品
- (2) 災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。

但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

2 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費川の支払い）

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年4月1日

甲 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町 594 番地 3  
東吾妻町長

乙 群馬県高崎市高関町 380  
株式会社カインズ 代表取締役社長



### 3-12 災害時における救援物資の提供協力に関する協定書

東吾妻町（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、東吾妻町の区域内において地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがあり、甲が東吾妻町災害対策本部を設置したとき（以下「災害時」という。）において乙が甲に対して行う救援物資の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （協力）

第1条 乙は、災害時に甲から救援物資の供給について要請等があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

- (1) 甲が東吾妻町の区域内の被災者に提供するために必要な飲料水等を、可能な範囲で提供すること。
- (2) 甲が管理する施設内に設置した、乙所有の災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等を無償提供すること。なお、甲が管理する施設内に、乙所有の自動販売機を設置するときは、可能な範囲で災害対応型自動販売機を設置すること。

#### （協力要請の手続）

第2条 甲が、前条第1号又は第3号に規定する事項の実施について乙に協力を要請するときは、この協定の定める内容に基づき、必要な事項を記載の上、救援物資提供要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定による甲からの協力の要請に基づき、救援物資を提供したときは、救済物資提供報告書（第2号様式）を甲に提出するものとする。
- 3 前条第2号前段に規定する災害対応型自動販売機内の在庫飲料水等の無償提供についての甲から乙に対する協力の要請は要しないものとし、当該無償提供がされた後、速やかに甲から乙に電話等で口頭により報告するものとする。

#### （協力の方法）

第3条 乙は、第2条1号の事項を実施するときは、甲が指定する場所に搬送するものとする。ただし、道路不通、停電等により搬送に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。

#### （経費の負担）

第4条 甲は、第2条第2項の規定による報告があったときは、甲の要請した内容と相違がないことを確認の上、乙の協力を要した経費について、乙の請求に基づき甲が負担するものとする。この場合において、当該経費の額の算定に当たっては、災害の発生直前における市場の適正な価格を基準として、甲、乙協議の上決定するものとする。

#### （疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

#### （協定の適用）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、有効期間は1年間とする。ただし、有効期間満了の2か月前までに甲又は乙から書面によるこの協定の解除の申し出がないときは、

この協定を1年間更新するものとみなし、更新後の協定内容は、従前の協定内容と同様とする。

この協定の締結の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が著名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月1日

甲 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594-3  
東吾妻町

乙 東京都渋谷区本町三丁目47-10  
株式会社 伊藤園 総務部長

### 3-13 災害時における応急生活物資供給等に関する協定書

東吾妻町（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぐんま（以下「乙」という。）は、災害時における町民生活の安定を図るため、災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東吾妻町内に災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して、被災した町民等に対して行う応急生活物資（以下「物資」という。）の供給、輸送、ボランティア活動等に関する協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行った時をもって発動するものとする。

（協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とする時は、乙に対し商品の供給、輸送について協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、急を要する場合で文書をもって要請することができない時は、口頭又は電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 災害時に必要な物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて必要な措置を講ずるものとする。

（費用）

第5条 前条の規定により、乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する物資の対価については、災害時直前に組合員に供給していた生活物資の対価を参考にし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、指定場所への輸送は乙が責任をもって行うものとする。甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資の数量等を確認の上、引取るものとする。

（情報の収集・提供）

第7条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して町民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（実施に関し必要な事項等の決定）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力の発生日）

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終

了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年7月30日

甲 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594-3番地  
東吾妻町

乙 群馬県桐生市相生町一丁目111番地  
生活協同組合コープぐんま 理事長

## 第4章 災害危険箇所関係

### 4-1 土石流危険溪流

溪流番号	区分	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地
422-I-001	I	利根川	吾妻川	榛名沢	榛名湖温泉
422-I-002	I	〃	〃	壱つ岩沢	榛名湖温泉
422-I-003	I	〃	〃	烏帽子沢	榛名湖温泉
422-I-004	I	〃	〃	勝負沢	岡崎広場
422-I-005	I	〃	〃	大久保東上沢	岡崎大久保
422-I-006	I	〃	〃	沖沢	岡崎屋敷
422-I-007	I	〃	〃	赤沢	橋倉
422-I-008	I	〃	〃	鳴沢川	赤沢
422-I-009	I	〃	〃	橋倉沢	箱島上宿
422-I-010	I	〃	〃	足利保沢	箱島足利保
422-I-011	I	〃	〃	竹の沢	諏訪久保
422-I-012	I	〃	〃	諏訪ノ久保沢	箱島原
422-I-013	I	〃	〃	吹上沢	五町田
422-I-014	I	〃	〃	中ノ沢	原
422-I-015	I	〃	〃	湯殿沢	金原湯殿
422-I-016	I	〃	〃	袋内沢	高橋
422-I-017	I	〃	〃	平五良上沢	五町田平五良
422-I-018	I	〃	〃	滝ノ沢	奥田滝ノ沢
422-I-019	I	〃	〃	宮腰沢	宮腰
423-I-001	I	〃	〃	川戸南沢	川戸
423-I-002	I	〃	〃	硯沢	川戸
423-I-003	I	〃	〃	川戸北沢	川戸
423-I-004	I	〃	〃	程岩中沢	泉沢程岩
423-I-005	I	〃	〃	井戸沢	泉沢浜井場
423-I-006	I	〃	〃	井戸上沢	泉沢浜井場
423-I-007	I	〃	〃	きのこ沢	泉沢新井
423-I-008	I	〃	〃	泉沢川	泉沢新井
423-I-009	I	〃	〃	堀切沢	泉沢新井
423-I-010	I	〃	〃	程岩西沢	泉沢程岩
423-I-011	I	〃	〃	太郎谷戸沢	泉沢太郎岩度
423-I-012	I	〃	〃	重田上沢	泉沢重田
423-I-013	I	〃	〃	重田下沢	泉沢重田
423-I-014	I	〃	〃	日之出東沢	泉沢糶屋
423-I-015	I	〃	〃	天神沢	小泉日之出
423-I-016	I	〃	〃	中郷沢（中沢）	小泉弥栄
423-I-017	I	〃	〃	中郷沢	小泉弥栄

溪流番号	区分	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地
423-I-018	I	利根川	吾妻川	池ノ沢	小泉新興
423-I-019	I	〃	〃	西沢川	植栗双葉
423-I-020	I	〃	〃	中東南沢	植栗双葉
423-I-021	I	〃	〃	小淵沢	植栗中東
423-I-022	I	〃	〃	泉沢	植栗泉
423-I-023	I	〃	〃	大川寺沢	植栗上泉
423-I-024	I	〃	〃	上組南沢	植栗上南
423-I-025	I	〃	〃	岩井沢	岩井
423-I-026	I	〃	〃	山根沢	岩井山根
423-I-027	I	〃	〃	梶久保沢	岩井山根
423-I-028	I	〃	〃	山根上沢	岩井山根
423-I-029	I	〃	〃	金井上沢	岩井山根
423-I-030	I	〃	〃	寺沢川	岩井山根
423-I-031	I	〃	〃	金井下沢	金井山根
423-I-032	I	〃	〃	金井沢	岩井金井
423-I-033	I	〃	〃	七沢	岩井下郷
423-I-034	I	〃	〃	天竜沢	岩井下郷
423-I-035	I	〃	〃	下郷中沢	川戸下郷
423-I-036	I	〃	〃	諏訪沢	岩井田中
423-I-037	I	〃	〃	水上沢	岩井内出
423-I-038	I	〃	〃	水上中沢	川戸内出
423-I-039	I	〃	〃	水上下沢	岩井内出
423-I-040	I	〃	〃	深北上沢	川戸深沢
423-I-041	I	〃	〃	深沢川	川戸深沢
423-I-042	I	〃	〃	深西沢	川戸深沢
423-I-043	I	〃	〃	深沢下沢	川戸深沢
423-I-044	I	〃	〃	上之宮西沢	川戸上之宮
423-I-045	I	〃	〃	本田中沢（中せぎ沢）	厚田田中
423-I-046	I	〃	〃	田中西下沢	厚田田中
423-I-047	I	〃	〃	田中沢川	厚田田中
423-I-048	I	〃	〃	田中西上沢	厚田田中
423-I-049	I	〃	〃	新井下沢	厚田新井
423-I-050	I	〃	〃	長久保沢	厚田新井
423-I-051	I	〃	〃	新井上沢	厚田新井
423-I-052	I	〃	〃	上之平沢	厚田平
423-I-053	I	〃	〃	稻田沢下沢	大戸稻田
423-I-054	I	〃	〃	古賀良下沢	大戸古賀良
423-I-055	I	〃	〃	後所谷戸沢	大戸後所谷戸
423-I-056	I	〃	〃	上宿下沢	大戸上宿
423-I-057	I	〃	〃	掘井戸沢	掘井戸

溪流番号	区分	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地
423-I-058	I	利根川	吾妻川	沢入川	本宿
423-I-059	I	〃	〃	宿下沢	本宿宿
423-I-060	I	〃	〃	本宿川下沢	本宿本宿
423-I-061	I	〃	〃	宿中沢	本宿坂上
423-I-062	I	〃	〃	本宿川中沢	本宿本宿
423-I-063	I	〃	〃	本宿川上沢	本宿本宿
423-I-064	I	〃	〃	丑ヶ淵中沢	本宿丑ヶ淵
423-I-065	I	〃	〃	外出沢	本宿丑ヶ淵
423-I-066	I	〃	〃	障子畝沢	本宿関谷
423-I-067	I	〃	〃	関口沢	本宿関谷
423-I-068	I	〃	〃	障子畝沢	本宿水神原
423-I-069	I	〃	〃	甘酒原沢	本宿甘酒原
423-I-070	I	〃	〃	中沢	鳩ノ湯
423-I-071	I	〃	〃	出入沢	飯米場
423-I-072	I	〃	〃	出入中沢	須賀尾飯米場
423-I-073	I	〃	〃	夫婦沢	須賀尾矢竹
423-I-074	I	〃	〃	清水沢	須賀尾清水
423-I-075	I	〃	〃	石形沢	須賀尾清水
423-I-076	I	〃	〃	宮沢	須賀尾宮ノ下
423-I-077	I	〃	〃	くるみ沢	須賀尾須賀尾
423-I-078	I	〃	〃	蜂谷戸沢	本宿蜂谷戸
423-I-079	I	〃	〃	道泉谷戸沢	本宿道泉谷戸
423-I-080	I	〃	〃	今川	大柏木大場
423-I-081	I	〃	〃	大場沢	大柏木大場
423-I-082	I	〃	〃	馬久田入沢	大柏木広石
423-I-083	I	〃	〃	上ノ上沢	大柏木上ノ沢
423-I-084	I	〃	〃	上ノ下沢	大柏木上ノ沢
423-I-085	I	〃	〃	上ノ中沢	大柏木上ノ沢
423-I-086	I	〃	〃	尾沼沢	大柏木若宮
423-I-087	I	〃	〃	下の沢	大柏木の場
423-I-088	I	〃	〃	八幡沢	大柏木の場
423-I-089	I	〃	〃	天神沢	大柏木松ノ木
423-I-090	I	〃	〃	寺沢	大柏木天神
423-I-091	I	〃	〃	秋葉沢	大柏木殿原
423-I-092	I	〃	〃	五郎鬼沢	大柏木殿原
423-I-093	I	〃	〃	羽田沢	大柏木羽田
423-I-094	I	〃	〃	羽田北中沢	大柏木羽田
423-I-095	I	〃	〃	羽田北下沢	大柏木羽田
423-I-096	I	〃	〃	猿谷戸沢	大柏木猿谷戸
423-I-097	I	〃	〃	下中沢	大柏木下新井

溪流番号	区分	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地
423-I-098	I	利根川	吾妻川	新井沢	大柏木下新井
423-I-099	I	〃	〃	宮谷戸沢	大柏木室谷戸
423-I-100	I	〃	〃	岩鼻上沢	大柏木岩鼻
423-I-101	I	〃	〃	寺沢	大戸鳴瀬
423-I-102	I	〃	〃	鳴瀬沢	大戸鳴瀬
423-I-103	I	〃	〃	沢尻下沢	岩井十二ヶ原
423-I-104	I	〃	〃	十二久保沢	三島沢尻
423-I-105	I	〃	〃	沢尻中沢	三島大竹
423-I-106	I	〃	〃	南沢	三島大竹
423-I-107	I	〃	〃	大竹川	三島大竹
423-I-108	I	〃	〃	熊ノ沢	三島万木沢
423-I-109	I	〃	〃	大日沢	三島唐堀
423-I-110	I	〃	〃	神仏沢	三島唐堀
423-I-111	I	〃	〃	鳶ヶ沢	三島唐堀
423-I-112	I	〃	〃	唐沢西沢	三島唐堀
423-I-113	I	〃	〃	滝の入沢	三島根古屋
423-I-114	I	〃	〃	根古屋沢	三島根古屋
423-I-115	I	〃	〃	細谷上沢	三島細谷
423-I-116	I	〃	〃	三島沢	三島上郷
423-I-117	I	〃	〃	柿平沢	松谷川中
423-I-118	I	〃	〃	松ヶ沢	松谷高日向
423-I-119	I	〃	〃	高日向沢	松谷高日向
423-I-120	I	〃	〃	中尾沢	松谷中尾
423-I-121	I	〃	〃	下ノ沢	松谷中尾
423-I-122	I	〃	〃	鷹の巣沢	松谷中尾
423-I-123	I	〃	〃	大平沢	松谷大平
423-I-124	I	〃	〃	大平沢	松谷沼
423-I-125	I	〃	〃	松谷上沢	松谷松中
423-I-126	I	〃	〃	唐沢久保沢	松谷中組
423-I-127	I	〃	〃	鎌田川	松谷下組
423-I-128	I	〃	〃	下沢	松谷下組
423-I-129	I	〃	〃	松谷下沢	松谷松下
423-I-130	I	〃	〃	漆貝戸沢	岩下漆貝戸
423-I-131	I	〃	〃	石上沢（滝下沢）	岩下天神
423-I-132	I	〃	〃	天神上沢	岩下天神
423-I-133	I	〃	〃	姉山沢	岩下天神
423-I-134	I	〃	〃	天神沢	岩下
423-I-135	I	〃	〃	寺沢	岩下
423-I-136	I	〃	〃	清水沢	岩下机
423-I-137	I	〃	〃	大沢川	大村



溪流番号	区分	水系名	幹川名	溪流名	溪流所在地
423-I-138	I	利根川	吾妻川	大村沢	矢倉大村
423-I-139	I	〃	〃	大久保沢	矢倉大村
423-I-140	I	〃	〃	行沢下沢	大村行沢
423-I-141	I	〃	〃	行沢	矢倉行沢
423-I-142	I	〃	〃	西沢	矢倉
423-I-143	I	〃	〃	宮沢	矢倉本村
423-I-144	I	〃	〃	小塚川（唐沢）	郷原唐沢
423-I-145	I	〃	〃	唐沢（唐木沢）	郷原唐沢
423-I-146	I	〃	〃	唐沢南沢	郷原唐沢
423-I-147	I	〃	〃	平沢川	原町平沢
423-I-148	I	〃	〃	山根沢	原町新井
423-I-149	I	〃	〃	須郷沢川	原町内野
423-I-150	I	〃	〃	細田沢	原町在上
423-I-151	I	〃	〃	坊丸沢	原町在下
423-I-152	I	〃	〃	観音沢	原町寺久保

※土石流危険溪流Ⅰ：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が5戸以上等

出典：群馬県地域防災計画資料編

#### 4-2 地すべり防止区域（林務関係）

平成24年4月1日現在

番号	第一次幹川名	第二次幹川名	当該幹川名	地すべり防止区域名	所在地	指定面積 (ha)	指定年月日
16	吾妻川	雁ヶ沢	雁ヶ沢	沼ノ原	大字松谷字沼ノ原	11.00	S38.1.21
19	〃	温川	今川	大柏木	大字大柏木字上の沢	24.50	S46.7.24

出典：群馬県地域防災計画資料編

#### 4-3 地すべり危険箇所（土木関係）

平成10年調査

土木事務所	箇所名	河川名		所在地	面積 (ha)	指定の有無	備考
		幹川名	溪流名				
中之条	立石	吾妻川	—	原町	9.2	無	
	郷原	〃	—	郷原	90.0	〃	
	根古屋	〃	根古屋沢	三島	13.5	〃	
	檜窪	〃	雁ヶ沢川	松谷	19.4	〃	

出典：群馬県地域防災計画資料編

#### 4-4 急傾斜地崩壊危険区域

平成24年4月1日現在

整理番号	区域名	ふりがな	大字	字	指定年月日	告示番号
47-	細谷	ほそや	三島	細谷	S 51. 7. 30	513
126-	塩ノ平	しおのたいら	大戸	塩ノ平、堀ノ内	S 54. 12. 11	910
126-2	塩ノ平 (追加)	しおのたいら	大戸	塩ノ平	S 63. 4. 22	333
164-	山田川	やまだがわ	原町	館、山田川	S 55. 9. 16	621
164-2	山田川 (追加)	やまだがわ	原町	山田川、館	S 58. 3. 8	167
187-	五町田	ごちょうだ	五町田	上ノ山、十二ノ前、沢口	S 56. 4. 3	236
188-	丑ヶ淵	うしがぶち	本宿	松原、上の山	S 56. 4. 3	236
189-	吾妻糶屋	あがつまこうじや	泉沢	八幡、糶屋、羽越平	S 56. 4. 3	236
229-	姉山	あねやま	岩下	天神、姉山	S 57. 4. 1	291
229-2	姉山 (追加)	あねやま	岩下	天神、赤祇	S 62. 6. 9	417
256-	生原 (A)	おいはら	三島	釜立、生原	S 58. 3. 8	167
257-	生原 (B)	おいはら	三島	釜立	S 58. 3. 8	167
284-	松谷 (A)	まつや	松谷	鷹岩、夫婦岩、二本木	S 59. 12. 7	945
295-	万木沢	まんぎざわ	三島	万木沢	S 61. 2. 7	68
324-	三島	みしま	五町田	金原、関口	S 62. 6. 9	417
325-	在下	ざいしも	原町	池之外、寺久保	S 62. 6. 9	417
385-	古谷	こや	郷原	上松、上古谷、七石	H 1. 8. 22	747
385-2	古谷 (追加)	こや	郷原	七石	H 7. 8. 18	524
386-	田谷	たや	萩生	田谷	H 1. 8. 22	747
423-	大竹	おおたけ	三島	大竹、大竹入	H 3. 9. 27	725
424-	高日向	たかひなた	松谷	高日向、中尾原、鬼川原	H 3. 9. 27	725
490-	四戸	しど	三島	四戸	H 8. 12. 17	774
491-	善導寺 (A)	ぜんどうじ	原町	紺屋町	H 8. 12. 17	774
564-	新井	あらい	厚田	長久保、小林、桑原、新井	H 14. 8. 16	451
569-	漆貝戸	うるしかいと	岩下	滝上、漆貝戸	H 14. 10. 1	508
579-	浜井場 (B)	はまいば	泉沢	浜井場、大久保	H 15. 3. 7	202
579-2	浜井場 (B) 追加	はまいば	泉沢		H 18. 7. 14	449

出典：群馬県地域防災計画資料編

#### 4-5 急傾斜地崩壊危険箇所

平成14年度発表

危険度区分	土木事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
I	中之条	41	0919	東吾妻町	新巻	月夜野
I	中之条	41	0920	東吾妻町	五町田	三島
I	中之条	41	0921	東吾妻町	五町田	金原
I	中之条	41	0922	東吾妻町	五町田	五町田
I	中之条	41	0923	東吾妻町	岡崎	広場
I	中之条	41	0924	東吾妻町	奥田	奥田
I	中之条	41	0925	東吾妻町	箱島	箱島2
I	中之条	41	0926	東吾妻町	泉沢	浜井場
I	中之条	41	0927	東吾妻町	泉沢	太郎谷戸
I	中之条	41	0928	東吾妻町	泉沢	吾妻糶屋
I	中之条	41	0929	東吾妻町	小泉	日之出
I	中之条	41	0930	東吾妻町	原町	山田川
I	中之条	41	0931	東吾妻町	原町	在下
I	中之条	41	0932	東吾妻町	原町	在下(B)
I	中之条	41	0933	東吾妻町	原町	諏訪南
I	中之条	41	0934	東吾妻町	原町	下之町
I	中之条	41	0935	東吾妻町	原町	新井
I	中之条	41	0936	東吾妻町	郷原	中村
I	中之条	41	0937	東吾妻町	郷原	古谷
I	中之条	41	0938	東吾妻町	矢倉	本村
I	中之条	41	0939	東吾妻町	矢倉	行沢
I	中之条	41	0940	東吾妻町	岩下	大村
I	中之条	42	0941	東吾妻町	岩下	姉山
I	中之条	42	0942	東吾妻町	岩下	漆貝戸
I	中之条	43	0943	東吾妻町	三島	細谷
I	中之条	43	0944	東吾妻町	松谷	下組
I	中之条	43	0945	東吾妻町	松谷	松谷(A)
I	中之条	43	0946	東吾妻町	松谷	大平
I	中之条	43	0947	東吾妻町	松谷	高日向
I	中之条	43	0948	東吾妻町	松谷	伏窪
I	中之条	43	0949	東吾妻町	松谷	松上
I	中之条	43	0950	東吾妻町	三島	万木沢
I	中之条	43	0951	東吾妻町	三島	大竹
I	中之条	43	0952	東吾妻町	厚田	新井
I	中之条	43	0953	東吾妻町	三島	生原(A)
I	中之条	43	0954	東吾妻町	三島	生原(B)
I	中之条	43	0955	東吾妻町	大戸	平
I	中之条	43	0956	東吾妻町	大戸	塩の平

危険度区分	土木事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
I	中之条	43	0957	東吾妻町	萩生	田谷
I	中之条	43	0958	東吾妻町	大柏木	岩鼻
I	中之条	43	0959	東吾妻町	本宿	田城
I	中之条	43	0960	東吾妻町	本宿	丑ヶ淵
I	中之条	43	0961	東吾妻町	須賀尾	飯米場
I	中之条	43	0962	東吾妻町	本宿	鳩の湯
I	中之条	43	0963	東吾妻町	三島	生原 (C)
I	中之条	43	0964	東吾妻町	三島	四戸
I	中之条	43	0965	東吾妻町	原町	善導寺 (A)
I	中之条	43	0966	東吾妻町	須賀尾	飯米場 1
I	中之条	43	0967	東吾妻町	松谷	上組 3
I	中之条	43	0968	東吾妻町	松谷	松ノ湯 1
I	中之条	43	0969	東吾妻町	松谷	川中 1
I	中之条	43	0970	東吾妻町	小泉	新興 1
I	中之条	43	0971	東吾妻町	岩井	山根 2
I	中之条	43	0972	東吾妻町	岩下	漆貝戸 1
I	中之条	43	0973	東吾妻町	三島	根古屋 1
I	中之条	43	0974	東吾妻町	大戸	塩の平 1
II	中之条		3326	東吾妻町	新巻	山根 1
II	中之条		3327	東吾妻町	新巻	丸橋 1
II	中之条		3328	東吾妻町	新巻	丸橋 2
II	中之条		3329	東吾妻町	奥田	道上 1
II	中之条		3330	東吾妻町	奥田	滝ノ沢 3
II	中之条		3331	東吾妻町	奥田	奥田 1
II	中之条		3332	東吾妻町	奥田	奥田 2
II	中之条		3333	東吾妻町	奥田	奥田 3
II	中之条		3334	東吾妻町	五町田	金原 1
II	中之条		3335	東吾妻町	五町田	平五良 1
II	中之条		3336	東吾妻町	箱島	原 11
II	中之条		3337	東吾妻町	箱島	原 13
II	中之条		3338	東吾妻町	箱島	箱島 1
II	中之条		3339	東吾妻町	箱島	上宿 1
II	中之条		3340	東吾妻町	岡崎	滝ノ沢 1
II	中之条		3341	東吾妻町	岡崎	大久保 9
II	中之条		3342	東吾妻町	岡崎	滝ノ沢 1
II	中之条		3343	東吾妻町	岡崎	滝ノ沢 2
II	中之条		3344	東吾妻町	岡崎	砂押 1
II	中之条		3345	東吾妻町	岡崎	砂押 2
II	中之条		3346	東吾妻町	岡崎	広場 1
II	中之条		3347	東吾妻町	岡崎	広場 2

危険度区分	土木事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	中之条		3348	東吾妻町	五反田	千沢 1
Ⅱ	中之条		3349	東吾妻町	原町	在上
Ⅱ	中之条		3350	東吾妻町	松谷	中尾
Ⅱ	中之条		3351	東吾妻町	大戸	大谷沢
Ⅱ	中之条		3352	東吾妻町	泉沢	程岩 1
Ⅱ	中之条		3353	東吾妻町	須賀尾	鳩ノ湯 1
Ⅱ	中之条		3354	東吾妻町	須賀尾	飯米場 2
Ⅱ	中之条		3355	東吾妻町	大戸	中村 3
Ⅱ	中之条		3356	東吾妻町	萩生	大谷 1
Ⅱ	中之条		3357	東吾妻町	萩生	大谷 2
Ⅱ	中之条		3358	東吾妻町	萩生	分去 1
Ⅱ	中之条		3359	東吾妻町	萩生	田谷 1
Ⅱ	中之条		3360	東吾妻町	萩生	田谷 2
Ⅱ	中之条		3361	東吾妻町	萩生	堀井戸 1
Ⅱ	中之条		3362	東吾妻町	萩生	貫井 1
Ⅱ	中之条		3363	東吾妻町	萩生	貨知山 1
Ⅱ	中之条		3364	東吾妻町	松谷	中尾 2
Ⅱ	中之条		3365	東吾妻町	松谷	沼 1
Ⅱ	中之条		3366	東吾妻町	松谷	沼 2
Ⅱ	中之条		3367	東吾妻町	松谷	沼 3
Ⅱ	中之条		3368	東吾妻町	松谷	高日向 1
Ⅱ	中之条		3369	東吾妻町	松谷	鷹山 1
Ⅱ	中之条		3370	東吾妻町	松谷	鷹山 2
Ⅱ	中之条		3371	東吾妻町	松谷	三本木 12
Ⅱ	中之条		3372	東吾妻町	松谷	長坂 5
Ⅱ	中之条		3373	東吾妻町	松谷	中居 2
Ⅱ	中之条		3374	東吾妻町	大柏木	殿原 1
Ⅱ	中之条		3375	東吾妻町	大柏木	殿原 2
Ⅱ	中之条		3376	東吾妻町	大柏木	殿原 3
Ⅱ	中之条		3377	東吾妻町	大柏木	岩の下 1
Ⅱ	中之条		3378	東吾妻町	大柏木	岩鼻 1
Ⅱ	中之条		3379	東吾妻町	大柏木	岩鼻 2
Ⅱ	中之条		3380	東吾妻町	大柏木	岩鼻 3
Ⅱ	中之条		3381	東吾妻町	大柏木	家形入 1
Ⅱ	中之条		3382	東吾妻町	須賀尾	清水 6
Ⅱ	中之条		3383	東吾妻町	須賀尾	清水 7
Ⅱ	中之条		3384	東吾妻町	須賀尾	竹 1
Ⅱ	中之条		3385	東吾妻町	本宿	甘酒原 1
Ⅱ	中之条		3386	東吾妻町	本宿	道泉谷戸 1
Ⅱ	中之条		3387	東吾妻町	本宿	道泉谷戸 2

危険度区分	土木事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	中之条		3388	東吾妻町	本宿	道泉谷戸 2
Ⅱ	中之条		3389	東吾妻町	本宿	日向 18
Ⅱ	中之条		3390	東吾妻町	本宿	本丸 1
Ⅱ	中之条		3391	東吾妻町	本宿	田城 1
Ⅱ	中之条		3392	東吾妻町	小泉	新興 3
Ⅱ	中之条		3393	東吾妻町	小泉	日之出 1
Ⅱ	中之条		3394	東吾妻町	小泉	広野 1
Ⅱ	中之条		3395	東吾妻町	植栗	泉 1
Ⅱ	中之条		3396	東吾妻町	植栗	殿ノ山 1
Ⅱ	中之条		3397	東吾妻町	植栗	殿ノ山 2
Ⅱ	中之条		3398	東吾妻町	植栗	殿ノ山 3
Ⅱ	中之条		3399	東吾妻町	植栗	泉 2
Ⅱ	中之条		3400	東吾妻町	川戸	下郷 1
Ⅱ	中之条		3401	東吾妻町	原町	寺久保 1
Ⅱ	中之条		3402	東吾妻町	原町	新井 9
Ⅱ	中之条		3403	東吾妻町	原町	新井 10
Ⅱ	中之条		3404	東吾妻町	原町	在上 1
Ⅱ	中之条		3405	東吾妻町	原町	在下 1
Ⅱ	中之条		3406	東吾妻町	郷原	唐沢 1
Ⅱ	中之条		3407	東吾妻町	郷原	辻 1
Ⅱ	中之条		3408	東吾妻町	郷原	辻 2
Ⅱ	中之条		3409	東吾妻町	郷原	古谷 1
Ⅱ	中之条		3410	東吾妻町	岩下	行沢 4
Ⅱ	中之条		3411	東吾妻町	岩下	大村 1
Ⅱ	中之条		3412	東吾妻町	岩下	机 1
Ⅱ	中之条		3413	東吾妻町	矢倉	行沢 6
Ⅱ	中之条		3414	東吾妻町	三島	根古屋 2
Ⅱ	中之条		3415	東吾妻町	三島	唐堀 2
Ⅱ	中之条		3416	東吾妻町	三島	唐堀 3
Ⅱ	中之条		3417	東吾妻町	三島	小倉 1
Ⅱ	中之条		3418	東吾妻町	三島	小倉 3
Ⅱ	中之条		3419	東吾妻町	三島	沢尻 3
Ⅱ	中之条		3420	東吾妻町	三島	沢尻 4
Ⅱ	中之条		3421	東吾妻町	三島	沢尻 5
Ⅱ	中之条		3422	東吾妻町	三島	沢尻 6
Ⅱ	中之条		3423	東吾妻町	三島	万木沢 2
Ⅱ	中之条		3424	東吾妻町	三島	万木沢 3
Ⅱ	中之条		3425	東吾妻町	大戸	塩の平 2
Ⅱ	中之条		3426	東吾妻町	大戸	塩の平 3
Ⅱ	中之条		3427	東吾妻町	大戸	塩の平 4

危険度区分	土木事務所	広域的 斜面番号	箇所番号	市町村名	大字	箇所名
Ⅱ	中之条		3428	東吾妻町	大戸	塩の平 5
Ⅱ	中之条		3429	東吾妻町	大戸	大谷沢 1
Ⅱ	中之条		3430	東吾妻町	大戸	大谷沢 2
Ⅱ	中之条		3431	東吾妻町	大戸	大谷沢 3
Ⅱ	中之条		3432	東吾妻町	大戸	稲田 1
Ⅱ	中之条		3433	東吾妻町	大戸	平 1
Ⅱ	中之条		3434	東吾妻町	大戸	鳴瀬 1
Ⅱ	中之条		3435	東吾妻町	大戸	鳴瀬 2
Ⅱ	中之条		3436	東吾妻町	大戸	鳴瀬 3
Ⅱ	中之条		3437	東吾妻町	厚田	万木沢 1
Ⅱ	中之条		3438	東吾妻町	厚田	田中 1
Ⅱ	中之条		3439	東吾妻町	厚田	田中 2
Ⅱ	中之条		3440	東吾妻町	厚田	烏帽子 1
Ⅱ	中之条		3441	東吾妻町	厚田	長藤 1
Ⅱ	中之条		3442	東吾妻町	本宿	上の平 1
Ⅱ	中之条		3443	東吾妻町	小泉	日之出 2
Ⅱ	中之条		3444	東吾妻町	泉沢	太郎谷戸 1
Ⅱ	中之条		3445	東吾妻町	泉沢	渡戸 1
Ⅱ	中之条		3446	東吾妻町	泉沢	渡戸 2
Ⅲ	中之条	11	5111	東吾妻町	五町田	平五良イ
Ⅲ	中之条	11	5112	東吾妻町	五町田	金原イ
Ⅲ	中之条	11	5113	東吾妻町	新巻	山根口
Ⅲ	中之条	11	5114	東吾妻町	三島	切沓イ
Ⅲ	中之条	11	5115	東吾妻町	原町	新井イ
Ⅲ	中之条	11	5116	東吾妻町	岩井	原イ

出典：群馬県地域防災計画資料編

危険箇所Ⅰ	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、5 戸以上の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼすおそれのある箇所
危険箇所Ⅱ	傾斜度 30 度以上、高さ 5 m 以上の急傾斜地で、1～4 戸の人家（人家がなくても官公署、学校、病院等の公共的な施設等のある場所を含む。）に被害を及ぼすおそれのある箇所
準ずる斜面Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

#### 4-6 雪崩危険箇所（土木関係）

平成13年調査

土木事務所	箇所名	所在地			危険斜面面積（㎡）
		郡	町	大字	
中之条	月夜野	吾妻	東吾妻	新巻	11,960
	広場	〃	〃	岡崎	3,135
	新井1	〃	〃	原町	19,016
	新井2	〃	〃	新井	9,586
	中村	〃	〃	郷原	31,724
	姉山	〃	〃	郷原	69,449
	行沢	〃	〃	行沢	44,965
	大村1	〃	〃	大村	218,447
	大村2	〃	〃	大村	22,817
	姉山	〃	〃	岩下	19,253
	漆貝戸	〃	〃	岩下	5,004
	下組	〃	〃	下組	25,933
	松中	〃	〃	松谷	215,789
	太平	〃	〃	松谷	175,837
	中尾	〃	〃	松谷	85,744
	高日向	〃	〃	松谷	122,270
	伏窪	〃	〃	松谷	29,067
	松上	〃	〃	松谷	121,558
	万木沢	〃	〃	三島	29,712
	大竹	〃	〃	三島	44,723
	兵庫	〃	〃	兵庫	56,061
	大谷沢	〃	〃	大戸	69,630
	鳴瀬	〃	〃	鳴瀬	150,198
	塩の平	〃	〃	大戸	13,611
	岩鼻	〃	〃	岩鼻	71,305
	飯米場	〃	〃	須賀尾	77,017
鳩の湯	〃	〃	本宿	15,946	

出典：群馬県地域防災計画資料編

#### 4-7 山地災害危険地区数（民有林）

平成24年4月1日現在

	山地災害危険地区			
	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
	箇所数	箇所数	箇所数	箇所数
東吾妻町	95	4	140	239

出典：群馬県地域防災計画資料編



#### 4-8 土砂災害（特別）警戒区域指定状況

平成 26 年 2 月 21 日現在

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
月夜野	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
三島	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
金原-1	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
金原-2	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	
金原-3	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
五町田-1	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
五町田-2	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
広場-1	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
広場-2	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田-1	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田-2	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田-3	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
箱島2	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
浜井場-1	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
浜井場-2	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
太郎谷戸	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
吾妻糶屋-1	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
吾妻糶屋-2	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
吾妻糶屋-3	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
日之出	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
山田川-1	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
山田川-2	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
在下	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
在下(B)-1	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
在下(B)-2	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
諏訪前	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
下之町	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
新井	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
中村-1	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
中村-2	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
古谷-1	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
古谷-2	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
古谷-3	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	
古谷-4	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
本村-1	東吾妻町大字矢倉	急傾斜地の崩壊	○	○
本村-2	東吾妻町大字矢倉	急傾斜地の崩壊	○	○
行沢	東吾妻町大字矢倉	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
大村	東吾妻町大字矢倉	急傾斜地の崩壊	○	○
姉山-1	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
姉山-2	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
姉山-3	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
姉山-4	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
姉山-5	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
漆貝戸-1	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
漆貝戸-2	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
細谷-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
細谷-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
下組-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
下組-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
下組-3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
松谷(A)	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
大平-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
大平-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
大平-3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
高日向-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
高日向-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
高日向-3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
高日向-4	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
伏窪-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
伏窪-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
松上-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
松上-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
松上-3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
万木沢-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
万木沢-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
大竹-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
大竹-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
大竹-3	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
大竹-4	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
新井	東吾妻町大字厚田	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(A)-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(A)-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(A)-3	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(B)-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(B)-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(B)-3	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(B)-4	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
平	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
田谷	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
岩鼻	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
田城-1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
田城-2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
田城-3	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
丑ヶ淵-1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
丑ヶ淵-2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
飯米場-1	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
飯米場-2	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
鳩の湯-1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
鳩の湯-2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
鳩の湯-3	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
鳩の湯-4	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
鳩の湯-5	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(C)-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
生原(C)-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
四戸-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
四戸-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
四戸-3	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
四戸-4	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
四戸-5	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
四戸-6	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
善導寺(A)	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
飯米場1	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
上組3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
松ノ湯1-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
松ノ湯1-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
川中1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
山根2	東吾妻町大字岩井	急傾斜地の崩壊	○	○
漆貝戸1	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
根古屋1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
山根1	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
丸橋1-1	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
丸橋1-2	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
丸橋2-1	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
丸橋2-2	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
丸橋2-3	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
道上1-1	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
道上1-2	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
滝ノ沢3	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田1	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田2-1	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田3-1	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田3-2	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
奥田3-3	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
金原1	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
平五良1-1	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
平五良1-2	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
原11-1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
原11-2	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
原11-3	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
原11-4	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
原13-1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
原13-2	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
箱島1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
上宿	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
大久保8-1	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
大久保8-2	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
大久保9	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
滝ノ沢1-1	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
滝ノ沢1-2	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
滝ノ沢2-1	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
滝ノ沢2-2	東吾妻町大字奥田	急傾斜地の崩壊	○	○
砂押1	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
砂押2	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
広場1	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
広場2	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
千沢1	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
在上	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
中尾-1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
中尾-2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
中尾-3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢-1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢-2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢-3	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
程岩1	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
鳩ノ湯1	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
飯米場 2	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
中村 3	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷 1	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷 2	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
分去 1	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
田谷 1	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
堀井戸 1	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
貫井 1	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
貨知山 1	東吾妻町大字萩生	急傾斜地の崩壊	○	○
中尾 2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
沼 1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
沼 2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
沼 3	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
高日向 1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
鷲山 1	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
鷲山 2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
三本木 1 2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
長坂 5	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
中居 2	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
殿原 1	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
殿原 2	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
殿原 3	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
岩の下 1	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
岩鼻 1	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
岩鼻 2	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
岩鼻 3	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
家形入 1	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
清水 6	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
清水 7	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
竹 1	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
甘酒原 1 - 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
甘酒原 1 - 2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
道泉谷戸 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
道泉谷戸 2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
道泉谷戸 2 - 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
道泉谷戸 2 - 2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
日向 18 - 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
日向 18 - 2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
本丸 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
田城 1 - 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
田城 1 - 2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
新興 3	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
日之出 1 - 1	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
日之出 1 - 2	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
広野 1	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
泉 1	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
殿ノ山 1	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
殿ノ山 2	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
殿ノ山 3	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
泉 2	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
下郷 1	東吾妻町大字川戸	急傾斜地の崩壊	○	○
寺久保 1	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
新井 9	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
新井 10	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
在上 1	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
在下 1	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
唐沢 1	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
辻 1	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
辻 2	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
古谷 1	東吾妻町大字郷原	急傾斜地の崩壊	○	○
行沢 4	東吾妻町大字矢倉	急傾斜地の崩壊	○	○
大村 1	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
机 1	東吾妻町大字岩下	急傾斜地の崩壊	○	○
行沢 6	東吾妻町大字矢倉	急傾斜地の崩壊	○	○
根古屋 2 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
根古屋 2 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
唐堀 2 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
唐堀 2 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
唐堀 3 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
唐堀 3 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
小倉 1 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
小倉 1 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
小倉 3	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 3 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 3 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 4	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 5 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 5 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 6 - 1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
沢尻 6 - 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
万木沢 2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
万木沢 3-1	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
万木沢 3-2	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
万木沢 3-3	東吾妻町大字三島	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 3	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 4	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 5-1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 5-2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢 1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢 2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢 3-1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
大谷沢 3-2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
稲田 1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
平 1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
鳴瀬 1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
鳴瀬 2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
鳴瀬 3	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
万木沢 1	東吾妻町大字厚田	急傾斜地の崩壊	○	○
田中 1	東吾妻町大字厚田	急傾斜地の崩壊	○	○
田中 2	東吾妻町大字厚田	急傾斜地の崩壊	○	○
烏帽子 1	東吾妻町大字厚田	急傾斜地の崩壊	○	○
長藤 1	東吾妻町大字厚田	急傾斜地の崩壊	○	○
日之出 2	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
太郎谷戸 1	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
渡戸 1	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
渡戸 2	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
平五良イ	東吾妻町大字五町田	急傾斜地の崩壊	○	○
金原イ-1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
金原イ-2	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
山根ロ	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○
切沓イ	東吾妻町大字松谷	急傾斜地の崩壊	○	○
新井イ	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
原イ	東吾妻町大字岩井	急傾斜地の崩壊	○	○
下之町 1	東吾妻町大字原町	急傾斜地の崩壊	○	○
程岩 2-1	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
程岩 2-2	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
程岩 2-3	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
中井	東吾妻町大字泉沢	急傾斜地の崩壊	○	○
山根ハ	東吾妻町大字新巻	急傾斜地の崩壊	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
広場 3	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
大久保 10-1	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
大久保 10-2	東吾妻町大字岡崎	急傾斜地の崩壊	○	○
坂上 1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
芝原 1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
新宿 1-1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
新宿 1-2	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
鳴沢 1-1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
鳴沢 1-2	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
鳴沢 1-3	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
竹の沢 1	東吾妻町大字箱島	急傾斜地の崩壊	○	○
新興 4-1	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
新興 4-2	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
新興 4-3	東吾妻町大字小泉	急傾斜地の崩壊	○	○
上北 1-1	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
上北 1-2	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
上北 1-3	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
上北 2	東吾妻町大字植栗	急傾斜地の崩壊	○	○
田中-1	東吾妻町大字岩井	急傾斜地の崩壊	○	○
田中-2	東吾妻町大字岩井	急傾斜地の崩壊	○	○
西組	東吾妻町大字岩井	急傾斜地の崩壊	○	○
丑ヶ淵 1	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
丑ヶ淵 2	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
丑ヶ淵 3	東吾妻町大字本宿	急傾斜地の崩壊	○	○
飯米場 3-1	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
飯米場 3-2	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
飯米場 3-3	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
清水 8	東吾妻町大字須賀尾	急傾斜地の崩壊	○	○
岩殿	東吾妻町大字大柏木	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 6	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 7	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 8	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
塩の平 9	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
下宿 1-1	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
下宿 1-2	東吾妻町大字大戸	急傾斜地の崩壊	○	○
壺つ岩沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	○
烏帽子沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	○
勝負沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	○
大久保東上沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	○
沖沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	○



区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
赤沢	東吾妻町大字箱島	土石流	○	
鳴沢川	東吾妻町大字箱島	土石流	○	○
橋横倉	東吾妻町大字箱島	土石流	○	
足利保沢	東吾妻町大字箱島	土石流	○	○
竹の沢	東吾妻町大字箱島	土石流	○	○
諏訪ノ久保沢	東吾妻町大字箱島	土石流	○	
中ノ沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	○
湯殿沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	○
袋内沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	○
平五良上沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	○
滝ノ沢	東吾妻町大字奥田	土石流	○	○
長泉寺久保沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	
大久保西下沢	東吾妻町大字岡崎	土石流	○	○
千上沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	
千下沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	○
平五良下沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	
村武沢	東吾妻町大字五町田	土石流	○	○
鍋橋沢	東吾妻町大字奥田	土石流	○	○
奥田沢	東吾妻町大字奥田	土石流	○	○
恋渡沢	東吾妻町大字新巻	土石流	○	○
川戸南沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
硯沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
川戸北沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	
程岩中沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
井戸沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
井戸上沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
きのこ沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
泉沢川	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
堀切沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
程岩西沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
太郎谷戸沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
重田上沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
重田下沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
日之出東沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
天神沢	東吾妻町大字小泉	土石流	○	
中沢	東吾妻町大字小泉	土石流	○	
中郷沢－1	東吾妻町大字小泉	土石流	○	○
中郷沢－2	東吾妻町大字小泉	土石流	○	
池ノ沢	東吾妻町大字小泉	土石流	○	○
西沢川	東吾妻町大字植栗	土石流	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
小淵沢	東吾妻町大字植栗	土石流	○	
泉沢	東吾妻町大字植栗	土石流	○	
上組南沢	東吾妻町大字植栗	土石流	○	
岩井沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	○
山根沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	○
梶久保沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	
山根上沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	
金井上沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	○
寺沢川	東吾妻町大字金井	土石流	○	
金井下沢	東吾妻町大字金井	土石流	○	○
金井沢	東吾妻町大字金井	土石流	○	
七沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
天竜沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	
下郷中沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
諏訪沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
水上沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
水上中沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
水上下沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
深北上沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
深沢川	東吾妻町大字川戸	土石流	○	
深西沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
深沢下沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
上之宮西沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
本田中沢(中せぎ沢)	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
田中西下沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
田中沢川	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
田中西上沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	
新井下沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
長久保沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
新井上沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	
上之平沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
稲田沢下沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
古賀良下沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	
沢入川	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
宿下沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	
本宿川下沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
宿中沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
本宿川中沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
本宿川上沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
外出沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
障子畝沢 A	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
関口沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
障子畝沢 B	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
中沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
出入沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
出入中沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
夫婦沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
清水沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
石形沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
宮沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
くるみ沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
蜂谷戸沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
道泉谷戸沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
今川	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
大場沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
馬久田入沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
上ノ上沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
上ノ下沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
上ノ中沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
尾沼沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
下の沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
八幡沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
天神沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
寺沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
秋葉沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
五郎鬼沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
羽田沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
羽田北中沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
羽田北下沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
猿谷戸沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
下中沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
宮谷戸沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
岩鼻上沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
寺沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
鳴瀬沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
沢尻下沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
十二久保沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
沢尻中沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	
南沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
大竹川	東吾妻町大字三島	土石流	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
熊ノ沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
大日沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
神仏沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
鳶ヶ沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
唐沢西沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
滝の入沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
根古屋沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
細谷上沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
三島沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
柿平沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
松ヶ沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
高日向沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
中尾沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
下ノ沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
鷹の巣沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
大平沢A	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
大平沢B	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
松谷上沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
唐沢久保沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
鎌田川	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
下沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
松谷下沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
漆貝戸沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
上沢(滝下沢)－1	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
上沢(滝下沢)－2	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
天神上沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
姉山沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
天神沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
寺沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
清水沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
大沢川	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
大村沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
大久保沢	東吾妻町大字岩下	土石流	○	○
行沢下沢	東吾妻町大字矢倉	土石流	○	○
行沢	東吾妻町大字矢倉	土石流	○	○
西沢	東吾妻町大字矢倉	土石流	○	○
宮沢	東吾妻町大字矢倉	土石流	○	○
小塚川(唐沢)	東吾妻町大字郷原	土石流	○	○
唐沢(唐木沢)	東吾妻町大字郷原	土石流	○	○
唐沢南沢	東吾妻町大字郷原	土石流	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
平沢川	東吾妻町大字原町	土石流	○	○
山根沢	東吾妻町大字原町	土石流	○	
須郷沢川	東吾妻町大字原町	土石流	○	
細田沢	東吾妻町大字原町	土石流	○	○
坊丸沢	東吾妻町大字原町	土石流	○	○
観音沢	東吾妻町大字原町	土石流	○	○
重田下沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
重田中沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
程岩下沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
程岩上沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
程岩東沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
浜井場下沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
十二沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
浜井場上沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
渡戸沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
堀切下沢－1	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
新井南上沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
新井南下沢－1	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	
新井北上沢－1	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
新井北上沢－2	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
新井北中沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
新井北下沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
岩程沢	東吾妻町大字泉沢	土石流	○	○
広野沢	東吾妻町大字小泉	土石流	○	
十二ヶ原上沢	東吾妻町大字岩井	土石流	○	○
金井南沢	東吾妻町大字金井	土石流	○	
金井西沢	東吾妻町大字金井	土石流	○	
深北下沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
深北中沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	
深北沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	
深東沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	
深南沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
橋詰下沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
橋詰上沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
田中東下沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
田中東中沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
田中東上沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
新井中沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
兵庫下沢	東吾妻町大字厚田	土石流	○	○
稲田下沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
稲田中沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
稲田上沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
馬場下沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
馬場中沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
中村沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
大沢川	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
大戸沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
上宿上沢	東吾妻町大字大戸	土石流	○	○
貫井沢－1	東吾妻町大字萩生	土石流	○	○
貫井沢－2	東吾妻町大字萩生	土石流	○	○
太子平沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
丑ヶ淵下沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
中沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
矢城下沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
滝ノ沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
飯米場沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
清水沢	東吾妻町大字須賀尾	土石流	○	○
西ノ沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
本丸沢	東吾妻町大字本宿	土石流	○	○
上の南沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
広石南沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	
羽田北上沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
滝ノ沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
岩鼻下沢	東吾妻町大字大柏木	土石流	○	○
小倉上沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
沢尻沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
小倉下沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
小倉東沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
御女郎沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
根古屋東沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
根古屋西沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
細谷東沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	
細谷沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
細谷中沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
上郷沢	東吾妻町大字三島	土石流	○	○
上組沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	
沼沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
石上沢	東吾妻町大字松谷	土石流	○	○
下の沢	東吾妻町大字郷原	土石流	○	
平沢	東吾妻町大字原町	土石流	○	○

区域の名称	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	警戒区域の指定	特別警戒区域の指定
内野沢	東吾妻町大字原町	土石流	○	○
南谷戸沢	東吾妻町大字川戸	土石流	○	○
立石	東吾妻町大字原町	地すべり	○	
郷原	東吾妻町大字郷原	地すべり	○	
根古谷	東吾妻町大字三島	地すべり	○	
沼ノ原	東吾妻町大字松谷	地すべり	○	
大柏木	東吾妻町大字大柏木	地すべり	○	
大谷沢	東吾妻町大字大戸	地すべり	○	
大平	東吾妻町大字松谷	地すべり	○	
殿原	東吾妻町大字大柏木	地すべり	○	

出典：県土整備部砂防課

#### 4-9 災害危険区域に関する類似用語の説明

区分	用語	所管省庁	説明
土石流	砂防指定地	国土交通省	砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のために一定の行為を禁止若しくは石は制限すべき土地として、国土交通大臣が指定する土地。
	土石流危険溪流	国土交通省	土石流が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する溪流。
	崩壊土砂流出危険地区	林野庁	山腹の崩壊等により発生した土砂、火山噴出物が土石流となって流出するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
地すべり	地すべり防止区域	国土交通省 農林水産省	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定に基づき、地すべりしている区域又は地すべりするおそれの極めて大きい区域であって、公共の利害に密接な関連を有するものとして、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定する区域。
	地すべり危険箇所	国土交通省	地すべりが発生する危険性があり、河川、道路、鉄道、公共建り物、人家等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
		農林水産省	地すべりが発生する危険性があり、農地等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が農林水産省の定めた基準に該当する箇所。
	地すべり危険地区	林野庁	地すべりが発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。
急傾斜地崩壊	急傾斜地崩壊危険区域	国土交通省	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条の規定に基づき、崩壊するおそれのある急傾斜地傾で、その崩壊により、相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地斜の崩壊を防止するために一定の行為を制限すべき土地として、都道府県知事が指定する区域。
	急傾斜地崩壊危険箇所	国土交通省	急傾斜地の崩壊が発生する危険性があり、人家、公共施設等に崩被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	山腹崩壊危険地区	林野庁	山腹の崩壊が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する地区。



区分	用語	所管省庁	説明
雪崩	雪崩危険箇所	国土交通省	雪崩が発生する危険性があり、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が国土交通省の定めた基準に該当する箇所。
	なだれ危険箇所	林野庁	雪崩が発生したか、又は発生するおそれがある地区のうち、人家、公共施設等に被害が生ずるおそれがあるとして、地形等が林野庁の定めた基準に該当する箇所。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する砂法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条の規定に基づき、急傾斜地の災崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずる害おそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂防災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域止として、都道府県知事が指定する区域。
	土砂災害特別警戒区域	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 8 条の規定に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、都道府県知事が指定する区域。

## 第5章 気象関係

### 5-1 雨量観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位置	所属	観測者	電話番号
吾妻川	本宿	テレメーター	東吾妻町本宿	国土交通省 (ダム統管)	利根川ダム統合 管理事務所	027-251-2272
吾妻川	広場	テレメーター	東吾妻町岡崎	国土交通省 (ダム統管)	利根川ダム統合 管理事務所	027-251-2272

### 5-2 水位観測施設

河川名	観測所名	観測種別	位置	水防団 待機	はん濫 注意	避難 判断	はん濫 危険	観測者及び電話番号
吾妻川	郷原	テレメーター	大字郷原字 橋場 573-2	6.00	8.00	—	—	国土交通省八ッ場ダム 工事事務所 0279-82-2311
吾妻川	岩島	テレメーター	大字三島 3352-1	—	—	—	—	中之条土木事務所 0279-97-3022
温川	大戸	テレメーター	大字大戸 401-1	2.20	3.40	—	—	中之条土木事務所 0279-97-3022

### 5-3 気象庁震度階級

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
5強	大半の人が、物につかまらな いと歩くことが難しいなど、行動に 支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、 落ちるものが多くなる。テレビが 台から落ちることがある。固定し ていない家具が倒れることがあ る。	窓ガラスが割れて落ちること がある。補強されていないブロッ ク塀が崩れることがある。据付け が不十分な自動販売機が倒れる ことがある。自動車の運転が困難 となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が 移動し、倒れるものもある。ドア が開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下することがある。
6強	立っていることができず、はわ ないと動くことができない。揺れ にほんろうされ、動くこともでき ず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとん どが移動し、倒れるものが多くな る。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物が多くなる。補強さ れていないブロック塀のほとん どが崩れる。
7		固定していない家具のほとん どが移動したり倒れたりし、飛ぶ こともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、 落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破 損するものがある。

## 第6章 通信関係

### 6-1 東吾妻町防災行政無線局一覧表（固定系）

設置場所	名称	施設名	備考
東吾妻町総務課	ぼうさいひがしあがつま	親局	
東吾妻町宿直室	ぼうさいひがしあがつま	遠隔制御装置	
広域消防本部	ぼうさいひがしあがつま		

NO	行政区	設置場所	施設名	備考
0	上之町	東吾妻町役場	屋外拡声子局	
1	上郷	上郷十字路先		
2	松下	旧岩島第二小学校		
3	天神	J R 岩島駅		
4	大村	岩島出張所		
5	本村	旧岩島第一小学校		
6	辻	J R 郷原駅		
7	内出	原町保育所		
8	在下	原町中学校		
9	金井	大島運輸前		
10	須郷沢	東部消防署		
11	松の木	岩井公民館		
12	八幡	太田中学校		
13	新興	小泉会館		
14	太郎谷戸	泉沢公民館		
15	兵庫	兵庫集会所		
16	殿原	大柏木公民館		
17	下中	下中公民館		
18	須賀尾 4	清水交差点		
19	須賀尾 2	須賀尾公民館		
20	丑ヶ淵	丑ヶ淵公民館		
21	宿	坂上公民館		
22	塩の平	大戸公民館		
23	田谷下	萩生区民会館		
24	西榛名 3	西榛名婦人ホーム		
31	新巻	新巻公民館		
32	奥田	東支所		
33	箱島	箱島公民館		
34	柏原	あずま霊園		
35	岡崎	岡崎公民館		

6-2 東吾妻町防災行政無線局一覧表（移動系）

設置場所	呼出名称	施設名	備考	
総務課	ぼうさいひがしあがつま（総務）	遠隔制御装置		
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま（上下水道）			
建設課	ぼうさいひがしあがつま（建設）			
産業課	ぼうさいひがしあがつま（産業）			
総務課	ぼうさいひがしあがつま（生活）			
企画課	ぼうさいひがしあがつま（企画）			
消防指令車	ぼうさいひがしあがつま001	車載型無線機		
交通指導車	ぼうさいひがしあがつま002			
総務課	ぼうさいひがしあがつま003			
榛名吾妻荘	ぼうさいひがしあがつま005			
企画課	ぼうさいひがしあがつま006			
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま007			
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま008			
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま009			
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま004			
建設課	ぼうさいひがしあがつま010			
産業課	ぼうさいひがしあがつま011			
教育課	ぼうさいひがしあがつま012			
総務課	ぼうさいひがしあがつま031			可搬型無線機
総務課	ぼうさいひがしあがつま032			
総務課	ぼうさいひがしあがつま033			
総務課	ぼうさいひがしあがつま034			
総務課	ぼうさいひがしあがつま035			
榛名吾妻荘	ぼうさいひがしあがつま036			
総務課	ぼうさいひがしあがつま101	携帯型無線機		
総務課	ぼうさいひがしあがつま102			
総務課	ぼうさいひがしあがつま103			
総務課	ぼうさいひがしあがつま104			
総務課	ぼうさいひがしあがつま105			
総務課	ぼうさいひがしあがつま106			
総務課	ぼうさいひがしあがつま107			
総務課	ぼうさいひがしあがつま108			
総務課	ぼうさいひがしあがつま109			
総務課	ぼうさいひがしあがつま110			
総務課	ぼうさいひがしあがつま111			
総務課	ぼうさいひがしあがつま112			
総務課	ぼうさいひがしあがつま113			
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま114			
上下水道課	ぼうさいひがしあがつま115			
榛名吾妻荘	ぼうさいひがしあがつま116			

## 第7章 避難収容関係

### 7-1 避難場所・避難施設一覧

避難区域	名称	責任者	容可能人員	電話	備考
東地区	農村環境改善センター	支所長	300人	59-3111	
	東公民館箱島分館	区長	200人	59-3943	
	東小学校	校長	500人	59-3014	
	東公民館岡崎分館	区長	100人	59-3769	
	柏原集会所	区長	50人	59-3638	
	東公民館新巻分館	区長	150人	59-3763	
太田地区	太田小学校	校長	500人	68-2389	
	太田幼稚園	園長	30人	68-2062	
	太田公民館	館長	50人	68-2328	
原町地区	岩櫃ふれあいの郷	施設長	1000人	68-2601	
	原町小学校	校長	500人	68-2016	
	東吾妻中学校	校長	500人	68-2243	
	原町幼稚園	園長	50人	68-2895	
	原町保育所	所長	50人	68-2853	
	町民体育館	教育課長	500人		
岩島地区	岩島小学校	校長	500人	67-2039	
	岩島幼稚園	園長	50人	67-3631	
	岩島保育所	所長	50人	67-2506	
	岩島公民館	館長	50人	67-2001	
坂上地区	坂上小学校	校長	500人	69-2005	
	坂上幼稚園	園長	50人	69-3515	
	大戸保育所	所長	30人	69-2214	
	坂上公民館	館長	50人	69-2001	

## 7-2 要配慮者施設

区分	施設の名称	電話番号	所在地
病院・診療所	町立国民健康保険診療所	59-3010	大字箱島 1266-2
	原町赤十字病院	68-2711	大字原町 698
	吾妻脳神経外科循環器科	68-5211	大字原町 760-1
	大戸診療所	69-3214	大字大戸 13-1
	加地内科医院	68-2103	大字原町 634-1
	小池医院	67-2030	大字岩下 1749
介護保険事業所	すこやかセンター福寿草	59-3266	大字新巻 320-4
	町立特別養護老人ホームいわびつ荘	68-4840	大字原町 1094
	東吾妻町デイサービスセンター	68-5141	大字川戸 233
	やまゆりの家	76-4165	大字原町 50
	デイサービスはらまち	〃	〃
	あがつま在宅ケアセンター	68-5488	大字原町 705-1
	通所リハビリセンター大戸診療所	69-3214	大字大戸 13-1
	グループホームやまゆりの家	76-4165	大字原町 50
障害者施設	ひがしあがつま地域活動支援センター	67-2008	大字矢倉 581-1
	オリジンの村大原荘	69-2134	大字萩生 2888-2
	愛星会山鳩学園	69-2107	大字本宿 908
	植栗ホーム（グループホーム）	69-2107	大字植栗 920-2
	須賀尾ホーム（グループホーム）	69-2107	大字須賀尾 965-7
幼稚園	町立東幼稚園	59-3933	大字箱島 1270-11
	町立原町幼稚園	68-2895	大字原町 731
	町立太田幼稚園	68-2062	大字植栗 1872
	町立岩島幼稚園	67-3631	大字岩下 45
	町立坂上幼稚園	69-3515	大字本宿 407-1
保育所	町立あづま保育園	59-3877	大字箱島 1269-1
	町立原町保育所	68-2853	大字川戸 737
	町立岩島保育所	67-2506	大字岩下 71-3
	町立大戸保育所	69-2214	大字大戸 350-3

## 第8章 医療救護関係

### 8-1 医療機関

#### (1) 基幹災害医療センター

病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
前橋赤十字病院	日本赤十字社	前橋市朝日町3-21-36	027-224-4585	592	586	0	0	6	0

#### (2) 地域災害医療センター

二次保健医療圏名	病院名	経営主体	所在地	電話番号	総病床数	一般	精神	結核	感染	療養
吾妻	原町赤十字病院	日本赤十字社	東吾妻町原町 698	0279-68-2711	227	184	39	0	0	4

#### (3) 群馬県DMAT指定病院

医療機関名	チーム数 (注)
日本赤十字社群馬県支部 (前橋赤十字病院、原町赤十字病院)	7
群馬大学医学部附属病院	2
群馬県済生会前橋病院	2
社会保険群馬中央総合病院	1
独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター	2
医療法人社団日高会日高病院	2
渋川総合病院	1
公立藤岡総合病院	1
公立富岡総合病院	1
独立行政法人国立病院機構沼田病院	1
利根中央病院	2
伊勢崎市民病院	2
社団法人伊勢崎佐波医師会病院	1
桐生厚生総合病院	1
富士重工業健康保険組合太田記念病院	1
館林厚生病院	1

(注) 配備チーム数は、厚生労働省の実施した「災害派遣医療チーム研修」又は、県の実施した「災害医療研修」を受講し、群馬DMATの隊員登録をしたチーム数。

出典：群馬県HP



(4) 東吾妻町医療機関

	所在地	施設名	診療科目	電話番号
医院・診療所	箱島 1266-2	東吾妻町国民健康保険診療所	内、児、外	59-3010
	原町 698	原町赤十字病院	内、外、整外、児、耳鼻、眼、婦人、皮膚、脳外、泌尿器	68-2711
	原町 634-1	加地医院	内	68-2103
	原町 760-1	吾妻脳神経外科循環器科	脳外、内、神内、リハビリテーション	68-5211
	岩下 1749	小池医院	内、皮膚、胃腸	67-2030
	大戸 13-1	大戸診療所	内、整外、呼吸器	69-3214
歯科医院	原町 568-1	矢島歯科医院	歯	68-2010
	原町 580-5	神辺歯科医院	歯	68-2390
	原町 728-5	加地歯科医院	歯	68-5570
	岩下甲 214	外丸歯科医院	歯	67-2155
	大戸 150-1	加部歯科医院	歯	69-2036
接骨医	原町 458	中村接骨院	接骨	68-2643
	原町 202	名倉堂接骨院	接骨	68-2528
	矢倉 84	水出接骨院	接骨	67-2700
	原町 833-4	轟整骨院	接骨	76-4100
	松谷 736-4	あがつま整骨院	接骨	67-2584

8-2 薬局

所在地	施設名	電話番号
原町 722-1	ゆたか薬局原町店	68-5171
原町 595-2	シモダ薬局	68-2937
原町 651	ワタキュー薬局原町店	68-9233
原町 676-1	トリム薬局原町店	76-4081

### 8-3 トリアージタグ

発災時、多数の傷病者が発生することを踏まえ、傷病者の重症度判定と搬送にかかる優先順位決定のため「トリアージ・タグ」を使用し、スタート方式によるトリアージを行う。

#### ■ トリアージの実施基準

分類	優先順位	識別票
最優先治療群（重症）	第1	赤
待機的治療群（中等症）	第2	黄
保留群（軽症）	第3	緑
不処置群（死亡）	第4	黒

#### トリアージ・タグ

(災害現場用)

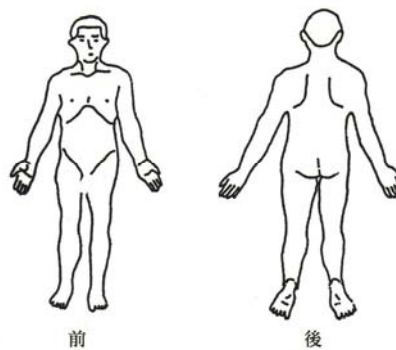
No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
トリアージ実施月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		トリアージ実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

トリアージ実施場所	トリアージ区分 0 I II III
トリアージ実施機関	医師 救急救命士 その他
診断・処置内容	
特記事項	

#### トリアージ・タグ

特記事項 (搬送・治療上特に留意すべき事項)
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----
-----

その他の応急措置の状況等



## 第9章 輸送・交通関係

### 9-1 東吾妻町ヘリコプター離着陸場 (ドクターヘリコプター ランデブーポイント)

No.	場外離着陸場所	所在地	運用開始日
1	東吾妻町スポーツ広場	大字原町	平成21年2月
2	東吾妻町あづま総合運動場	大字新巻	平成21年2月
3	東吾妻町立東中学校	大字箱島 1690	平成21年2月
4	東吾妻町立坂上中学校	大字本宿 389	平成21年2月
5	ユニファーいわびつ多目的広場	大字原町 4399	平成21年2月
6	岩井親水公園	大字植栗	平成21年2月
7	萩生区民会館前広場	大字萩生 1721	平成21年2月
8	旧坂上幼稚園跡地	大字本宿	平成21年2月
9	あがつまふれあい公園(天狗の湯)	大字三島 6441	平成24年8月

### 9-2 町有車両一覧表

平成27年3月31日現在

課別	種別							
	普乗	普貨	軽自	トラック	バス	グレーダー ホイールローダー	消防車	合計
総務課	9	1	7	1	1		19	38
企画課		1	1					2
地域政策課	1		1					2
税務課	1							1
会計課								0
議会事務局	1							1
保健福祉課	1	2	6					9
町民課			3					3
農林課	2		3					5
建設課	3		4	3		2		12
上下水道課		1	5					6
教育課	12	5	5		2			24
中央公民館	1		3					4
東支所	2		2					4
ふれあいの郷	1		1					2
合計	34	10	41	4	3	2	19	113

### 9-3 異常気象時の通行規制区間及び規制基準

平成24年4月1日現在

路線名	指定区間	延長 (km)	交通量 (台/日)	通行規制基準		備考
				予備規制 (通行注意)	通行規制 (通行止)	
				気象条件 (mm/日)	気象条件 (mm/日)	
(国) 145号	長野原町大字林(室沢橋手前) ～ 東吾妻町大字松谷	5.3	11,003	80	120	落土石
(国) 406号	長野原町大字横壁字西久保 ～ 東吾妻町大字須賀尾字矢竹(新矢竹橋)	7.6	2,876	70	100	落土石

### 9-4 緊急通行車両確認申請書、証明書及び標章

様式1

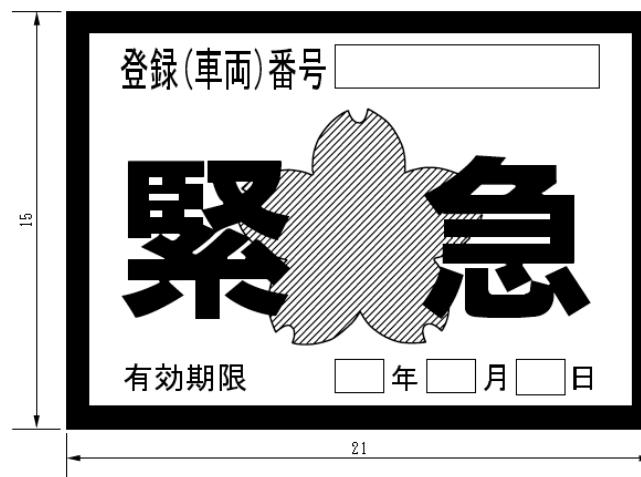
年 月 日			緊急通行車両使用申出書		
様			申請者(住所又は所在地) (氏名又は団体名) (電話番号)		
車両の登録番号					
車両の用途(緊急輸送にあっては輸送人員又は品名)					
通行日時					
通行経路	出発地		目的地		
備考					

様式 2

第 号		
年 月 日		
緊急通行車両確認証明書		
知 事 ㊤		
公安委員会 ㊤		
車両の登録番号		
車両の用途（緊急輸送にあつては輸送人員又は品名）		
使用者	住所又は所在地	
	氏名又は団体名	
	電話番号	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

様式 3

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

様式4

緊急通行車両確認処理簿				
受付年月日	申出者	車両番号	交付年月日	指令番号

## 第10章 食料及び飲料水、物資の調達・保管関係

### 10-1 補給水利の所在、水量

NO	所在地	区分	備考
1	東吾妻町大字箱島 875 (橋倉)	湧水	箱島配水池
2	東吾妻町大字新巻 1005-3 (丸橋)	深井戸	新巻配水池
3	東吾妻町大字五町田 1182-4 (小屋沢)	深井戸	平高配水池
4	東吾妻町大字奥田 612-2 (滝ノ沢)	深井戸	奥田配水池
5	東吾妻町大字岡崎 2040-9 (広場)	深井戸	岡崎配水池
6	東吾妻町大字大戸 3649 (柳ヶ島)	浅井戸	上水道第1水源
7	東吾妻町大字大戸 3649 (柳ヶ島)	深井戸	上水道第2水源
8	東吾妻町大字川戸 1874-4 (深沢)	湧水	上水道第3水源
9	東吾妻町大字原町 (岩櫃国有林内 51 班メ小班)	湧水	平沢簡易水道水源
10	東吾妻町大字岩下 2241 (内野)	湧水	
11	東吾妻町大字岩下 2616 (滝上)	表流水	
12	東吾妻町大字松谷 1111 (水出)	湧水	松谷簡易水道水源
13	東吾妻町大字三島 (国有林内 59 班フ小班)	湧水	大竹簡易水道水源
14	東吾妻町大字大戸 3990 (手子丸)	湧水	手子丸・古賀良簡易水道水源
15	東吾妻町大字萩生 3050 (満沢原)	湧水	萩生簡易水道水源
16	東吾妻町大字萩生 876 (日影林)	湧水	萩生貫井簡易水道水源
17	東吾妻町大字萩生 734-4 (貫井嶺)	深井戸	萩生堀井戸簡易水道水源
18	東吾妻町大字大戸 4775-2 (菅原)	湧水	萩生大谷簡易水道水源
19	東吾妻町大字萩生 1172 (田谷)	湧水	萩生田谷簡易水道水源
20	東吾妻町大字萩生 2887-1110 (十二沢)	深井戸	西榛名簡易水道水源
21	東吾妻町大字大柏木 3998 (宮谷戸)	深井戸	岩宮簡易水道水源
22	東吾妻町大字大柏木 1881-1 (前原)	湧水	大柏木簡易水道水源
23	東吾妻町大字大柏木 316 (広石)	湧水	広石簡易水道水源

※簡易水道は町営のみ記載。その他、組合営等の水源有り。

## 10-2 食料調達可能在庫場所、販売店一覧

店舗・販売店名	代表者名	所在地	電話番号	精米設備	
				有	無
伊藤商店	小林	箱島 1062-8	59-3845		○
茂木商店	柄沢勇造	箱島 795	59-3221		○
サムタイム(有)	上原竹司	箱島 770-1	59-3024		○
的場ドライブイン		箱島 1199-2	59-3849		○
安らぎの家		箱島 1031-1	59-3253		○
高橋商店	高橋辻江	奥田 39-2	59-3939		○
今井商店	今井勇	岡崎 833	59-3746		○
萩原商店	萩原丑松	岡崎 1375-1	59-3587		○
橋爪商店	橋爪ふじゑ	岡崎 1787	59-3508		○
セブンイレブン原町店		原町 706-1	68-5444		○
(株)カインズホーム吾妻店		原町 303-1	68-4711		○
青木商店	青木實	泉沢 1064-2	68-3368		○
(有)橋爪商店	橋爪源一	原町 576-1	68-2133	○	
富澤商店	富澤八重子	岩下 701-1	67-2005		○
ライスショップナカジマ	中島栄三郎	岩下 360-6	67-2101	○	
(有)小瀧商店	小瀧伸夫	須賀尾 1190	69-2418		○
日の出屋商店	小池治衛	松谷丙 207-2	67-2228		○
あがつま農協Aコープバイパス店		原町 726-1	68-3322	○	
あがつま農協Aコープ坂上店		本宿 361	69-3517	○	
あがつま農協太田直売所		植栗 702-24	68-0141	○	
あがつま農協岩島直売所		矢倉 87-1	67-3702		○
マル福関根商店	関根浩一	原町 612-1	68-2951		○
高橋商店	高橋正吉	大柏木 3013-1	69-2038		○
吉野商店	吉野一男	植栗 702-16	68-2610		○
セーブオン吾妻岩井店		岩井 253-1	68-2068		○
小山リビング企画(株)	小山林衛	岩井 849-2	68-3681		○
セブンイレブン吾妻岩下店		岩下 1029	67-2997		○
セブンイレブン吾妻東店	大前弘	新巻 628	59-8100		○
きなさや	米山静雄	松谷 848-6	67-3388		○



### 10-3 物資の保管場所

場所 \ 種類	毛布	肌着セット	給水袋	土嚢袋	ビニールシート	急医療セット	軍手
東吾妻町役場	270	180	400	400	100	2	1,200
東支所	30	-	-	-	-	2	-
太田公民館	100	60	200	600	-	-	120
麻の里会館	100	60	200	600	-	-	120
坂上公民館	100	60	200	600	-	-	120
合計	600	360	1,000	2,200	100	4	1,560

## 第11章 廃棄物処理施設・埋火葬関係

### 11-1 廃棄物処理施設

種別	名 称	所在地	電話番号	規模
ごみ	吾妻東部衛生施設組合 吾妻東部衛生センターごみ処理施設	中之条町中之条 316-1		50 t/日
粗大ごみ	吾妻東部衛生施設組合 吾妻東部衛生センター粗大ごみ処理 施設	中之条町中之条 316-1		20 t/日
し尿	吾妻東部衛生施設組合 吾妻東部衛生センターし尿処理施設	中之条町中之条 316-1		62 k1/日

### 11-2 遺体収容所

所在地区	施設名	収容能力 (体)	電話番号	備考
箱島	東小学校体育館	200	59-3014	
原町	原町小学校体育館	200	68-2016	
植栗	太田小学校体育館	200	68-2389	
岩下	岩島小学校体育館	200	67-2039	
本宿	坂上小学校体育館	200	69-2005	

### 11-3 火葬場

名 称	所 在 地	電話番号
吾妻郡東部火葬場	中之条町大字西中之条 1501-1	0279-75-7632

## 第12章 応急復旧工事関係

### 12-1 町内建設業者名簿

所在地	名称	電話番号	備考
大字奥田	丸福工務店(有)	59-3931	
大字原町	池原工業(株)	68-7111	
〃	南波建設(株)	68-2511	
〃	唐沢建設(株)	68-2240	
〃	(株)大沢建設	68-3256	
〃	(有)高山工業	68-2781	
〃	コーエイ(株)吾妻営業所	68-4132	
川戸	(有)清水工務店	68-2086	
〃	拓友工業(株)	68-3136	
〃	加藤建設(有)	68-2775	
岩井	(有)一場工務店	68-3568	
〃	(有)渡辺工業	68-3644	
植栗	(株)たくみ	68-2352	
小泉	加藤興業(株)	68-3876	
泉沢	塚田建設(株)	68-2463	
〃	(有)青木建材土木	68-2749	
矢倉	(有)吉田建設	67-2916	
岩下	富沢設備(株)	67-2221	
松谷	水出興業(株)	67-2121	
大戸	(有)現金屋	69-2114	
本宿	島津工業(株)	69-2221	
大柏木	(株)武藤工務店	69-2331	
萩生	宮崎工務店(株)	69-2021	
〃	(株)吾妻土木	69-2705	

### 12-2 仮設住宅建設予定地

所在地	名称	電話番号	備考
東吾妻町大字箱島 1690	東中学校校庭	59-3018	
東吾妻町大字原町 2693	原町中学校校庭	68-2243	
東吾妻町大字植栗 1104	太田小学校校庭	68-2389	
東吾妻町大字岩下 1860	岩島中学校校庭	67-2037	
東吾妻町大字大戸 343-1	大戸区民会館庭	69-2032	

## 13章 文化財関係

### 13-1 指定文化財一覧

No	種 類	指定等年月日	指定等物件名	所在地	所有者
1	国 名	昭和 10. 12. 24	吾妻峡	松谷	国ほか
2	国 天	昭和 8. 4. 13	原町の大ケヤキ	原町 391	東吾妻町
3	県 重	昭和 37. 2. 21	刀 銘於南紀重國造之	小泉 362	個人所有
4	県 重	昭和 50. 9. 5	木造馬頭観音立像	矢倉 130-1	行沢観音保存会
5	県 重	昭和 55. 4. 30	蕨手刀	原町 811	大宮巖鼓神社
6	県 史	昭和 33. 3. 22	姉山の石組カマド	岩下甲 1051	個人所有
7	県 天	昭和 59. 7. 3	稲田のヤマナシ	大戸 754-1	畔宇治神社
8	県 天	昭和 59. 7. 3	唐堀のモクゲンジ	三島 3624	個人所有
9	選保技	平成 4. 5. 15	岩島の麻栽培と精麻生産	三島 3559	岩島麻保存会
10	町 重	昭和 47. 3. 1	畔宇治神社の石灯籠	大戸 3475	畔宇治神社
11	町 重	昭和 47. 3. 1	古賀良神社の石宮	大戸	古賀良神社
12	町 重	昭和 47. 3. 1	大運寺の本尊	大戸 371	大運寺
13	町 重	昭和 47. 3. 1.	吉岡神社の石灯籠・太鼓橋	本宿 650	吉岡神社
14	町 重	昭和 47. 3. 1	吉岡神社の句額	本宿 650	吉岡神社
15	町 重	昭和 47. 3. 1	吉岡神社の薬師像	本宿 650	吉岡神社
16	町 重	昭和 48. 3. 23	甲波宿祢神社の彫刻・御輿	箱島 1136	甲波宿祢神社
17	町 重	昭和 48. 3. 23	長徳寺欄間の彫刻と錫杖	新巻 1254	長徳寺
18	町 重	昭和 48. 3. 23	菅原神社古代の石棒	新巻 1296	菅原神社
19	町 重	昭和 48. 3. 23	白鳥神社の彫刻	奥田 967	白鳥神社
20	町 重	昭和 50. 10. 1	榛名御山論及び榛名御水論裁決書	岡崎 1581	個人所有
21	町 重	昭和 50. 10. 1	岡上生祠	岡崎 1659	榛名神社
22	町 重	昭和 54. 12. 3	正泉寺の鉄像	新巻 687-1	正泉寺
23	町 重	昭和 58. 9. 12	善導寺三尊来迎図	原町 1084	善導寺
24	町 重	昭和 58. 9. 12	東福門院書状	原町 2712	個人所有
25	町 重	昭和 58. 9. 12	大戸関所関係文書	原町 1117-1	大戸区
26	町 重	昭和 58. 9. 12	法隆寺金堂壁画模写図	本宿 401	坂上小学校
27	町 重	平成 13. 8. 31	岩井の背高地蔵	岩井 1081	岩井区
28	町 重	平成 13. 8. 31	善導寺のつり鐘	原町 1084	善導寺
29	町 重	平成 13. 8. 31	新井洞蔵の襖画	原町 1117-1	東吾妻町
30	町 重	平成 13. 8. 31	矢竹・塩ノ平の道標	須賀尾・大戸	東吾妻町
31	町 重	平成 14. 10. 1	柏原の宝篋印塔	岡崎 276	柏原区

No	種 類	指定等年月日	指定等物件名	所在地	所有者
32	町 重	平成 14. 10. 1	榛名神社の宝篋印塔	岡崎 1659	榛名神社
33	町 重	平成 14. 10. 1	岡上治郎兵衛景能の位牌	岡崎 1233	個人所有
34	町 重	平成 16. 7. 22	岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡出土遺物一括	東京都神田駿河台	明治大学
35	町有民	昭和 58. 9. 12	片貝家の雛人形	岩下甲 1051	個人所有
36	町無民	昭和 47. 3. 1	松谷ささら師子舞	松谷	ささら師子舞保存会
37	町無民	昭和 47. 3. 1	人形芝居遊樂座	三島	遊樂座
38	町無民	昭和 48. 3. 23	五町田の太々神楽	五町田 515	持分神社
39	町無民	昭和 48. 3. 23	榛名神社の獅子舞	岡崎 1659	榛名神社
40	町無民	昭和 48. 3. 23	新巻の太々神楽	新巻 1296	菅原神社
41	町無民	平成 4. 3. 6	高橋平五良の百万遍	五町田	高橋平五良地区
42	町 史	昭和 40. 10. 5	広雲恢龍法女墓碑	川戸 2656	善導寺
43	町 史	昭和 47. 3. 1	長福寺の五輪塔	岩井 1453	長福寺
44	町 史	昭和 47. 3. 1	岩櫃城跡	原町	東吾妻町ほか
45	町 史	昭和 47. 3. 1	岩櫃山鷹の巣岩陰遺跡	原町	東吾妻町
46	町 史	昭和 47. 3. 1	金井廃寺遺跡	金井 469 他	金井区長
47	町 史	昭和 47. 3. 1	四戸の古墳群	三島 85 他	東吾妻町ほか
48	町 史	昭和 48. 3. 23	池の薬師水牢の跡	新巻 1083	長徳寺
49	町 史	昭和 55. 10. 1	岩久保観音	岡崎 1358	善導寺
50	町 史	昭和 58. 9. 12	根古屋百庚申塚	三島 4280-1	根古屋区
51	町 史	昭和 58. 9. 12	加部安左衛門関係遺跡	大戸 2776 他	東吾妻町ほか
52	町 史	平成 1. 12. 13	大日山の五輪塔・仏塔・石殿	岩井	個人所有
53	町 名	平成 1. 12. 13.	仙人窟	大戸 445 他	大運寺
54	町 天	昭和 47. 3. 1	応永寺の傘松	岩下乙 1659	応永寺
55	町 天	昭和 48. 3. 23	平五良観音の大杉	五町田 963	平五良観音
56	町 天	昭和 48. 3. 23	不動尊の大杉	箱島 875	善導寺
57	町 天	昭和 48. 3. 23	甲波宿禰神社の大ケヤキ	箱島 1138	甲波宿禰神社
58	町 天	昭和 58. 9. 12	長福寺のコウヤマキ	岩井 1453	長福寺
59	町 天	平成 3. 3. 8	大柏木諏訪神社の杉並木	大柏木 2156	諏訪神社
60	町 天	平成 5. 6. 28	新巻平石の甌穴	新巻河川敷	群馬県
61	町 天	平成 13. 8. 31	おまき桜	岩下 15-2	東吾妻町

出典：東吾妻町教育課

## 第14章 自衛隊関係

### 14-1 派遣部隊の受入れ施設

施設名	管理者	電話番号	宿泊場所	収容人員
五町田公民館	区長	59-3417	広間	160人
箱島公民館	〃	59-3943	広間	200人
岡崎公民館	〃	59-3769	広場	80人
新巻公民館	〃	59-3763	広間	160人
奥田公民館	〃	59-8760	広間	90人
農村環境改善センター	東支所長	59-3111	ホール	70人
岩櫃ふれあいの郷	保健福祉課長	68-2601	福祉センター	200人
町民体育館	教育課長		体育館	600人
町民センター	社会福祉協議会長	68-3146	娯楽室	50人
太田公民館	太田公民館長	68-2328	会議室	200人
麻の里会館	岩島公民館長	67-2001	会議室	200人
坂上公民館	坂上公民館長	69-2001	会議室	200人

### 14-2 自衛隊派遣要請に係る要求書様式

		年 月 日
群馬県知事	あて	
東吾妻町長	印	
自衛隊の災害派遣要請の要求について		
災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請するよう要求します。		
記		
1 災害の状況及び派遣を要請する事由		
2 派遣を希望する期間		
3 派遣を希望する区域及び活動		
4 その他参考となるべき事項		
例) ・必要な車両、航空機、資機材		
・必要な人員		
・連絡場所及び連絡責任者		

## 第15章 相互応援関係

### 15-1 国からの派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払	経費負担
俸給 俸給の特別調整額 初任給調整手当 扶養手当 調整手当 住居手当 研究員調整手当 特地勤務手当（これに準ずる手当含む） 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 共済制度に係る国の負担 公務災害補償またはこれらに相当するもの	国 " " " " " " " " " " " "	国が派遣した職員に対して支給した額及び国が負担した負担金のうち派遣職員に係る額について、町が負担する。
退職手当 退職年金、退職一時金 共済制度による給付	国 " "	国が負担する。
通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 義務教育職員特別手当、定時制通信教育手当産業教育手当又はこれらに相当するもの 旅費 災害派遣手当	町 " " " " " " " " " " "	町が負担する。

### 15-2 県・市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担

給与等の種別	給与等支払者	経費負担
給料 手当（退職手当を除く） 旅費	派遣した都道府県、区市町村	町が負担する。
退職手当 退職年金又は退職一時金		派遣した都道府県、区市町村が負担する。

## 第16章 災害救助法関係

### 16-1 災害救助基準

平成26年4月1日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)、冬季(10月~3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内								
				区 分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1 人増すごと に加算	
				全 壊 全 焼 流 失	夏	17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
					冬	29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
				半 壊 半 焼 床 上 浸 水	夏	5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
冬	9,400	12,300	17,400		20,600	26,100	3,400				



救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額 以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日か ら14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助 産	災害発生の日以前又 は以後7日以内に分 べんした者であつて 災害のため助産の途 を失った者(出産のみ ならず、死産及び流産 を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合 は、使用した衛生材料等の 実費 2 助産婦による場合は、 慣行料金の100分80以内の 額	分べんした日か ら7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明な状態 にある者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の搜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別 途計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	1 住家が半壊(焼) し、自らの資力により 応急修理をすることが できない者 2 大規模な補修を 行わなければ居住す ることが困難である 程度に住家が半壊 (焼)した者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害の発生の日 から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸 水により学用品を喪 失又は段損し、就学上 支障のある小学校児 童、中学校生徒及び高 等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用 している教材、又は正規の 授業で使用している教材実 費 2 文房具及び通学用品 は、1人当たり次の金額以 内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日か ら (教科書) 1か月以内 (文房具及び通 学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々 の実状に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者 を対象にして実際に 埋葬を実施する者に 支給	1体当たり 大人(12歳以上) 206,000円以内 小人(12歳未満) 164,800円以内	災害発生の日か ら10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象とな る。
死体の搜索	行方不明の状態にあ り、かつ、四囲の事情 によりすでに死亡し ていると推定される 者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日か ら10日以内	1 輸送費、人件費は、別 途計上 2 災害発生後3日を経過 したものは一応死亡した者 と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者 について、死体に関す る処理(埋葬を除く。 )をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,200円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日 から10日以内	1 検案は原則として救護 班 2 輸送費、人件費は、別 途計上 3 死体の一時保存にドラ イアイスを購入費等が必要 な場合は、当該地域におけ る通常の実費を加算でき る。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 第17章 被災者等支援関係

### 17-1 災害弔慰金等の支給制度

#### (1) 災害弔慰金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	自然災害で次のいずれか 1 1つの市町村の区域内で住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、県内全ての市町村の被害が対象 3 県内で災害救助法が適用された災害（県内全ての市町村の被害が対象） 4 災害救助法を適用した都道府県が2以上ある場合、全ての市町村（当該都道府県以外も含む）の被害が対象
支 給 対 象 者	配偶者、子、父母、孫、祖父母
支 給 額	死亡者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・500万円 その他の場合・・・250万円
費用負担割合	市町村 1/4、県 1/4、国 1/2

#### (2) 災害障害見舞金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	（災害弔慰金と同じ）
支 給 対 象 者	災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
支 給 額	障害者が世帯の生計を主として維持していた場合・・・250万円 その他の場合・・・125万円
費用負担割合	（災害弔慰金と同じ）

#### (3) 災害援護資金

根 拠 法 令	災害弔慰金の支給等に関する法律
支 給 機 関	市町村
対象となる災害	県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合
貸 付 対 象 者	災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
貸 付 額	被害の程度に応じて150万円～350万円、所得制限有
貸 付 条 件	貸付利率・・・年3%（据置期間3年～5年は無利子）、償還期間・・・10年以内
貸付原資拠出割合	県 1/3、国 2/3

(4) 群馬県災害見舞金

支給機関	県（危機管理室） ただし市町村経由
対象者	個人 (1)災害による死者または行方不明者の遺族 (2)災害による重傷者 (3)災害により住家が全壊した世帯 (4)災害により住家が半壊した世帯 (5)災害により住家が床上浸水した世帯
支給条件	・対象者(1)災害による死者または行方不明者の遺族及び、対象者(2)災害による重傷者について 同一原因による災害で、1市町村の区域内において1世帯以上の住家が滅失した場合 ・対象者(5)災害により住家が床上浸水した世帯 同一原因による災害で、1市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失した場合
支給金額	死者及び行方不明者・・・1人 30万円 重傷者（※注1）・・・1人 5万円 住家（※注2）の全壊・・・1世帯 10万円 住家（※注2）の半壊・・・1世帯 5万円 住家（※注2）の床上浸水・・・1世帯 2万円 （※注1）雪道歩行中の転倒や車両等のスリップ、追突による負傷は対象外となる。 なお、重傷者については後日、1ヶ月以上の治療を要する確認をするため、診断書の提出を求める場合がある。 （※注2）住家：現実に居住のため使用している建物。
支給除外	(1)被災者生活再建支援法に基づく支援金の対象となる場合 (2)災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給対象となる場合 (3)被災の原因が、対象者の故意又は重大な過失による場合 (4)雪道歩行中の転倒や車両等のスリップ、追突による負傷

(5) 被災者生活再建支援金

根拠法令	被災者生活再建支援法
支給機関	県（危機管理室） ただし、被災者生活再建支援法人に委託
対象となる災害	1 災害救助法適用基準1又は2に該当した市町村 2 10世帯以上の住宅全壊が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 4 1又は2の市町村を含む都道府県で5世帯以上の全壊被害の市町村（ただし、人口10万人未満に限る） 5 1から3に適合する市町村に隣接する1つの市町村において、全壊5世帯以上の市町村（ただし、人口10万人未満に限る）
対象となる世帯	①住宅が全壊した世帯 ②住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯 ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯 ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

支 給 金 額	1 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th>全壊 (①の世帯)</th> <th>解体 (②の世帯)</th> <th>長期避難 (③の世帯)</th> <th>大規模半壊 (④の世帯)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)	支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円	単身世帯	75万円	75万円	75万円
住宅の被害程度		全壊 (①の世帯)	解体 (②の世帯)	長期避難 (③の世帯)	大規模半壊 (④の世帯)												
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円												
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円												
支 給 金 額	2 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">住宅の被害程度</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>複数世帯</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>単身世帯</td> <td>150万円</td> <td>75万円</td> <td>37.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円</p>	住宅の被害程度		建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)	支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円		
住宅の被害程度		建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)													
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円													
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円													
費 用 負 担 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。</li> <li>・基金が支出する支援金の1/2に相当する額を国が補助。</li> </ul>																

(6) 生活福祉資金(福祉資金-災害援護費)

貸 付 機 関	群馬県社会福祉協議会
対 象 と な る 世 帯	次のいずれかに該当すること。 1 低所得世帯で、他からの資金を借り入れることができない世帯 2 障害者世帯 3 高齢者世帯(日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る)
貸 付 金 額	150万円以内
貸 付 条 件	利率・・・年1.5%(連帯保証人を立てる場合は無利子) 償還期間・・・据置期間(貸付日から6月以内)経過後7年以内

## 17-2 住宅再建・取得の支援制度

### (1) 災害復興住宅融資

根拠法令	独立行政法人住宅金融支援機構法
貸付機関	独立行政法人住宅金融支援機構

#### ア 建設資金

(平成 26 年 4 月現在)

対 象 者	<p>次の(1)から(4)までの全てにあてはまる必要がある。</p> <p>(1) 災害<sup>(※1)</sup>により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「り災証明書」を交付されている者。</p> <p>(2) 自分が居住するため、またはり災した親が住むための住宅を建設、購入若しくは補修する者。</p> <p>(3) 総返済負担率<sup>(※2)</sup>が下の基準を満たしている者。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年収</td> <td>400万円未満</td> <td>400万円以上</td> </tr> <tr> <td>基準</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> <p>(4) 日本国籍の者、永住許可などを受けている外国人。</p> <p>※1：①自然現象による災害、②①以外で住宅金融支援機構が指定した災害          ※2：総返済負担率とは、年収に占める全てのお借入れの年間合計返済額の割合をいう。</p>	年収	400万円未満	400万円以上	基準	30%以下	35%以下
年収	400万円未満	400万円以上					
基準	30%以下	35%以下					
資 金 使 途	災害復興住宅の建設及びこれに付随する整地又は土地(借地権を含む。)の取得						
融資を受けることができる住宅							
住宅の規格	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。						
住宅部分の床面積又は占有面積	13㎡以上175㎡以下であること。						
融 資 限 度 額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本融資額(建設資金)…………… 1,500万円<sup>(※1)</sup></li> <li>・特例加算額(建設資金)…………… 460万円</li> <li>・基本融資額(土地取得資金)…………… 970万円<sup>(※2)</sup></li> <li>・基本融資額(整地資金)…………… 400万円</li> </ul> <p>※1：被災親族同居の場合は2,070万円が限度となる。被災親族同居とは、別居していた直系親族の関係にある者がそれぞれ被災し、かつ、新たに建設された住宅にこれらの者が同居する場合をいう。</p> <p>※2：賃借権を取得した場合の基本融資額(土地取得資金)は、580万円が限度となる。定期借地権等を取得した場合の保証金についても、一定の条件を満たす場合は融資の対象となるが、この場合の基本融資額(土地取得資金)は、380万円が限度となる。</p>						
貸 付 条 件	<p>融資金利…借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」である。</p> <p>償還期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火構造・準耐火構造・木造(耐久性)の住宅<sup>(※)</sup>…35年以内</li> <li>・木造(一般)の住宅……………25年以内</li> </ul> <p>※耐火構造には性能耐火(耐久性有)、準耐火構造には省令準耐火構造を含む。また、木造(耐久性)とは基礎高さ、床下換気孔等の耐久性基準に適合した木造の住宅。なお、性能耐火(耐久性無)は最長返済期間が25年となる。</p>						

## イ 購入資金

(平成 26 年 4 月現在)

対 象 者	(建設資金と同じ)
資 金 使 途	新築家屋又は中古家屋の購入及びこれに付随する土地の取得
購入する住宅の規模	住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合30㎡)以上175㎡以下
融 資 限 度 額	<p>〈新築購入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本融資額(購入資金)・・・2,470万円(うち土地取得資金970万円以内)</li> <li>・特例加算額(購入資金)・・・460万円</li> </ul> <p>〈中古購入〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅・・・・・・・・2,170万円</li> <li>・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅・・・2,470万円</li> <li>・特例加算額(購入資金)・・・・・・・・460万円</li> </ul>
貸 付 条 件	<p>融資金利・・・借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」である。</p> <p>償還期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅・・・・・・・・35年以内</li> <li>・木造(一般)の住宅・・・・・・・・25年以内</li> <li>・リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅・・・35年以内</li> <li>・リ・ユースマンション、リ・ユース住宅・・・・・・・・25年以内</li> </ul>

## ウ 補修資金

(平成 26 年 4 月現在)

対 象 者	住宅に被害が生じた場合の「り災証明書」の発行を受けた者
資 金 使 途	住宅の補修及びこれに付随する移転又は整地
購入する住宅の規模	制限なし
融 資 限 度 額	<p>補修資金・・・・・・・・660万円</p> <p>整地資金・・・・・・・・400万円(※)</p> <p>引方移転資金・・・400万円</p> <p>(※)整地資金及び引方移転資金の両方の基本融資額を利用する場合は、合計で400万円が限度となる。</p>
貸 付 条 件	<p>融資金利・・・借入申込時に返済期間の全ての金利が確定する「固定金利(全期間固定金利型)」である。</p> <p>償還期間・・・20年以内</p>

## (2) 地すべり等関連住宅融資

(平成 26 年 4 月現在)

根 拠 法 令	住宅金融支援機構法
貸 付 機 関	住宅金融支援機構
貸 付 対 象	<p>地すべり関連住宅</p> <p>地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条第3項の規定により都道府県知事の承認を得た関連事業計画に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または関連事業計画に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋をいう。</p> <p>土砂災害関連住宅</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第25条第1項の規定による勧告に基づいて移転される住宅部分を有する家屋または勧告に基づいて除去される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋をいう。</p> <p>密集市街地関連住宅</p> <p>密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）第13条第1項の規定による勧告に基づいて除却される住宅部分を有する家屋に代わるべきものとして新たに建設、購入される住宅部分を有する家屋をいう。</p>
資 金 使 途	移転、建設、購入
融資を受けることができる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各戸に居住室、台所、トイレが供えられていること。</li> <li>・住宅部分の床面積</li> <li>【建設の場合】</li> <li>原則として13㎡以上。</li> <li>【新築購入、リ・ユース購入の場合】</li> <li>50㎡以上（共同建ての場合は40㎡以上）であること。</li> <li>・木造の場合は一戸建てまたは連続建てであること（建設・新築購入の場合のみ）。</li> <li>・敷地の権利が転貸借によらないものであること。</li> <li>・建築基準法その他関係法令に適合していること。</li> <li>（既存建築物については明らかな違反が認められないこと）</li> </ul>
融 資 限 度 額	<p>〈移転建設資金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移転、建設資金・・・ 1,650万円</li> <li>・ 土地取得資金・・・・・・ 970万円</li> <li>・ 特例加算額・・・・・・ 510万円</li> </ul> <p>〈購入資金〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新築住宅 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本融資額（購入資金）・・・・ 2,620万円</li> <li>・ 特例加算額（購入資金）・・・・ 510万円</li> </ul> </li> <li>○リ・ユース住宅（中古住宅） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リ・ユースマンション、リ・ユース住宅・・・・・・ 2,320万円</li> <li>・ リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅・・ 2,620万円 （うち土地取得資金970万円以内）</li> <li>・ 特例加算額（購入資金）・・・・・・ 510万円</li> </ul> </li> </ul>
貸 付 条 件	<p>5年ごとに融資金利を改定する5年固定金利償還期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火、準耐火、木造(耐久性)の住宅・・・・・・ 35年以内</li> <li>・ 木造(一般)の住宅・・・・・・ 25年以内</li> <li>・ リ・ユースプラスマンション、リ・ユースプラス住宅・・ 35年以内</li> <li>・ リ・ユースマンション、リ・ユース住宅・・・・・・ 25年以内</li> </ul>



## (3) 母子・寡婦福祉資金（住宅資金）

（平成 26 年 4 月現在）

根 拠 法 令	母子及び寡婦福祉法
貸 付 機 関	県（子育て支援課）、吾妻保健福祉事務所
対 象 者	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦
資 金 使 途	災害復旧に必要な住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築
貸 付 金 額	1,500万円 （災害等による住宅全壊又は老朽等による増改築の場合は2,000万円）
貸付条件	据置期間：貸付後 6 か月 償還期限：据置経過後 6 年以内（特別 7 年以内） 利率：無利子

## (4) ぐんまの木で家づくり支援事業補助金

（平成 26 年 4 月現在）

補 助 機 関	県（林業振興課）
補 助 の 内 容	<p>○構造材補助 募集戸数750戸（先着順） ぐんま優良木材を構造材に50%以上使って住宅を新築・購入する場合の補助。 ・柱材12cm角以上の住宅（「構造材（A）」の区分）440戸 [ぐんま優良木材使用割合60%以上] ・柱材10.5cm角以上の住宅（「構造材（B）」の区分）230戸 [ぐんま優良木材使用割合60%以上] ・柱材10.5cm角以上の住宅（「構造材（D）」の区分）80戸 [ぐんま優良木材使用割合50%以上60%未満]</p> <p>○内装材補助 募集戸数50戸（先着順） ぐんま優良木材を内装に10㎡以上使って住宅を新築・購入・リフォームする場合の補助。 注）構造材補助と内装材補助は併用できない。</p>
補 助 の 条 件	<p>○構造材補助の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内に、自己が居住するための在来軸組工法で建築される木造一戸建ての延床面積70㎡以上の住宅を新築または新築住宅を購入すること。</li> <li>2. 構造材のうち50%以上について「ぐんま優良木材」を使用すること。また、交付区分「構造材（A）」については、ぐんま優良木材使用割合60%以上かつすべての柱材について短辺が12cm以上（仕上がり寸法）、交付区分「構造材（B）」については、ぐんま優良木材使用割合60%以上かつすべての柱材について短辺が10.5cm以上（仕上がり寸法）、「構造材（D）」については、ぐんま優良木材使用割合50%以上60%未満かつすべての柱材について短辺が10.5cm以上（仕上がり寸法）の住宅とすること。</li> <li>3. 年度末までに上棟し、「ぐんま優良木材品質認証センター」の検査を受け「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付を受けることができること。</li> <li>4. 施工業者が県内に事業所を有し建設業の許可（建築工事業）を受けていること。ただし、補助に係る住宅の延床面積が150㎡に満たない場合であって、当該施工業者がもつばら建設業法施行令第1条の2に定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業としているため建設業の許可を要しない場合についてはこの限りでない。 ※分離発注方式は、すべての施工業者が県内に事業所を有すること。</li> </ol>

	<p>○内装材補助の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 県内に、自己が居住するための住宅を新築または新築住宅を購入すること。あるいは、県内にある自己が居住するための住宅を改装すること。</li> <li>2. 内装に「ぐんま優良木材」を10㎡以上使用し、かつ部材の厚さが12mm以上であること。</li> <li>3. 年度末までに内装の施工を完了し、ぐんま優良木材品質認証センターの検査を受け「ぐんま優良木材使用住宅証明書」の交付を受けることができること。</li> <li>4. 施工業者が県内に事業所を有していること。</li> </ol>																																																																																									
補助金額	<p>○構造材補助の場合</p> <p>延床面積とぐんま優良木材の使用割合により、下表のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">交付区分</th> <th colspan="5">構造材のぐんま優良木材使用割合</th> </tr> <tr> <th>50%以上 60%未満</th> <th>60%以上 70%未満</th> <th>70%以上 80%未満</th> <th>80%以上 90%未満</th> <th>90%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="9">延床面積</td> <td rowspan="3">70㎡以上 99㎡未満</td> <td>A</td> <td>該当なし</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>40万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>該当なし</td> <td>20万円</td> <td>20万円</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>15万円</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">99㎡以上 132㎡未満</td> <td>A</td> <td>該当なし</td> <td>30万円</td> <td>40万円</td> <td>40万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>該当なし</td> <td>30万円</td> <td>30万円</td> <td>40万円</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>20万円</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">132㎡以上 165㎡未満</td> <td>A</td> <td>該当なし</td> <td>40万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>該当なし</td> <td>40万円</td> <td>40万円</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>25万円</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">165㎡以上</td> <td>A</td> <td>該当なし</td> <td>50万円</td> <td>60万円</td> <td>70万円</td> <td>80万円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>該当なし</td> <td>40万円</td> <td>60万円</td> <td>60万円</td> <td>60万円</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>30万円</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>※併用住宅の場合、「延床面積」は、店舗等の非住宅部分を除く住宅部分の床面積を用いる。</p> <p>○内装材補助の場合</p> <p>1㎡あたり3,000円で、最大15万円（100円未満切り捨て）。</p> <p>※内装材補助は、構造材にぐんま優良木材を使わない在来工法の住宅や鉄骨造や鉄筋コンクリート造等の非木造の住宅、マンション等にも利用できる。</p> <p>また、現在居住している住宅のリフォームにも利用できる。（賃貸用の住宅は対象外）</p>	区分	交付区分	構造材のぐんま優良木材使用割合					50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	延床面積	70㎡以上 99㎡未満	A	該当なし	30万円	30万円	40万円	40万円	B	該当なし	20万円	20万円	30万円	30万円	D	15万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	99㎡以上 132㎡未満	A	該当なし	30万円	40万円	40万円	50万円	B	該当なし	30万円	30万円	40万円	40万円	D	20万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	132㎡以上 165㎡未満	A	該当なし	40万円	50万円	50万円	60万円	B	該当なし	40万円	40万円	50万円	50万円	D	25万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	165㎡以上	A	該当なし	50万円	60万円	70万円	80万円	B	該当なし	40万円	60万円	60万円	60万円	D	30万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
区分	交付区分			構造材のぐんま優良木材使用割合																																																																																						
		50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上																																																																																				
延床面積	70㎡以上 99㎡未満	A	該当なし	30万円	30万円	40万円	40万円																																																																																			
		B	該当なし	20万円	20万円	30万円	30万円																																																																																			
		D	15万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																																																			
	99㎡以上 132㎡未満	A	該当なし	30万円	40万円	40万円	50万円																																																																																			
		B	該当なし	30万円	30万円	40万円	40万円																																																																																			
		D	20万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																																																			
	132㎡以上 165㎡未満	A	該当なし	40万円	50万円	50万円	60万円																																																																																			
		B	該当なし	40万円	40万円	50万円	50万円																																																																																			
		D	25万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																																																			
165㎡以上	A	該当なし	50万円	60万円	70万円	80万円																																																																																				
	B	該当なし	40万円	60万円	60万円	60万円																																																																																				
	D	30万円	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし																																																																																				

(5) 東吾妻町勤労者住宅建設資金利子補給

(平成26年4月現在)

利子補給機関	東吾妻町
対象者	<p>次のすべてに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業所に勤労している者</li> <li>2 町内に住宅を新築した者（新築家屋の購入を含む）</li> <li>3 融資機関から住宅資金を借入れした者</li> <li>4 総床面積が240㎡以下の専用住宅であること</li> </ol>
利子補給交付期間	1年
利子補給額	融資機関からの借入金のうち1年間に支払う利子に対して、最高10万円を補給。

### 17-3 中小企業者に対する低利融資制度

#### (1) 経営サポート資金（Cタイプ：災害復旧関連要件）

（平成26年4月現在）

貸付機関	県（商政課）ただし融資実行は各金融機関
貸付対象者	県内において事業を行っている中小企業者又は中小企業団体であって、次のいずれかに該当する者 1 地震、火災、風水害等により事業所及び主要な事業資産が全壊、半壊、流失、浸水若しくはこれらに準ずる損害を受けたことについて事業所所在地の市町村長等の被災証明を受けた者 2 激甚災害法の指定を受けた災害により被害を受けた者 3 災害救助法の指定を受けた災害により被害を受けた者 4 中小企業信用保険法第2条第4項第3号又は第4号のいずれかの要件に該当する特定中小企業者として市町村長から認定を受けた者 5 の他知事が特に認める災害により被害を受けた者
資金用途	災害復旧を図るために必要な設備資金及び運転資金
貸付金額	5,000万円以内（うち運転資金3,000万円以内）
貸付条件	利率・・・1.9%以内（責任共有制度対象外）、1.95%以内（責任共有制度対象） 償還期間・・・設備資金10年以内（うち据置2年以内） 運転資金7年以内（うち据置2年以内）

#### (2) 中小企業高度化資金（災害復旧貸付）

（平成26年4月現在）

貸付機関	県（商政課）
貸付対象事業	大規模な災害により事業活動の運営が著しく困難になっており、既往の高度化事業施設が被災し、その復旧を行うもの、又は中小企業が復旧のため高度化事業を行うもの。
貸付条件	貸付割合・・・整備資金の90%以内      利率・・・無利子      償還期間・・・20年以内

#### (3) 政府系金融機関による貸付条件の優遇

（平成26年4月現在）

	日本政策金融公庫		商工組合中央金庫
	中小企業事業	国民生活事業	
貸付限度額	<直貸>災害 1.5億円(別枠) <代理貸>災害 7,500万円 (直貸の範囲内で別枠)	<直貸>災害 3,000万円 (各融資制度の限度に上乗せ)	<直貸>融資限度額の定めなし <代理貸>一般 1億円
利率	基準利率 災害規模により軽減措置あり	基準利率 災害規模により軽減措置あり	所定利率
償還期間	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 10年以内	各融資制度の返済期間以内	<運転資金> 10年以内 <設備資金> 20年以内

## 17-4 農林水産業者等に対する助成・低利融資制度

### (1) 助成措置

根拠法令	東吾妻町農漁業災害対策特別措置条例及び群馬県農漁業災害対策特別措置条例
助成機関	町及び県
助成要件	<p>次のいずれかに該当する場合で町長が必要と認めたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場の面積が10ヘクタール（局地的災害（降ひょう、竜巻又は突風）の場合にあつては5ヘクタール）以上となった場合</li> <li>2 農作物の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けたほ場に係る被害見込額が規則で定める額を超えることとなった災害</li> <li>3 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が20戸（局地的災害（降ひょう、竜巻又は突風）の場合は10戸）以上となった場合</li> <li>4 畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた農業者の戸数が10戸以上（局地的被害（降ひょう、竜巻又は突風）の場合にあつては5戸）以上となった災害</li> <li>5 養殖魚の減収量が平年における収穫量の30/100以上となる被害を受けた漁業者の戸数が5戸以上となった災害</li> <li>6 農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者の戸数が10戸（局地的災害（降ひょう、竜巻又は突風）の場合にあつては5戸）以上となった災害</li> <li>7 畜舎等に浸水を受けた農業者の戸数が10戸以上となった災害</li> <li>8 その他町長が特に必要と認めた災害</li> </ol>
助成対象	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 樹草勢回復のための肥料等の購入についての補助</li> <li>2 樹体被害の復旧又は補修についての補助</li> <li>3 農作物の病虫害防除についての補助</li> <li>4 蚕種の購入についての補助</li> <li>5 代替作付けのための種苗等の購入及びこれに必要な農作物の取り片付け作業についての補助</li> <li>6 次期作付けのための種苗等の購入及びこれに必要な農作物の取り片付け作業についての補助</li> <li>7 農業用施設の取り片付け作業についての補助</li> <li>8 畜舎等の伝染性疾病の防止措置についての補助</li> <li>9 前各号に掲げるもののほか、被害の状況を勘案して町長が特に必要と認める補助</li> <li>10 経営資金及び事業資金の融通を円滑にするための措置</li> <li>11 農漁業用施設資金の融通を円滑にするための措置</li> </ol>

## (2) 経営資金

(平成 26 年 4 月現在)

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	次のいずれかに該当する農漁業者 1 災害による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年における収穫量の30/100以上であり、かつ、これによる損失額が平年における農業による総収入額の10/100以上であるもの 2 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物（5アール以上の栽培面積を有する場合に限る。）の流失、損傷、枯死等による損失額が被害時における当該永年作物の価額の30/100以上であるもの 3 災害による魚類等の流失等による損失額が平年における漁業による総収入額の10/100以上であるもの
貸付金額	市町村長が認定する損失額を基準として知事が定めるところにより算定した額又は200万円（特別500万円）のいずれか低い額の範囲内（知事の定める法人は2,500万円以内）
貸付条件	利率…年5.5%以内、4.5%以内、3.0%以内（特別被害農業者の場合） 償還期間…6年以内 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

## (3) 事業資金

(平成 26 年 4 月現在)

融 資 機 関	農業協同組合連合会その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）
貸付対象者	所有し、又は管理する在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合又は農業協同組合連合会
貸付金額	2,500万円以内
貸付条件	利率…年5.5%以内 償還期間…3年以内 保証…群馬県農業信用基金協会の債務保証

## (4) 農漁業用施設資金

(平成 26 年 4 月現在)

融 資 機 関	農業協同組合その他の金融機関
利子補給機関	県（技術支援課）及び市町村
貸付対象者	農漁業用施設に10万円以上の被害を受けた農漁業者及び農業団体
貸付金額	市町村長が認定する農漁業用施設資金の復旧に要する経費の80/100に相当する額又は農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項第1号の範囲内において規則で定める額のいずれか低い額の範囲内のものであること。
貸付条件	利率…年4.5%以内 償還期間…15年以内（農業近代化資金の貸付けを受ける場合）又は10年以内（農業近代化資金の貸付けを受けない場合） 保証・担保…群馬県農業信用基金協会の債務保証、連帯保証人又は物的担保

## (5) (株)日本政策金融公庫農林水産事業による貸付け

(平成 27 年 3 月現在)

区分	資金種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還 期間	うち 据置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者 土地改良区 農協等	0.30% ～ 0.80%	25年以内	10年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業経営の再建に必要な資金 法令に基づく処分又は行政指導により経済的損失を受けた農業経営の維持安定に必要な資金	農業者等	0.30% ～ 0.55%	10年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設の復旧	農協、土地改良区、農業共済組合、水産業組合等	0.30% ～ 0.80%	20年以内	3年以内	
		<主務大臣指定施設・災害復旧施設> 農舎、畜舎、堆肥舎、排水施設等	農業者等	0.30% ～ 0.80%	15年以内	3年以内	
林業関係資金	林業基盤整備	造林資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者・森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、農協	0.30% ～ 0.75%	15年以内	5年以内
		台風、異常降雪等による被害造林地の復旧（補助事業）	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	0.30% ～ 0.80%	30年以内	20年以内	
	林道資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.30% ～ 0.80%	20年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 木炭倉庫その他の共同施設の復旧	森林組合・同連合会、農協・同連合会、中小企業等協同組合	0.30% ～ 0.80%	20年以内	3年以内	
		<主務大臣指定> 林業用施設等の復旧	林業を営む者	0.30% ～ 0.80%	15年以内	3年以内	
	農林漁業セーフティネット資金	<林業経営維持> 樹苗又は特用林産物に係る災害により必要とする経営再建費、収入減補てん費	林業経営改善計画の認定を受けた者	0.30% ～ 0.55%	10年以内	3年以内	

## 第18章 様式集

### 18-1 被害報告関係様式

様式 1

災害概況速報

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 \_\_\_\_\_ 報)

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

様式 2

災害状況即報

報告機関					区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		第 報	( 月 日 時現在)	そ の 他	田	流出・埋没	ha		
							冠 水	ha		
報 告 者 名							畑	流出・埋没	ha	
								冠 水	ha	
区 分			被 害			文 教 施 設			箇所	
						病 院			箇所	
						道 路			箇所	
						橋 り ょ う			箇所	
						河 川			箇所	
						港 湾			箇所	
						砂 防			箇所	
						清 掃 施 設			箇所	
						が け 崩 れ			箇所	
						鉄 道 不 通			箇所	
					被 害 船 舶			隻		
					水 道			戸		
					電 話			回線		
					電 気			戸		
					ガ ス			戸		
					ブ ロ ッ ク 塀 等			箇所		
					り 災 世 帯 数			世帯		
					り 災 者 数			人		
					火 災 発 生	建 物			件	
						危 険 物			件	
						そ の 他			件	
住 家 被 害	全 壊		棟							
			世帯							
		人								
		棟								
		世帯								
		人								
		棟								
		世帯								
		人								
		棟								
		世帯								
		人								
		棟								
		世帯								
		人								
非 住 家	公 共 建 物		棟							
	そ の 他		棟							



区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	県			
公立文教施設	千円							
農林水産施設	千円							
公共土木施設	千円				市 町 村			
その他の公共施設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数		団体						
そ の 他	農 業 被 害	千円		災害救助法適用市町村名				
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
						計	団体	
	そ の 他	千円		消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額		千円		消防団員出動延人数	人			
備       考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の種類概況							
	応急対策の状況							
	・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況							
	・ 避難の勧告・指示の状況							
	・ 避難所の設置状況							
・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況								
・ 自衛隊の派遣要請、出動状況								

※被害額は省略することができる。

様式3

被害状況即報続紙

市町村名		第 報続紙 月 日 時現在
被害の区分	被害発生地区	数 (名称)
応急対策の実施状況	救助・救出活動状況 避難場所の設置状況 消火活動状況 その他	

様式 4

災害確定報告

都道府県				区 分		被 害			
災 害 名				田	流出・埋没	ha			
・					冠 水	ha			
確定日		月 日 時確定		畑	流出・埋没	ha			
					冠 水	ha			
報告者名				文教施設		箇所			
				病院		箇所			
				道路		箇所			
人的被害	死 者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重 傷		人					
		軽 傷		人					
住家被害	全 壊		棟						
			世帯						
			人						
	半 壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
床下浸水		棟			り 災 世 帯 数	世帯			
		世帯			り 災 者 数	人			
		人							
非住家	公共建物		棟			火災発生	建 物	件	
	そ の 他		棟				危 険 物	件	
							そ の 他	件	
				そ の 他	橋りょう		箇所		
					河 川		箇所		
					港 湾		箇所		
					砂 防		箇所		
					清掃施設		箇所		
					崖くずれ		箇所		
					鉄道不通		箇所		
					被害船舶		隻		
					水道		戸		
					電 話		回線		
					電 気		戸		
					ガ ス		戸		
				ブロック塀等		箇所			

区 分		被 害		県 災 害 対 策 本 部	名称			
公立文教施設	千円				設置	月 日 時		
農林水産施設	千円				解散	月 日 時		
公共土木施設	千円							
その他の公共施設	千円			災 害 対 策 本 部	設 置 市 町 村 名			
小 計	千円						計	団 体
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農業被害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名				
	林業被害	千円					計	団 体
	畜産被害	千円						
	水産被害	千円						
	商工被害	千円						
				計	団 体			
その他	千円			消防職員出動延人数	人			
被害総額	千円			消防団員出動延人数	人			
備             考	災害発生場所							
	災害発生年月日							
	災害の概況							
	消防機関の活動状況							
	その他（避難の勧告・指示の状況）							



被害認定基準（災害概況即報・被害状況即報・災害確定報告）

被害等区分		判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要がある者のうち1月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない
	全壊 (全焼・全流出)	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の破損(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の破損、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも
	半壊 (半焼)	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の破損が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも
	一部破損	全壊又は半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度の極く小さな被害は除く
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、又は全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないもの
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分を住家とする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
	非住家被害については、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する	

被害等区分		判定基準
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
	畑の流失、埋没、冠水	田の例に準じて取り扱う
	文教施設	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたもの
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する以外の船で、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数
	水道	上水道、簡易水道又は小水道で断水した戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となっている時点における戸数
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯。例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う	
り災者	り災世帯の構成員	

被害等区分		判定基準
被害金額	公共文教施設	公立の文教施設
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等
	その他公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、漁具、漁船等の被害
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等



(救急・救助事故即報)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法	
事故の概要			
死傷者数	死者 (性別・年齢)  計 人 不明 人	負傷者等 人 ( 人) 重症 人 ( 人) 中等症 人 ( 人) 軽症 人 ( 人)	
救助活動の 要否			
要救助者数 (見込)		救助人員	
救急・救助活動 の状況			
災害対策本部等 の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者等欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

(火災即報)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)			
火元の業態 ・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者数	死者 (性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽症 人				
建物の概要	構造		建物面積			
	階層		延べ面積			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半焼棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
部分焼棟	林野焼損面積	a				
ぼや棟						
り災世帯数			気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

(特定事故即報)

第 報

- 事故名 { 1 危険物等に係る事故  
2 原子力災害  
3 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
報告機関	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ( )					
発生場所						
事業所名						
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時 鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分			
	( 月 日 時 分)		月 日 時 分			
消防覚知方法	気象状況					
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 R I 7 その他 ( )		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ( )					
施設の概要	危険物施設の 区分					
事故の概要						
死傷者数	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 ( 人)			
			重症 人 ( 人)			
			中等症 人 ( 人)			
			軽症 人 ( 人)			
消防防災活動 状況及び 救急・救助 活動状況			出場機関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
			その他	人		
			消防本部 (署)	台 人		
			消 防 団	台 人		
			自 衛 隊	人		
警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人			
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入すれば足りること。)

18-2 災害救助法関係様式

群馬県災害救助法施行細則による。

被害状況（中間・確定）報告書								
				市町村 月 日 時 分現在				
災害の原因				災害発生日時				
災害発生場所								
発信機関								
発信者								
略記号	種 別	被 害	略記号	種 別	被 害			
ア	人的被害	死者		サ	全壊・全焼及び流失	世帯		
イ		行方不明		シ		人員		
ウ		重傷		ス	半壊及び半焼	世帯		
エ		軽傷		セ		人員		
オ		計		ソ	世帯数及び人員	一部破損	世帯	
カ	全壊・全焼及び流失		タ	人員				
キ	棟	半壊及び半焼		チ		床浸上水	世帯	
				ツ			人員	
ク	数	一部破損		テ	床浸下水	世帯		
ケ		床上浸水		ト		人員		
コ		床下浸水		ナ	非住家の被害			
応急対策その他								

災 害 救 助 費 請 求 書

請 求 額                    円

ただし、災害救助法第29条の救助費繰替支弁の分  
上記のとおり別紙内訳明細書及び支出に関する証拠書類の謄本を添えて請求します。

年    月    日

群馬県知事                    様

市町村長

印

## 別紙

## 災害救助費内訳書

区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費			円	
(1) 収容施設供与費 避難所設置費 仮設住宅設置費	延べ 人 戸	(1人1日当たり) (1戸当たり)		
(2) 炊き出しその他による食品給与費 炊き出し費 その他食品給与費	延べ 人 延べ 人	(1人1日当たり) (1人1日当たり)		
(3) 飲料水供給費				
(4) 被服、寝具その他生活必需品供給費 全焼(壊) 流失分 半焼(壊) 床上浸水分	世帯 世帯	(1世帯当たり) (1世帯当たり)		
(5) 医療助産費 医療費 助産費	延べ 人 延べ 人	(1人当たり) (1人当たり)		
(6) り災者救助費				
(7) 住宅の応急修理費				
(8) 生業資金貸与費				
(9) 学用品給与費 教科書代 小学校児童 中学校生徒 その他の学用品費 (全焼・全壊・流失) 小学校児童 中学校生徒 (半焼・半壊・床上浸水) 小学校児童 中学校生徒	人 人 人 人 人 人	(1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり) (1人当たり)		
(10) 埋葬費 大人 子ども	件 件	(1件当たり) (1件当たり)		
(11) 輸送費				
(12) 人夫賃				
(13) 死体搜索費				
(14) 死体処理費 処置費 一時保存費	件 件	(1件当たり) (1件当たり)		
(15) 障害物除去費	戸	(1戸当たり)		
2 実 費 弁 償 費				
3 扶 助 金				
4 損 失 補 償 費				
5 災害救助法第35条の求償に対する支払				
6 事 務 費				
計				
備 考				

内訳明細書

1 救助の種目別物資受払状況

市町村名 \_\_\_\_\_

救助の種目別	年月日	品名	単位 呼称	摘要	受け	払い	残	備考
避難所用 炊き出しその他による食品 給与用 給水用機械器具・燃料浄水用 薬品資材 被服、寝具等 医薬品衛生材料 被災者救出用機械器具・燃料 埋葬用棺骨箱 燃料及び消耗品								

- 注 1 摘要欄は、購入先又は受入先及び払出先を記入すること。  
 2 備考欄は、購入単価、購入金額及び払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。  
 3 各救助の種目別最終行欄は、受け、払い及び残の計並びにそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県からの受入分及び市町村調達分がある場合には、それぞれ別に、受け、払い及び残の計並びに金額を明らかにしておくこと。  
 4 救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。

2 避難所設置及び避難状況

市町村名 \_\_\_\_\_

避難所の名称	種別	開設期間	実人員	延べ 人員	物品使用状況		実 支 出 額	備考
					品名	数量		
		月 日から 月 日まで	人	人			円	
計								

- 注 1 種別欄は、既存建物、野外仮設及び天幕の別に記入すること。  
 2 物品使用状況欄は、開設期間中に使用した品目別及び使用数量を記入すること。  
 3 他市町村の住民に供与したときは、その者の住所、氏名及び避難期間を備考欄に記入すること。

### 3 応急仮設住宅台帳

市町村名 \_\_\_\_\_

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工	完成	入居	実支出額	備考
							月日	月日	月日		
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- 注 1 応急仮設住宅番号欄は、応急仮設住宅に付した番号を記入するものとし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成して添付すること。  
 2 家族数欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。  
 3 所在地欄は、応急仮設住宅を建設した場所の住所を記入すること。  
 4 構造区分欄は、木造住宅、プレハブ住宅及びパイプ式組立住宅の別を記入すること。  
 5 敷地区区分欄は、公私有別とし、有無償の別も明らかにすること。  
 6 備考欄は、入居後における経過を明らかにしておくこと。

### 4 炊き出し給与状況

市町村名 \_\_\_\_\_

炊き出し場の名	月日			月日			月日			月日			5日間小計			月日			月日			6日以降小計			合計	実支出額	備考	
	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕	朝	昼	夕				
																											円	
計																												

注 備考欄は、給食内容を記入すること。



5 飲料水の供給簿

市町村名 \_\_\_\_\_

供給月日	対象人員	給 水 用 機 械 器 具							実 出 支 額	備 考	
		名称	借 上 げ			修 繕					燃料費
			数量	所有者	金額	修 繕 月 日	修繕費	修繕の概要			
	人			円	月 日	円		円	円		
計											

- 注 1 給水用機械器具欄は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ金額欄に額を記入すること。  
 2 修繕の概要欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

6 物資の給与状況

市町村名 \_\_\_\_\_

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員	給 与 月 日	物 資 給 与 品 目							実 出 支 額	備 考	
				布団	毛布	作業衣	シャツ						
		人	月 日									円	
計	全壊	世帯											
	半壊	世帯											

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者

氏 名

印

- 注 1 住家被害程度区分欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の別を記入すること。  
 2 給与月日欄は、その世帯に対して最後に物資が給与された月日を記入すること。  
 3 物資給与品目欄は、当該数量を記入すること。

7 救護班活動状況

救護班名

班長医師氏名

印

月 日	市 町 村 名	患者数	措 置 の 概 要	死 体 検 査 数	修 繕 費	備 考
		人		人	円	
計						

注 備考欄は、班の編成及び活動期間を記入すること。

8 病院診療所医療実施状況

市町村名 \_\_\_\_\_

診療機関名	患者氏名	診 療 期 間 月 日	傷病名	診療区分		診療報酬点数		金 額	備 考
				入院	通院	入 院 点	通 院 点		
						点	点	円	
計 機関	人								

注 診療区分欄は該当欄に○印を記入すること。

9 助産台帳

市町村名 \_\_\_\_\_

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間		金額 円	備考
			月 日から	月 日まで		
計						

10 被災者救出状況記録簿

市町村名 \_\_\_\_\_

月 日	救 出 人	救 出 用 機 械 器 具							実支 出額 円	備考
		名称	借 上 費		修 繕 費			燃料費		
			数量	所有(管理) 者 氏 名	金額 円	修繕 月日 月 日	修繕費 円			
月 日	人									
計										

- 注 1 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。  
 2 借上費については、有償及び無償を問わず記入するものとし、有償による場合のみ、その借上費を金額欄に記入すること。  
 3 修繕の概要欄は、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

11 住宅応急修理記録簿

市町村名 \_\_\_\_\_

世帯主氏名	修 理 箇 所 概 要	完了月日	実支出額	備 考
			円	
計	世帯			

12 生業資金貸付台帳

市町村名 \_\_\_\_\_

貸付を受けた者		保 証 人			事業計画概要	貸与期間	貸 与 額	備 考
住 所	氏 名	住 所	氏 名	職員				
							円	
計	世帯							

注 1 貸与期間欄は、「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。

2 備考欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

13 学用品の給与状況

市町村名

学校名	学年	児童(生徒) 氏名	親権者 氏名	給与日 月 日	給与品の内訳										実支出額 円	備考	
					教科書					その他学用品							
					国語	算数	社会			ノート	鉛筆						
計	小学校	/	人	人	/												
	中学校	/	人	人	/												

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）  
氏名

印

注 給与品の内訳欄は、数量を記入すること。

14 埋葬台帳

市町村名

死亡年月日	埋葬月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺(付属品を含む。)	埋葬又は火葬料	骨つぼ及び骨箱	計	
	月 日					円	円	円	円	
計	/	人	/	/	/					

- 注 1 埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入すること。  
 2 市町村長が棺、箱等を現物で給与したときは、その旨、備考欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

15 死体処理台帳

市町村名

処 理 年月日	死体発 見の日 時及び 場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死体の 一時 保存料	検 案 料	実支 出額	備 考
			氏名	死 亡 者 と の 関 係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

16 障害物除去の状況

市町村名

住家被害 程度区分	氏 名	除去に要した期間	実支出額	除去に要すべ き状態の概要	備 考
		月 日から 月 日まで	円		
計	半 壊 (焼)				
	床 上 浸 水				

17 輸送記録簿

市町村名

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借 上 げ 等			修 繕				燃料費	実支 出額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕 月日	修繕費				故障の 概 要
			種 類	台 数		名称 番号	所有者 氏 名						
				台	円			月 日	円		円		
計													

- 注 1 目的欄は、主たる目的又は救助の種類名を記入すること。  
 2 県又は市町村の車両等による場合は、備考欄に車両番号を記入すること。  
 3 借上車両等による場合は、有償及び無償を問わず記入すること。  
 4 借上げ等の金額欄は、運送費又は車両等の借上費を記入すること。  
 5 故障の概要欄は、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

18 災害救助実施状況

(1) 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職 種	従業者数		従 事 場 所(市町 村)	従事 期間	実 支 出 額				算 定 基 準 に よ る 算 定 額	備考
	実人 員	延べ 人員			日当	旅費	時間外 勤務手 当	計		
医師及び歯科医師	人	人			円	円	円	円	円	
薬剤師、診療放射線技 師、臨床検査技師、臨 床工学技士及び歯科 衛生士										
保健師、助産師、看護 師、准看護師及び救急 救命士										
土木技術者及び建築 技術者										
大工、左官及びとび職										
計										

注 備考欄は、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(2) 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業 者		従事者数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額	備 考
業 種	数	実人員	延べ人員				
土 木 建 築 業 者		人	人			円	
鉄 道 事 業 者							
軌 道 経 営 者							
自 動 車 運 送 事 業 者							
船 舶 運 送 業 者							
港 湾 運 送 業 者							
計							

注 備考欄は、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件 数	実支出額	積算基礎	備 考
		円		
計				

注 1 積算基礎欄は、支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。  
2 備考欄は、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

(4) 損失補償の状況

種 類	実支出額	積 算 基 礎	備 考
	円		
計			

注 1 種類欄は、災害救助法第9条の管理、使用、保管及び収容の別に区分して記入すること。  
2 積算基礎欄は、損失補償の額の積算基礎を記入すること。  
3 備考欄は、損失補償の概要を記入すること。



19 災害救助法第19条の補償費の状況

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人件費				
(1)旅 費				
(2)役 務 費				
(3)時間外勤務手当及び深夜手当				
2 救護所設置費				
(1)消耗器材費				
(2)借上費				
3 救護諸費				
(1)薬剤費				
(2)衛生材料費				
(3)その他の消耗品費				
4 輸送費				
(1)輸送費				
(2)修繕費				
(3)借上費				
(4)燃料費				
5 人夫費				
(1)医療				
(2)助産				
(3)死体処理				
6 扶助費				
7 事務費				
(1)消耗品費				
(2)電話料				
(3)電報料				
計				

## 第19章 用語集

	用語	説明
【英字】	DMAT (ディーマツト)	「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」と定義され、災害派遣医療チーム Disaster Medical Assistance Team の頭文字をとって略してDMATと記す。医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、専門的な訓練を受けた医療チーム。
	PTSD (ピーティーエスディー)	「Post Traumatic stress Disorder (心的外傷後ストレス障害)」の略で、生死に関わる体験や重症を負うなどして、心に受けた衝撃的な傷が元で後に生じるさまざまなストレス障害のことを指す。
【あ行】	衛星携帯電話	人工衛星を介して通信を行う携帯電話機、またはそのサービスのこと。陸上の無線基地局を使った通常の携帯電話ではカバーできない山間部や海上などの広いエリアで利用できるのが大きな利点である。
	エコノミークラス症候群	長時間のあいだ同じ姿勢をとることで、ふくらはぎ静脈の血が流れにくくなり、血の塊（血栓）が出来る症状。悪化すると血栓が血管を流れていき、肺をつまらせることがあり、最悪の場合死に至ることがある。避難生活においては、エコノミークラス症候群になるリスクが高いといわれている。
	応急仮設住宅	大規模災害によって住家が滅失又は破損し、居住する住家が得られない者を収容するために応急的に建設する仮設住宅のこと。応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用後は県が行い、町はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、町長（本部長）が特に必要と認めた場合において設置する。
	応急危険度判定	震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定、表示等を行うことをいう。
【か行】	火山性地震	火山体またはその周辺に発生し、震源の深さが10 kmよりも浅いもの。地下の比較的浅いところで、マグマや火山ガスが移動し、または体積が変化したことにより地殻が破壊されて起きる地震。
	家族防災会議	家族で「わが家の防災」について話し合い、ルール等を確認し、必要に応じて見直す話し合いの場のこと。 災害時に家族全員があわてずに行動できるように、家族それぞれの安全対策や被災時の行動について話し合い、再確認する。「非常持ち出し品」の入れ替えなどを考えて、年1～2回程度は行うとよい。

	用語	説明
【か行】	活火山	「概ね1万年以内に噴火した火山」及び「現在噴気活動が認められる火山」のこと。
	がれき	震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら（コンクリートの破片）等のこと。広義としては、緊急道路障害物除去により道路上より撤去したがれきも含む。
	帰宅困難者	勤務先や外出先等において地震等の自然災害に遭遇し、自宅への帰還が困難になった者を指す用語。帰宅難民ともいう。
	救急	負傷又は中毒等により、刻々と症状が進行する急性期（と思われる者を含む）の被災者に対する、救命処置、消防への通報、医療機関への搬送、治療をいう。
	救護	被災による傷病者を保護し、安全な場所において、看護・治療（心肺蘇生、止血等の応急手当含む）等を行うこと。
	救護所	災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され、応急的な医療活動を行うための場所のこと。
	救護病院	災害の発生時に傷病者の治療を行う病院のこと。救護所でトリアージされ搬送された傷病者を治療するが、怪我の程度によってはさらに災害拠点病院に搬送される。
	救出	生死に関わらず、被災者を災害現場から救い出すこと。
	救助	生命の危険にさらされている被災者を、その危険な状態から助け出すこと。
	緊急地震速報	地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模を直ちに推定し、これに基づいて各地での震度や到達時刻を推定し、素早く知らせる情報をいう。
	緊急消防援助隊	大規模な災害等が発生し市町村消防の対応能力を上回ってしまった場合、消防組織法21条により近隣市町村の消防が応援に当たることになる。さらに県内の消防による相互応援でも対応できない場合、消防組織法24条3により県知事から消防庁長官に応援要請を行い他の都道府県からの応援を受ける。この消防庁長官の要請による応援体制が緊急消防援助隊である。
	緊急通行車両	災害発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されるが、公安委員会等で確認を受けた緊急車両は、優先して通行することができる。
緊急輸送道路	阪神淡路大震災での教訓を踏まえ、地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路。	

	用語	説明
【か行】	空間放射線量率	環境中の放射線の強度をある空間の一点での放射線の量で表した単位時間当たりの量。平常時及び緊急時の環境モニタリングにおける重要な測定項目のひとつである。
	空振	噴火（爆発）等に伴って発生する空気の振動のこと。ガラス戸や戸障子の震動として感じられ、時にはガラスを割ることもある。
	激甚災害	激甚災害制度による激甚災害の指定が行われたもので、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害のことである。 また、激甚災害制度とは、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚災害法）」に基づく制度のことをいう。
	警戒区域	災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のこと。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。 一般には災害対策基本法第 63 条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りが制限、禁止、退去を命令される。
	検案	監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。
	検視	検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から、死亡の状況や死因調査を行うことをいう。
	後方医療施設	災害拠点病院、救急告示医療機関、その他の病院で、災害発生後においても傷病者の受入れを行う医療機関をいう。
	コミュニティFM	1992年1月に制度化された、市町村の一部の地域において、超短波帯（VHS）の電波を利用するFMラジオ放送局。
	孤立化集落	急傾斜等があり、地震や大雪など災害時に道路が遮断されるおそれがあり、迂回路もない地域で、電話回線が切れたとき、無線配備もなく連絡がとれなくなる集落のこと。
【さ行】	災害救助法	災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。 災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。
	災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携のもとに重症者の医療を行う病院をいう。

	用語	説明
【さ行】	災害時優先電話	災害時の援助、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいて提供している電話。災害時優先電話は、発信が一般電話より優先して扱われるため、災害時にも輻そうの影響をうけにくくなっている。
	災害対策基本法	災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために1961（昭和36）年に制定された。
	災害対策本部	災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。
	災害弔意金	暴風・洪水・高潮・地震・津波などの自然災害による死者の遺族に支給される金銭。
	災害用伝言ダイヤル（「ダイヤル171」）	NTTが提供しているメッセージ録音サービスで、安否確認を目的に被災地に開設される。「171」に電話し、固定電話の番号をキーに録音・再生する。日本中にアクセスポイントを散らせているため輻そうが避けられる。 また、携帯電話各社の提供する、災害伝言板サービスとも提携し、登録された安否情報を一括検索できるサービスもある。
	サイレントタイム	建物の倒壊などが伴った災害現場で、要救助者の発する声や物音を聞くために、作業や重機を止めて、一定時間、静かな状態にすること。
	サプライチェーン	資材の調達から最終消費者に届けるまでの資材や部品の調達・生産・販売・物流といった業務の流れを、1つの大きな供給の鎖（チェーン）としてとらえたもの。
	事業継続計画（BCP）	地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、行政機関や企業が従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のこと。
	事業継続マネジメント（BCM）	自然災害や不測の事態による様々なリスクに対して迅速かつ効果的に対処し、事業活動の継続性を確保するための戦略的な運営管理手法のこと。 具体的には、BCMはBCPを策定するとともに、BCPの実行に必要な準備・資源の導入などについて、PDCA（Plan、Do、Check、Act）のサイクルで見直し、管理する仕組みを意味する。

	用語	説明
【さ行】	自助・共助・公助	<p>自助は自分の身を自分の努力によって助けること、共助は近隣の住民が互いに助け合うこと（自主防災組織）、公助は行政機関など公の組織によって助けること。</p> <p>迅速な救助活動は自助・共助・公助の連携がいかに機能するにかかっている。</p>
	指定行政機関	<p>内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のこと。</p> <p>内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省がある。</p>
	指定公共機関	<p>内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のこと。</p> <p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている組織。</p>
	指定地方行政機関	<p>内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のこと。</p>
	指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。</p>
	障害物除去	<p>災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不能となった道路において、それらの障害物を除去と簡易な応急復旧作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。</p>
	消防同意	<p>建築物（防火対象物）の安全確保のため、建築確認を必要とする建物の確認の前に、消防機関が建築計画の消防上の問題点を確認し、消防設備に問題がないことをもって、建築に同意する仕組みのこと。</p>
	全国瞬時警報システム（J-ALERT）	<p>気象庁から送信される気象関係情報や内閣官房から送信される有事関係情報を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動するシステムのこと。</p>
	ソーシャルメディア	<p>誰でも参加できる情報発信技術を用いて、社会で広がっていくように設計されたメディアの一つで、双方向のコミュニケーションができることが特長。電子掲示板やブログ、ツイッターなど多彩な種類がある。</p>

	用語	説明
【た行】	中央防災会議	内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。
	ツイッター	ユーザーが「つぶやき」と呼ばれる 140 字以内の短い記事を書き込み、ほかのユーザーがそれを読んだり、返信をすることでコミュニケーションが生まれるインターネット上のサービス。
	トリアージ	<p>傷病者が同時に多数発生するような大事故、大災害時に傷病の程度等を判断し、治療・搬送優先順位を決定する作業のこと。</p> <p>トリアージにより、最優先治療群（重症群：生命を救うため直ちに処置を必要とするもの）、待機的治療群（中等症群：多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院を要するもの）、保留群（軽症群：上記以外で医師の治療を必要とするもの）、死亡群（既に死亡しているもの、又は明らかに即死状態で蘇生の可能性のないもの）の 4 群に区分され、それぞれ赤色、黄色、緑色、黒色のトリアージ・タグにより標示される。</p> <p>大規模災害時は医者の治療を必要としない程度の負傷はタグもつけられず、また既に死亡と判断される「黒タグ」は治療が行われない。</p>
【な行】	二次災害	一般的には最初に起った災害に引き続いて、それから派生する別の災害をいう。また、気象庁では、気象災害について、大規模な災害の後に、ある時間間隔をおいて副次的に発生する災害としている。よくある二次災害としては、大地震などの後に起こる建物の火災や崩壊、火山噴火による火砕流の発生、災害救援時に救援隊を襲う災害、避難所での厳しい生活による病気や死亡など、様々なケースが挙げられる。
【は行】	爆発	噴火の一形式で爆発的噴火の略。地下の高温、高圧源での内圧が増大して起こり、音響とともにガス、水蒸気、岩石等を放出し、空振を伴う現象。時に火口や山体を破壊することもある。
	ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。
	被災宅地危険度判定	災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保することを目的として行われる。

	用語	説明
【は行】	避難勧告	災害対策基本法に基づき市町村長等が住民に対し、避難のための立ち退きを勧め促すために発令する情報である。
	避難行動要支援者	従前は「災害時要援護者」と呼ばれていた。 平成25年の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義が明確化された。 要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者である。 避難行動要支援者の要件は、各市町村の地域防災計画に定めることとなっている。
	避難指示	災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きをより強く促すために発令する情報である。
	避難準備情報	事態の推移によっては避難勧告、避難指示を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする要配慮者の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。法的根拠はなく、地域防災計画で規定される。
	避難所	被災者が一定期間滞在する施設。市町村が指定したものを指定避難所という。
	避難場所	災害の危険が切迫した場合における安全な避難先（災害の危険が及ばない場所又は施設。一時的な避難先）。市町村が指定したものを指定緊急避難場所という。
	福祉避難所	災害発生後に、障害者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を収容し、保護する施設のこと。
	噴石	噴火の際に噴出される溶岩または火山体を構成する岩石の破片。
	ヘリコプターテレビシステム	山林や高層建物の火災のように災害状況把握が困難な時に、ヘリコプターに搭載したカメラで上空から撮影し、映像を県（危機管理室・消防保安課）及び現地指揮所等に電送し、被災状況を迅速に把握することによって、災害活動を支援するシステム。
	防火線	林野火災の延焼を防止するため、林の内側又は森林の外周において、一定の幅で立ち木等の可燃物を取り除いた空間地帯。
防災会議	自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。災害対策基本法によって設置が定められている。	



	用語	説明
【は行】	防災基本計画	災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。
	放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線）、加速器などで人工的に作り出されたエックス線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
【ま行】	マグニチュード	地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約30倍である（マグニチュード2の違いで1000倍）。関東大震災はマグニチュード7.9、兵庫県南部地震は7.2、東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は9.0であった。
	モニタリングポスト	放射線を定期的に、または連続的に監視測定することをモニタリングといい、原子力発電所等の周辺でモニタリングを行うために設置された装置をモニタリングポストという。
【や行】	要配慮者	従前「災害時要援護者」と呼ばれていたが、平成25年の災害対策基本法一部改正により、「要配慮者」と「避難行動要支援者」に定義が明確化された。 災害対策基本法第8条第2項第15号では「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されているが、一般的には高齢者、障害者、外国人、妊産婦、乳幼児、人工呼吸器使用者や人工透析患者等を含む難病患者等を主な対象とする。
【ら行】	ライフライン	電気・ガス・水道・下水道・通信など、生活に不可欠な物資や情報などの補給機能を総称している。
	り災	火災、風害、水害、地震、その他の災害に合うこと。被災。
	り災証明書	火災、風水害、地震、その他の災害によって生じた建物や動産などの被害の程度を市町村が証明する書類を指す。災害によって建物や動産などが破損した場合、国で標準的な調査方法を定めた被害認定調査に従って研修を受けた調査員が被害状況を調査して、その被害の程度から罹災台帳を作成し認定する。被災者生活再建支援金や災害復興住宅融資などの被災者支援程度の適用を受けたり、損害保険の請求を行う際に必要となる。
【わ行】	ワンセグ	地上デジタル・テレビ放送の1チャンネル分の周波数帯域を、13のセグメント（伝送路を区分して使う単位）に分けたうちの1セグメントを、携帯や移動体端末向けのテレビ放送用として割り当てて提供されるサービスの名称。